

(ヌ) 労働者農民青年の政治的権利

斯くの如く経済的に軍國主義的に血と肉とを絞り取らるる青年勞農者は、政治的には最も悲惨なるものにして、初步的政治權利すらも附與されず、普選の如きも名目のみにて斷して青年には及はず、政治的結社集會に参加するの權利無し。工場委員會、共濟委員會に於ても平等の權利附與されず、革命的行動に對しては治安維持法中に死刑をも規定しあり、右翼労働組合、警察官の手に依る虐待は青年の上に及へり。

(三) 「ブルジョア」及社會民主主義者の青年政策。

(イ) 社會民主主義者の政策は

労働組合官僚幹部は青年の賃銀値上げ、労働條件改善等の獨自的要求に對して最も恐怖し、積極的に之か鎮壓に努力せり。彼等は工場に於ける親方の結合主體たり。其の典型的のものは海員組合にして、此の首腦部は船内に於て高利貸と爲りて資本家の如くに水、火夫より搾取を事とす。尙海事協同會と結合して青年労働者の反抗を抑壓す。

右翼労働組合等の社會民主主義幹部は常に青年労働者を恐れ、工場内に於ける労働者の陣營を二分することに汲々とし、「ブルジョアジ」産業合理化に依る賃銀値下、労働條件改悪に對し公然隱然の援助を與へつつあり。海員組合は大阪商船、日本郵船に於ける賃銀値下げに賛成し、更に協調的工場委員會に於ける労働監督者と爲りて労働者の奴隸使用人として立つ。故に青年の革命的諸行動に對しては凡ゆる方法によりて摘發し、之れを絞殺吏の手に引渡すものなり。此の右翼労働組合官僚幹部の集結せる日本労働俱樂部の目的は

1. 共產主義の指導精神に反對し、國際労働機關との結合を圖ること
2. 「ブルジョア」改良主義の支持者として、「ブルジョア」議會の信徒として、革命的政治的要求を粉碎すること

3. 「ブルジョア」「デモクラシー」の擁護から「ファシスト」獨裁への道を拓き且つ之を支持すること

社會民主主義者は「ブルジョア」「ファシスト」軍國主義青年組織の諸活

皇室中心主義への賛美を事とし、殊に鈴木文治、安部磯雄のみならず、下劣なる解黨派の如きは、勞農維新黨なるものを作らんとして、「ブルジョアの限界内へ閉籠り表面左翼的言辭を弄するのみにして、其の實農民青年の黨への参加を拒否しつつあり。

(ロ) 「ブルジョアの青年政策

其の階級的支配の支柱を堅固にする爲め青年を「ブルジョアの」臣民精神へ閉ち込め——其の精神的支配を確立することは青年を「ファシスト」團體、軍國主義團體に閉ち込める爲めに最も都合好き、「イデオロギー」にして、此の目的を達する爲めに「ブルジョアの」學校教育は幼年時代の學校から大學迄系統的に進められ、尙男女青年團、「ボーイススカウト」、少年團、「キリスト」教青年會、佛教青年團、體育教育會、音樂會、文學其の他の藝術協會等も亦凡て此の「臣民」精神に閉ち込む爲めの過程に過ぎざるなり。

而して勞苦青年の廣汎なる大衆への政治的叫びは、其の政治的色彩としては

「ファシズム」から社會平和主義に在り。其の形態は軍事組織、「スポーツ」組織、宗教的團體、平和主義組織の教育修養團、娛樂組織等にして、此等種々の形態中に於て其の中心たるものは「ファシスト」組織と軍國組織とにして、何れも「ブルデモクラシー」の假面を被むる「ブルジョアの」正體なり。青年團、在郷軍人團の「ファシスト」振りとしては一九三〇年四月の市電「ストライキ」の際には從業員勞働者の面前に敵として現はれ、電車を動かす訓練を爲し、遂には「ラデオ」迄動員して青年を「ブルジョアの」臣民精神の中に押し込むことに努力したり。

(四) 黨の青年運動に於ける任務。

斯の如くなるを以て

(イ) 勞農青年の多數者を獲得すること

「ブルジョアの」社會民主主義者なる敵を粉碎し、勞農青年を共產主義の旗の下に多數を獲得することは黨の重要なる任務なり。即ち農民青年を驅りて勞働階級の一部として、貧小農階級の一部として、階級闘争の中に洪水の如く参加せしむ。即ち青年の特殊の要求のために貧農階級解放のために全共產主義

運動の一部として動員するものなり。斯くて現在の如き戦争と革命の期に於て吾々が共産主義青年同盟の下に労働青年の大多数を獲得することは其の中心的任務たるものにして、其の遂行のためには赤色労働組合青年部の擴大強化、右翼中間派組合の青年部内に於ける革命的反対派の擴大強化、農民組合、農民委員會の青年部、農村に於ける革命的青年組織の各擴大強化、その他共産主義青年同盟の補助機關の擴大等に努力するものなり。

斯くの如くにして労働者農民の獲得が其の重點をなすものにして、其の労働階級の指導的任務としては

1. 貧農青年を帝國主義への闘争に動員するために組織すること
2. 殖民地、半殖民地、勞苦青年大衆との結合に依り最も強大なる組織を持つこと

之なり。

次に

(ロ) 青年運動の國際的傳統に付きて述へんに

「プロレタリア革命運動は「ブルジョア」の苛酷なる搾取、軍國主義的虐待と壓迫に對してなされるものにして、此革命運動たるや從來の社會民主黨及労働組合幹部が日和見主義、官僚主義へ墮落し、労働青年の政治的、經濟的、文化的要求を等閑に附し居たるに反抗して最初より革命的傳統を以て現はれたるなり。一九〇七年三月「ストットガルト」に於ける第一回國際大會に於て國際社會主義青年同盟結成され、同志「カール・リープクネヒト」に依り革命的綱領確立されたり。

次て一九一五年の「ベルン」會議に於て右國際社會主義青年同盟を更生し、國際事務局を設立したり。而して此の國際事務局にありては

「プロレタリアートの武裝」

「ブルジョアの武裝解除」

「武裝峰起に依る帝國主義戦争の革命的終結」

等の革命的「スローガン」を掲げたり。「キム」(國際青年共産黨)は實に其の傳統

の繼承者たるなり。而して此の國際事務局は歐洲大戰中は社會民主主義の裏切りに對して革命的に戦ひ、一九一九年國際共產黨が創立せられ、次て國際共產主義青年同盟の成立する迄終始革命的任務を負擔遂行したり。

一九一九年十一月「ベルリン」に於ては「コミンテルン」の指導の下に第一回の創立大會が開催され

「プロレタリアの武装」

「赤軍の建設」

の二「スローガン」が掲げられたり。之か西歐の直接の革命的状態なりき。又、中國に於ては蒋介石の革命的労働者殺、黨内の日和見主義指導との公然の闘争に依り、黨の革命的傳統を擁護せしものは實に中國共產青年同盟なりき。

(ハ) 青年運動の國內的傳統

一九二三年黨の直接指導の下に組織されたる日本共產青年同盟は、其の設立當時國際青年「デー」を執行し、以て青年を國際的闘争の中に引き入れたり。

次いて一九二五年には全日本無産青年同盟か日本共產青年同盟の指導下に

創立せられ、一万二千人の勞農青年を以て結合し、革命的任務を忠實に遂行せり。關東大震災に於ける大虐殺中にありて河合(義虎)外七名の者か江東に於て虐殺されたるは、彼等か革命的に労働者青年のために活動したるか爲なり。一九二七年末の黨か再組織されたる時、共產青年同盟も亦定期的に再組織を爲して其の独自の風貌と同盟の「ボルシェビキ」的大衆化に依り革命的實踐を爲したり。即ち

一九二八年の 三・一五

一九二九年の 四・一六

等の大檢舉當時にも共產青年同盟は其の活動分子を大衆的に黨に吸集し、以て大衆的に黨の活動を補充したり。

次いて一九三〇年五月には左右兩翼の偏向との闘争に於ける黨の方針を忠實に實踐に移し、最も革命的に闘争せしは實に日本共產青年同盟なりき。大檢舉にも不拘、凡ゆる英雄的行動を爲し、特に一九二八年、一九二九年に亘りて支那への出兵反對、反帝國主義運動に於ける英雄的行動を黨の指導下に遂行

せり。「ブルジョア」は死刑法を制定し、或は凡ゆる「スパイ」政策に依り解黨派を作ることによりて黨を破壊せんとしたるにも拘らず、黨は益々成長しつつあることは、共産青年同盟か如何に黨の爲めに忠實に活動せるかの一面を物語るものなり。如斯黨か共産青年同盟を指導する其の革命的傳統こそは直に輝しき傳統なり。「未來は青年のものなり」との「レーニン」の言葉これこそは青年の革命性の端的表現なりと謂ふへし。

裁判長は「プロレタリア政治教程」の序文を引用し、「アドリツク・ドーマン」は「二十年の生活經驗に依り共産主義の誤れることを悟れる」旨告白し居れるか如何と訊問せしに對し

同被告人は「ドーマン」は有名な裏切者にして、彼の言は採るに足らざる旨陳述す。此時

被告人三田村四郎自席より發言を求め許可を得て、明後日の裁判の進行に付きて一言したしと冒頭し

聞く處に依ると黨員たる吾々に精神的苦痛を與へる爲め獄中に於て嚴しく彈壓せ

よと命令ありしとか、現に刑務所に於ては一寸でも抗議すれば懲罰に附し居るか、之れは裁判長か吾々を決裂せしむべく左様なされしにあらすやと陳述したるに對し

裁判長は命令せすと答ふ。

被告人三田村四郎、彈壓のあることは事實にして刑務所か彈壓に依る裁判進行の妨害を止めざるならば、且裁判長の命令無しとすれば、これは對刑務所の問題なる故吾々は刑務所に歸りて後協議の上刑務所に抗議すへし。然し裁判の進行に對して妨害する意思は毛頭無し。それは今日迄の吾々の態度を御覽になれば判明すへし。吾々は依然裁判には出廷すへし。但刑務所に對しては或る種の方法を以つて鬭争すへしと陳ふ。

裁判長は左様な事は當法廷に於て述ふべきことに非すと軽く一蹴し、次回期日を九月十九日と指定し閉廷を宣す。

被告人、傍聽人等靜肅裡に退廷するを待ちて裁判長以下判事、檢事、書記退廷す。時に午後三時十分。

警戒狀況

裁判所及其附近、被告人護送途上の警戒は前回同様の方法を以て警戒を爲し無事なるを得たり。

傍聴者の状況

一、法廷内

特別傍聴人 九十五名

一般傍聴人 三十六名

共同被告人及家族 十五名

合計百四十六名

終始裁判長の命令に服し静肅にして不穩の行動等なし。

二、法廷外

比較的静肅裡に傍聴券を交付を受け他は退散したり。

第十九回

日時 昭和六年九月十九日

場所 東京地方裁判所陪審第二號法廷

裁判所の構成

裁判長 宮城 實

判事 西久保良行

同 尾後貫 莊太郎

同 城 富次

裁判所書記 丹内喜代壽

同 堀内利國

検事 平田 勳

辯護人 十三名

布施辰治 神道寛次 細迫兼光 武藤運十郎

高橋 武 谷邨直雄 河合 篤 大森詮夫

阿河準一 青柳盛雄 窪田貞三郎 後藤 亨

出頭被告人

二十七名

蓬田 武

佐野 學 市川 正一 鍋山 貞親 福本 和夫

丹野 セツ 杉浦 啓一 小西 茂國 三田村 四郎

西 雅雄 徳田 球一 唐澤 清八 志賀 義雄

片山 峯登 國領 五一郎 中尾 勝男 岸本 義雄

松尾 直義 齋藤 久雄 高橋 貞樹 今野 健夫

相馬 一郎 河田 賢治(以上勾留中)

湊 七良 是枝 恭二 内垣 安造 南 喜一

喜入 虎太郎

不出頭被告人

五名

金澤 一馬 門屋 博 水野 秀夫 中村 義明

金子 健太

概況

午前

午前九時五十分裁判長以下判事、検事、書記等入廷。裁判長は直に被告人、傍聴人の順序にて各入廷せしめたる上被告人には私語を交すことを禁じ、傍聴人には起立せざる様夫々注意を與ふ。

午前九時五十五分。

裁判長は開廷を宣し、被告人徳田球一を供述席に就かしめ、前回に引續き供述を續くべきことを命ずるや

同被告人は今日は共産黨か如何に共産主義青年同盟を指導するか、即ち青年同盟の本質及黨と同盟との關係に付詳述せんと前提して大要左の如き供述を爲したり。

黨は革命運動の集中的最高指令部にして、大衆運動を指揮するものなり。即ち革命運動の尖端的組織と同一意義にして、大衆中に積極的に活動するなり。黨は労働組合、農民組合、消費組合「モツブル」等の大衆團體の内部に「フラクション」を持ち、其の「フラクシ

「ヨ」に依りて大衆を指導し統制するものなるか、それと同様に黨は當然共産主義青年同盟内に「フラクション」を有し之を指導統制するなり。共産主義青年同盟は大衆の中にその構成員を求むる處の大衆組織にして、現在の如く世界革命時代に於ける階級的、革命的青年運動の唯一の組織を爲すものなり。今若し共産主義青年同盟を定義せば「共産主義青年同盟は「コミンテルン」及共産黨の綱領と戰術とを承認し、この綱領と戰術とを以て勞苦青年特に勞働者貧農青年大衆を指導するものなり」と供述したり。裁判長は更に右定義を反覆せしめたる上、然らはその定義は規約に據りて述へしものなりや如何と訊問すれば

同被告人、規約を基礎として理解し易く述べたるものなりと答へ、今試に規約を讀まんとて「コミンテルン」規約第一條を讀み上げたり。即ち第一條に曰く

「萬國の勞苦青年を共産主義の目的の爲めに獲得すること並にその實現の爲めに必要な「プロレタリアート」の獨裁を樹立すること。「プロレタリアート」の革命的運動に活潑に参加することを土臺として彼等を教育し組織すること及資本主義に對する闘争、特に帝國主義戦争に反對する闘争」云々と

同被告人は更に語を續けて「コミンテルン」の目的の爲に及其の内部組織の爲めに都市小「ブルジョア」、被壓迫青年の文化的要求の爲に之を同盟の陣列に引入れ、共産黨の豫備軍と爲すものなりと附言し、更に

斯の如く同盟は勞苦青年の革命的大衆組織なれば「ブルジョア」か特に罰せん爲にのみ謂ふところの「若き共産青年黨」には非ず。故に各國共産主義青年同盟の結集たる國際共産主義青年同盟即ち「キム」を「青年」「コミンテルン」等と翻譯するは誤れり。正式には國際共産主義青年同盟、共産主義青年「インタナショナル」略稱すれば「キム」にして、之以外に名稱は斷して無し。

一國に於て共産黨以外に勞働者の革命的指導的黨はなし。即ち黨は革命運動の唯一最高の指令部にして、黨以外に元來若き共産黨の存在する余地なし。世界革命の最高指令部は「コミンテルン」にして、それ以外には「若き黨」、「若き國際黨」即ち「青年」「コミンテルン」等の存在理由なし。又共産主義青年同盟は單に擇はれたる者、或は進歩せる分子の結集たるのみならず實に勞働青年の大衆的組織なり。特に日本の如き處に於ては非常に廣汎なる青年大衆を同盟に獲得するの要あり。同盟は小さき「セクト」的「グループ」

「ブ」には非ず。同盟の組織的原則は當然「ボルシエヴィキ」的なるか、其の故を以て大衆組織には非すと言ふ勿れ。「ボルシエヴィキ」組織たることと大衆組織たることとは常に兩立し得るものなり。

共産主義青年同盟の組織原則は左の五點に要約することを得へし。

- 一、組織の基本單位は經營細胞なること。
- 二、民主的中央集權主義的原則を守ること。
- 三、労働者農民大衆の基礎組織内に同盟の「フラクション」を持つこと。
- 四、非合法の時と雖も大衆組織として留まるべきこと。

此の事は非常に重要にして、動もすれば非合法の下に黨の青年部を持たんとするか如き偏向を生ずるものなるも、そは全然誤れり。このことは最も同盟の本質を明かにせるものなり。

- 五、鐵の如き嚴格なる規律の下に生活せざるへからざること。

次に同盟と共産黨との關係を述ぶるときは、同盟の性質は一層明瞭と爲るへし。同盟は全共産主義運動の一部なるか故に、黨と組織的に嚴密に結合しつつ黨の指導の下

に活動するものなるも、同盟の獨自性、自主性はそれか爲め毫も害せらるるものに非ずして、同盟はそれ自身の組織目的を有するものなり。この點に關し「キム」の綱領第五條に曰く

「一國「コムサモール」の政治的活動は當該國共産黨「コミンテルン」支部の國的範圍に從屬す。相異を生したる場合には「コムサモール」は「コミンテルン」及び「キム」の諸決定に從ひ國際的規律を一國的黨規律の上に置く。共産黨と「コムサモール」の一切の指導部との間には相互に決議權を有する代表を送る。同様に「コムサモール」は黨の凡ての大會、會議に相當數の代表を選舉す」

と。之によりて明らかなる如く同盟は共産黨と非常に密接なる組織的結合を保ち、各段階に於て相互的に代表を交換し、共産主義運動の最高指令部の戰略、戰術を承認し、全世界の共産主義運動の戰線の中、青年運動の特殊任務を遂行するものなりと供述したり。この時

裁判長は青年運動の特殊の任務の意義如何と訊問したるに
同被告人は以上にて明かならんも更に一言を附加せんに、青年の特殊的要求とは青

年の特殊的位置による特殊の要求、例へは經濟的要求、文化的要求等々の爲めに共產主義を以て闘ふことこれなりと答へたり。而して

同被告人は更に進んで曰く。黨と同盟との關係は斯の如く密接に結合せりとは謂へ、同盟は一般に黨の青年部に非ずして完全にその獨立性を保有し、獨立生活を爲す全機構を有するものなり。日本に於ける場合も亦同し。黨は一九二三年「キム」の決定に従ひ日本共產主義青年同盟の直接の組織者となりしか、爾來黨と同盟との關係は相互的に指導部に代表を交換し、同盟は黨の指導下にあり。殊に「コミンテルン」第六回大會「キム」第五回の決議を實踐に移す爲め、我共産黨は奮闘し來りたる爲め、黨と同盟との關係は各段階に於て特に基本組織たる各細胞に於て極めて密接となるに至れり。即ち黨はその内部に青年指導係を置き同盟の擴大強化に務めつつあり。正しき結合は同盟を最も活動的ならしむる基礎條件なり。

共產主義青年同盟は社會民主主義青年同盟と根本的に相異なるものなり。社會民主主義青年同盟は極めて「ルーズ」なる團體にして、社民黨の一部を爲し、同黨の官僚的支配下に生活するものにして、社民黨の小「ブルジョア」的教育機關たる任務を有するに過

きす。而して社民黨は労働組合に於ける青年部か動もすれば官僚幹部に反對し、革命的傾向を帯ひ事毎に衝突し、爲めに官僚的幹部は革命的精力を怖れて青年部を解散し、或は彈壓し、又は幹部かこれを手下とせんか爲めに名前のみの青年部を作りつつある状態なり。社會民主主義青年同盟に於ける青年の獨立性は抑壓せられ、官僚の手先となり了れり。社會民主主義青年同盟はその革命性に乏しく、共產主義青年同盟とは全く尖鋭なる對立を爲すものなり。又黨と同盟とは親子の關係なりと論ずる者あるも實は然らずして、同盟は凡ゆる労働運動を爲す成人同志諸君と共に肩を並へて夫々の任務に就くものにして、並行的存在にして親子の關係に非ず。然るに「ブルジョア」は共產主義青年同盟を目するに若き共産黨を以てし、治安維持法を以て之を處斷し、死刑を以て之に蒞まんごせり。豫審判事曰く

共產主義青年同盟は立憲君主制を撤廢し、私有財産制度を破壊して無産者獨裁による共產社會を樹立せんことを目的とする「ユース」と稱する秘密結社なり云々と。然れども元來「ユース」なる秘密結社は斷してなし。又日本共產主義青年同盟は斯る消極的なるものに非ず。此の事は同志三田村に依りて徹底的に駁せらるる筈なれ

とも一言を費さんに、日本共産主義青年同盟へ、その独自の風采を有し非合法組織なりとするも決して秘密結社には非ず。再言す。「ユース」には非ずして日本共産主義青年同盟なり(と稍昂奮したる語調にて縷述するや、裁判長より名稱は如何様にもよろしと一酬され更に供述を促さる)

世界の社會的規模を通觀するに、全人類は抑壓者と被抑壓者とに分たるるか、現今帝國主義時代に於ては「ブルジョア」地主階級を中心とする支配抑壓階級と労働者農民階級を先頭とする都市小「ブルジョア」等の被支配、被抑壓階級との二階級の對立抗争は日を追ふて尖鋭となり、その間の闘争は世界革命を醸成しつつあり。而して社會革命に依りてのみ此の對立は清算せられ、新状態に展開せらるるものなることを忘るへからず。斯くの如き時代に於ては勞苦青年は全世界的國際連帶的ならざるへからず。この形勢に従ひ日本勞苦青年も、世界共産主義者の最高司令部「コミンテルン」の一部を爲す國際共産主義青年同盟「キム」に結集すへきなり。

「キム」の綱領によれば「國際共産主義青年同盟は「ルーズ」なる聯合に過ぎざる社會民主主義「インターナショナル」とは正反對のものにして、即ち萬國の組織團體には非ず。

實に國際中央集權的なる同盟にして、同盟内部の決定はそのまま各國の共産主義青年同盟の最高法律となるものなりとす。従つて日本共産主義青年同盟は國際共産主義青年同盟の一部たる結果、當然國際共産主義青年同盟の指導に従ひ其の決議に服従せざるへからざるものとす。

國際共産主義青年同盟と「コミンテルン」との関係に付ては規約第五條に明らかにせられたるも「キム」第二回決議により説明せんに、國際共産主義青年同盟は「コミンテルン」の支部にして且つ其の一部であり、之と密接に結合して共同活動を爲し「コミンテルン」の政治的意思を中繼として各國の共産主義青年同盟に對する指導の活動方針と爲るものなり。又「キム」と「コミンテルン」の決議と執行委員會の決議とによりて行動し、又「コミンテルン」の政治的戰闘的精神の中繼者の役割を演ず。即ち「キム」は「コミンテルン」との間に相互的に代表を交換し、以て「コミンテルン」の政治的思想を仲繼して各國に於ける共産主義青年同盟の指導者と爲るなり。故に各國に於ける青年同盟は「キム」を中繼として「コミンテルン」の指導に従ひ「コミンテルン」の一部を嚴格に構成す。斯くして國際的階級闘争は統一的に行はるるなり。

次に一九二三年九月日本共産主義青年同盟成立後半年にして國際的闘争に参加せり。青年同盟は如何に活動せしか。これを論せんに同盟は青年の國際的革命的闘争への勢揃にして、革命を宣傳、煽動する機會なることを自覺しつつ國際的運動に参加し來りたり。即ち

- 一、國際青年「デー」。(註。一九二三年以來九月の國際青年「デー」)
- 二、國際反戰「デー」(八月一日)に對し反軍國的闘争の爲め大規模に参加闘争したり。
- 三、三月八日の國際無産婦人「デー」に際し青年婦人の爲め要求を掲げて國際的に抗争したり。
- 四、實際上大なる効果を挙げたるは一九二七年日本帝國主義政府が其の強盜性を鮮明に表して山東に出兵したるに對し、同年五月日本、中國、臺灣の勞苦青年は同盟を組織し、相協力して極力反對したる闘争なり。
- 五、聞説には今日日本帝國主義は滿洲に兵を動員して中國の「プロレタリアート」に慘虐なる銃火を浴せつつありとか。之に對して日本共産主義青年同盟は徹底的に反對闘争を行はさるへからさるへし。

と稍指令めきたる語尾を残して國際共産主義青年同盟に關する供述を結ぶ。此時裁判長は「プロレタリア科學」九月號(註。昭和六年九月號)に「ユース」なる文字有之か如何と訊問するや

被告人鍋山貞親、志賀義雄等被告席に着席したるまま聲を齊しうして、黨は責任を持たずと放言するや、被告人徳田亦然りと唱和す。

裁判長は更に、或ひは無意識的なるやも知れざるも、此の書物中にも「青年共産黨」なる文字見ゆとて「プロレタリア政治教程」を示すに

同被告人(徳田)は「其の無意識的か悪い」と答へたる上、被告席に退きつつ被告人志賀義雄と何事か一、二言打合せを爲す。

裁判長は共産主義青年同盟は無産階級の獨裁を目的とすることに誤りなきや
Diktatur des Proletariats の云ふことにと訊問したるに

同被告人は然り「コミンテルン」の綱領と戦術とを綱領とし戦術として之に服従する以上、それは當然のことなりと答へたり。

裁判長は次に「キム」と「コミンテルン」との間には相互に代表者を交換するとの事なる

も、如何なる者を代表とするや。又各國の共產主義青年同盟と共產黨との間に於て、其各中央執行委員會の間に於ては如何と訊問す。

同被告人は中央執行委員會のみならず各段階に於て相互に代表を出すものなりと供述す。

裁判長は更に *Zentral Komitee* なる文字あるか之は如何と訊問す。此時

被告人志賀義雄自席に起立の上所謂 *Z.K.* とは即ち *Zentral Komitee* の謂にして *Exekutive Komitee* は *E.K.* と略稱せらるるものなり。等しく國際的組織なるも *E.K.* は「コミンテルン」にのみ用ひられ「キム」にては之を用ひす云々と説明的陳述を爲す。此時更に

被告人高橋貞樹又起ちて、裁判長の云はるるは各國のものには非すして、國際共產主義青年同盟の委員會の謂に非すや。中央執行委員とは「サグヴェート」以外には須ひざる處なりと敷衍したり。

裁判長は同被告人に黨に票決権を有する者を出すやと訊問す。

被告人高橋貞樹復之に答へて、國際組織に於ては「キム」の執行委員及「コミンテルン」の執行委員各別に存すること勿論なるも、此の「コミンテルン」の執行委員の中に「キム」の執

行委員を代表する者二、三名必ず加はるの組織なりと供述し、更に

之は「コミンテルン」の大會にて選ふものにして「キム」の代表として指名するには非す。各國幾十名中より選舉するものにして、最近に於ては同志「キタアロフ」及「ゴルキツチ」等の例を擧げる事を得。又「コミンテルン」執行委員會自體は「キム」の執行委員會に恒常的代表者を送ること無く、大會及執行委員會「ブレナム」に指導者即ち、決議権ある代表者を派遣するに止まるものとす。例へは一九二八年二月には「シユメラリ」を、九月の大會には「ブハーリン」を、最近に於ては「マヌイルスキー」を派遣したるか如し。各國別の組織に於て黨と「コムソモール」の關係は國際的關係に準ずるものとすと供述する處ありたり。裁判長は再び被告人徳田球一に對ひ「キム」の規約第五條に依つて訊問するなりと訊問するや

同被告人は應へて、先刻共產主義青年同盟は「プロレタリア」獨裁を目的とするやとの御訊問に對し「然り」と申上けしか、此の「目的とする」といふ點は誤りに非るも、未だ完たからず。少々註釋を要するものなり。即ち共產主義青年同盟は「プロレタリア」獨裁を以て直接の目的とはせず。即ち「コムソモール」は共產主義運動の爲に勞苦青年大衆を獲

得して之を教育し、指導し、組織し、動員機關と爲すを以て其の主要任務と爲すものなり。即ち共産主義青年同盟の主要目的は飽くまで勞苦青年を共産主義的に教育するにあり。此の點に付特に御注意を乞ふ次第なりと供述したり。

裁判長は更に共産主義の實現及「プロレタリア」獨裁の點は「コミンテルン」と同様に觀らるるか、共産主義者に非ざる者も入る事を得るやと訊問す。

同被告人は 然り。然り。同盟は共産主義者の豫備軍を作るものにして、一九二七年「レニングラード」に於て同盟加盟者の九十七「パーセント」は共産主義者に非ざりしことを以ても窺ひ知り得へし。「レーニン」は「青年共産主義者の一般的任務は共産主義を學ぶ事なり。然し成長しつつある青年はたた被等の教育に於ける一步一步を古き搾取者的社會に對する「プロレタリアート」及び勞苦大衆の絶間なき闘争を結合する事に依つてのみ共産主義を學ぶ事を得る。共産主義的道德の基礎は共産主義の確立と完成との爲の闘争にある。そして此處に共産主義的教育、共産主義的訓練及び教授法の基礎がある。之か如何にして共産主義を學ぶべきかといふ質問に對する答である」と謂へり云々と供述したり。次て

被告人高橋貞樹再び起ちて、組織的には獨立するも一人にて二機關を體現する例として「チェモダーノフ」「ゴルキツチ」等が「キム」の執行委員を代表して「コミンテルン」執行委員會に派遣されつつ而も「キム」の内部に在りて指導するか如しと補充供述したり。

裁判長は次に「コムソモール」の中に「フラクシオン」有りやと訊問するに

被告人徳田球一は勿論有之旨答へたり。此時

裁判長は「グイヨールグキツチ」原著の「日本文」「バンフレット」を引用せられて、斯如は如何と訊問するや

被告人志賀義雄は再び自席に起立して「グイヨールグキツチ」が「トロツキー」反對派として除名せられたるか故に、彼の意見か今日最早援用し得へからざる旨を述べたる後、裁判長より獨逸文「キム」綱領の手交を受け、先づ第五條を翻譯して一國の「コムソモール」の政治的活動は當該國共産黨「コミンテルン」支部の一國的範圍に從屬する相違を生したる場合には「コムソモール」は「コミンテルン」及「キム」の諸決定に從ひ國際的規律を一國の規律の上に置く。共産黨と「コムソモール」の一切の指導部の間には相互に決議權を有する代表を交換すると同様に「コムソモール」は黨の凡ての大會會議に相當數の代表を

選舉する云々である旨供述し、更に第一條も亦重要なりとて之を翻譯して
 共産主義竝に其の實現に必要な「プロレタリアートの獨裁の樹立の爲に萬
 國の勞苦青年の獲得」「プロレタリアートの革命運動に活潑に参加する事を土臺とす
 る教育と組織及び資本主義特に帝國主義戰爭に對する闘争。此等か國際的に實行さ
 れるべき諸任務である故に「コミンテルンの目的の爲めに、及び都市農村竝に殖民地人
 民の勞働青年の政治的、經濟的要求の爲めに、又彼等を「コミンテルンの陣列の中に引き
 入れ、共産黨の豫備に惹き付ける爲めに闘ふ可き共産主義青年同盟は、統一的國際的共
 産主義的青年組織に結合しなければならぬとある旨を供述し、更に

以此觀之、「コムソモール」は「勞苦青年の獲得」といふ點に眼目あり。此の事は直ちに
 判決に影響する處なれば明確に記録にとられん事を請ふと供述して著席したり。

裁判長は更に同盟加入條件中の年齢上の制限、黨費に相當するものの納入の有無を
 訊問したるに

被告人徳田球一は各國の事情に依り幾分例外あれど、「キム」の規約に依れば二十三歳
 以下なることを要し、又同盟は自身獨自の生活體なるを以て勿論同盟員の費用支出義

務を規定すと答へたり。

裁判長は Dorfzelle に付き訊問せんとしたるに、同被告人は農村細胞の項に於て供述せ
 んとて之を避く。

裁判長は名稱は如何。 Kommunistische Jugend Internationale と稱するやと訊問すれば
 同被告人は共産青年同盟と謂ふも正しく、又共産主義青年同盟と稱すれば一層正し
 と供述す。

尙裁判長と同被告人との間に Kommunistische Jugend Verband なる名稱を使用する支部
 ありや否や等に付訊問應答ありたる後(註)。此の問答明瞭に聴取し難し(裁判長は同被
 告人に供述を續けしむ。仍て同被告人は第三、「黨の青年運動指導の根本方針」に付き
 供述すへしと前提して大要左の如き供述を爲したり。

先づ第一に指導の中心點を申上げんに
 一、黨の戦列を強化且つ補充する豫備軍か黨に必要な事。此の豫備軍は一に青
 年に俟たさるへからさること。

二、黨の爲に青年勞働者を教育する豫備校たらしむること。

三、勞苦青年大衆を共產主義の爲めの闘争に導く組織。

此の三個の要請こそは同盟の役割にして、同時に黨の指導の中心點なり。然れとも資本主義社會に於ては客觀的條件か青年勞働者の階級的闘争への積極的參加を必要とし、且つ青年自身には青年独自の經濟的、政治的、生理的、精心的なる特殊の必求あるを以て、青年同盟に其實質を具へしめんか爲めにその獨立性を保有せしめ、青年の「イニシアテイズ」自主的活動の完全なる展開の可能性を確保する特殊組織を要求するものなり。斯の如き必要に應ずるのか即ち共產主義青年同盟なり。此の意味に於て同盟は政治的教育的組織なりと謂ふべし。然らば具體的指導方針如何といふに凡そ左の如し。即ち

1. 大衆行動に際しては凡ての黨組織を動員すること。
2. 青年の政治的、經濟的諸運動を一層效果的ならしめんか爲めに下からの統一戦線戰術の實踐的、日常的遂行への強力なる援助を爲すこと。
3. 反軍國的、反帝國主義的闘争の爲めに絶えず共働すること。
4. 同盟員の獲得、補助的組織への系統的獲得。

5. 指導的、活動的同志の養成。

6. 同盟内の「デモクラシー」、自己批判、左右兩極への偏向に對する闘争の支援。

以上の如く同盟を支援し活動闘争する事により、黨は同盟に單に指令を發して「斯くすべし」「斯くする勿れ」と云ふのみを以て能事了れりさせず、常に有機的に結合するものとす。

次に又黨は同盟に教育的任務を果たさしめんか爲め、闘争教育の指導方針を有するものなり。之れ政治組織たると同時に教育組織たる以上當然なり。即ち共產主義的世界觀、即ち理論と實踐との辯證法的統一を習得せしめ、且此の二者の如何なる對立をも許さざる事を習得せしむること。即ち教育の基礎は闘争なることを徹底せしむるなり。これを共產主義的教育の基礎となしたり。斯くの如き教育方針なるを以て「ブルジョア」及び社會民主主義の青年組織は全く對角線的に對立するものなり。社民黨は「ブルジョアジー」の代理人として、同黨の傘下に在る青年大衆を「ブルジョアジー」の奴隸たらしむべく教育することに之れ努め、純粹に資本主義的文化教育を施しつつあり。従て共產主義青年同盟の教育方針とは全く相異なる。共產主義青年同盟は斯の如き教

育組織を根柢より破壊する爲めに鬭争せざるへからず。殊に我々は社會民主黨の教育組織か労働者に對して「ブルジョアイデオロギー」を注入し「ブルジョアの爲めの監督者たらしめんとする處に重點を置く故に、それか「ブルジョアジー」の教育組織よりも幾分たりとも「プロレタリアート」にとりて有利なりと幻想する錯覺者流に對しては極力攻撃し、かかる幻想を打破せざるへからず。何となれば社會民主黨の労働學校は軍國主義國家に有利なる様に教へ、同時に青年に對し「ファシスト」團體に途を拓く爲に反動的豫備的任務を帯ふるものなればなり。我々は又青年にはそれ自身の獨立し、孤立せる鬭争の可能性ありとする「サンガリズム」的思想に徹底的の反撃を加ふるものなり。

第四、共產主義青年運動の特殊の任務即ち青年運動の根本方針は如何なる場面に精力的に發揮せらるるやに付き述へん。

第一に戦争に對する態度と革命的、反軍國的鬭争に付きて申上けん。惟ふに軍國主義は二重の役割を有するものなり。

1. 第一に一切の革命的運動の抑壓即ち換言すれば勞者農民の「ブルジョアジー」に對する反抗を抑壓する武器として、又朝鮮、臺灣、中國等に於ける労働者農民の叛亂を鎮定する爲めに役立たしめんとする事。最後に最も重要なるは反「サヴァイエー」の干涉戦に之を用ひんとする事。

2. 第二には他の帝國主義競争者に對する武器たらしむること。之なり。更に之を具體的に云へば、日本陸軍は「サヴァイエート」同盟を假想敵國の一と爲し、陸軍大學に於ては或は「ロシア」語を教へ、或は「ロシア」本國へ武官を派遣する等多大の力を盡して「サヴァイエート」同盟の内情を探り以て「サヴァイエート」同盟を攻撃し、資本主義社會を甦生せしめんと企圖するか如き労働者の不倶戴天の敵たる役割を演しつゝあり。更に過去に遡りて日本陸軍の役割を見よ。此の如き一聯の事實に依り之を現はし得へし。かの米騒動に際しては兵を動員して農民大衆の希望を抑壓し、關東大震災の際には關東地方の安寧秩序維持の名の下に内亂鎮壓演習を行ひ、而も當時江東に於て慘虐の限りを盡したるは衆知の事實なりとす(註。所謂龜戸事件)。又一九二〇年川崎三菱に大「ストライキ」勃發するや、此の兩財閥を擁護する爲めに軍隊、巡查等は多數革命的労働者を殺害したり。其の他間島事件、万歳事件、霧社事件、南京事件等々事ある毎に朝鮮、臺灣、南北支那等に駐屯する軍隊はその帝國主義的暴戾の限りを盡し來れり。

又最も忘るる事能はさるは北樺太「シベリア」に三ヶ年に亘りて大規模の出兵を爲し、爲めに軍費を支出すること九億圓に上りし事なり。労働者農民は特に之を憶ひ出さざるへからず。斯の如く労働者農民に對する直接の武器たると同時に、他方労働者農民青年に欺瞞的教育を施して帝國主義者の利益の爲めに大砲の標的たらしめんとする意圖ある事は述ふるまでも無し。

斯の如き慘虐なる任務を有し、斯の如き目的に奉仕する軍國主義は革命の成熟に伴ひ反革命的「ファシスト」的傾向を益々露骨に表はし、且つ其の基礎を強固ならしめんか爲め労働者農民に無暴なる抑壓を加ふると共に職業的軍人即ち將校の數を増加し、一方に於て現役兵員を減少するも他方に於て廣汎なる豫備軍を作り、全人民を國家的に總動員し、一切の人民を軍國主義の餌食に供せんとす。軍備縮少と云ふも全く表面的なるものにして、其の名美にして實は豫備軍養成に役立つのみ。これ軍隊の質的變化に過ぎず。實質は全く國家總動員の組織なり。軍國的産業組合亦然り。此の事は各産業組合内部に青年訓練所を持ち、労働者を之に強制的に加入せしめ、加入せされは賃銀不増加、不賞與、誠首等の不當條件を課するか如き事實によりて明かならん。又彼等

は青年訓練所に青年労働者を加入せしむる爲めに軍國主義を工場に入れ、修養團の名の下に勞苦青年大衆の革命的精力を此の方面に發散消耗せしめんとする支配階級の欺瞞的機構なり。又彼等は労働者青年のみならず、それ自身の階級の憤激することを虞れて「ブルジョア」及び小「ブルジョア」の子弟を教育する爲めに將校を中等學校以上の諸學校に派して軍事的に教導し、又在郷軍人組織は單に街頭のみに止まらず工場内にも其の分會を有し、労働者の革命的組織を破壊する「ファシスト」的役割を演しつつあり。斯の如く軍備は其の質を變化して労働者を之に動員し易くしあるなり。

又次に客觀的情勢を見るに、一方飛躍しつつある社會民主主義の普及する資本主義國家あり。他方五ヶ年計畫か豫想以上の成功を見つつある國あり。又他方には恐慌の底知れぬ深化市場の狹隘あり。更に深刻化する恐慌は「サヴァイエート」に對する干涉戰を豫定し、再び帝國主義戰爭の起らんとする形勢を示すものあり。同時に資本主義國日、英、米の間の戰爭は着々實現に向つて進行しつつあり。最近日本は一將校の銃殺事件を口實として滿洲に出兵せり。而して既に滿洲に於ては帝國主義戰爭の力現實に開始せられたり。

日本政府は常に財政困難の状態に在り。資本主義恐慌に悩みつつありと稱しつつ軍備には莫大なる費用を支出しつつあり。この爲め他の費用を節約し死物狂ひの有様なり。今左に一九三〇年度の豫算に基く大阪毎日新聞社發行「エコノミスト」誌掲載の各國總豫算に對する軍備費の割合を示せば

日 本	二九・〇%
英 國	一三・七%
米 國	一六・六%
佛 國	二二・六%
伊 國	二三・五%

にして、最も軍國的なりとせらるる「ファシスト」專制の彼の伊太利のそれよりも大なるは驚くへし。この他實質的軍備費例へは軍事公債利子、軍人の恩給、軍事教育費、徴兵費等々を合算せば實に五三%以上に達すへし。斯くの如きを敢て支出せるを見るも戰爭の危機の將に切迫せるを知るなり。南陸軍大臣は全國師團長會議の席上に於て軍政改革と謂ふも所詮は軍備擴張なり。國際軍縮の如きは害ありて益なし。國民か軍

國的精神より離るるは日本國の最大頭痛の種なりとし、更に滿蒙出兵の緊要なる所以を説明し、陸軍首脳部は非常なる決心を有すとまで斷言せり。

現實の事態に對し彼自身は斯くの如く告白せり。故に都市及農村の勞苦大衆か敵の軍隊即ち「ブルジョア」軍隊の爲めに利用獲得せられ、一肉塊として召集さるるに至るへし。之を防止する爲め猛烈に闘はさるへからず。其の爲に既成軍隊、軍艦の内部組織の破壊の爲めに精力的に闘争する必要あるなり云々と供述し、言辭極めて詭激を極めたるを以て、此の時裁判長より嚴に注意を加へられ肯かされは公開を停めんと諭す。同被告人は稍語調を降し、特に此の事に付き我々か反軍國的闘争に於て同盟を如何に指導し來りたるかと云ふに

- (一) 一九二三年より一九二五年の「シベリヤ」出兵に際し對露非干涉同盟を組織し、青年同盟を其の中に動員し、又其の當時始まれる學生の軍事教育に對し學生を動員して之と抗争せり。急進的學生は黨と同盟の指導に依り翕然として蹶起するに至れり。

- (二) 一九二六年より一九二七年に至る中國大革命に際して對支非干涉同盟を組織

したり。當時社會民衆黨は蔣介石を支持し、滿蒙の特殊權益擁護を主張したりしか、我々はこの際社會民衆黨の支配級階の手先たることを暴露し、積極的に鬭争したり。而して當時我々の採りたる「スローガン」は「一錢の軍費も出すな」「滿蒙の特殊權益の拋棄」「反軍國主義の爲めに鬭争せよ」等々なりき。

(三) 三月十日を「ブルジョアジー」は彼等にどりて誇るべき日なりとして陸軍記念日となし、「國防デー」なるものを催し居れるか、日本「プロレタリアート」にどりては最も憎悪すべき日なるを以て、一九二七年の再組織以後擴大強化せる黨は、此の所謂「國防デー」なる名稱をば「労働者農民防衛デー」と改むべき旨宣傳し、この時を記念する爲め「兵卒新聞」を發行し、軍隊内にも共產主義の宣傳をなしたり。

(四) 山東出兵に對する鬭争として「極東反戰同盟」を組織し、出兵軍隊及び兵營内の軍隊に對し精力的に「ピラ撒き」を爲し、或は「パンフレット」又は口頭を以て宣傳に努めたり。この際の「スローガン」は「山東出兵絶対反對」「帝國主義戰爭の危機と鬭へ」「革命中國を守れ」「海上労働者は一人の兵卒も送るな」「戰鬭的労働者は一個の軍需品をも拒否せよ」「一錢の軍事費も出すな」等なりき。此時

裁判長は具體的に一々例示に及はざる旨注意を與ふ。

同盟は更に「コミンテルン」第五回「キム」第六回の各大會の後大いに發展し、其の大會決議に従ひ主として入營前の青年に對する宣傳、煽動の爲め反帝國主義同盟を組織して軍隊、軍艦内に働きかけたり。斯くて山東出兵に對する反對の聲漸く盛んならんとするを見て、社會民衆黨は賀川豊彦、安部磯雄等の首唱に依り「全國非戰同盟」を以てこれに應じ、且つ黨議を以て之を支持することとなれり。然れともその眞意果して如何と謂ふに、非戰同盟は云ふ迄もなく彼等は「ケロッグ」條約を讚美し、國際聯盟規約の軍縮を謳歌するものに外ならず。此等社會民主主義者は歐洲大戰勃發の時「祖國防衛」の「スローガン」に看板を塗り換へ、爲に毒素は全世界に擴まれり。表面秘密外交打破、軍事主義的侵略絶対反對等の噓言を述べ氣勢を擧げるも、それは彼等の「穩れ簞」に過ぎずして、眞底に於ては何等軍國主義と徹底的に鬭争するものに非ず。彼の賀川豊彦、安部磯雄、鈴木文治輩の如きは勞苦大衆に對する最惡の裏切者にして疑もなき資本主義日本の加擔者なり。彼等裏切者の指導する左翼社會民主主義者か、この社會民衆黨の綱領の下に「ブルジョア」的殖民地政策を眞向より振り翳せる様を見よ。「自由入國」てふ看板の如き

は正に其の本音なるなり。特に小汚ないのは解黨派なり。これは現在日本共産黨を支持すると稱するも實に日本軍國主義の番犬なり。「スパイ」なり。水野成夫の檢事に宛てし上申書を見よ。「國民外交」「日本民族の反映」等の名により滿蒙利益を支持す云々ごあり。之か解黨派の眞髓なり。彼等は被壓迫階級より闘士及武器を奪ひて壓迫階級にこれを讓渡し、齒の先、爪の先まで武装せんとするものなり。我々は彼の或は戰爭の爲めにする戰爭を忌むと稱し、又或は一般的武装解除を吹導する平和主義的「ブルジョア」、小「ブルジョア」的「イデオロギー」に反對するものなり。我々は進歩約戰爭、即ち民族解放戰爭及び世界を共產主義的に進展せしめんとする戰爭を支持するものなり。又「一般的武装解除」と云ふ「ベルン」會議の「スローガン」も誤りにして之に反對し、又個人的に兵役を忌避せしめ、或は兵營を脱走せしめんとするか如き「アナキスト」的態度にも反對し、進んで根本的に兵營内部より動搖を起さしめ遂に之を破壊せんとするものなり。

之を要するに黨及び同盟の中心目的は、飽くまで資本主義の轉覆の爲めに「ブルジョア」の武装解除を目標に闘ふに在り。共產主義社會の建設ありて「プロツク」的壓迫及び

帝國主義戰爭か廢止せられて初めて眞實の平和は……此の時

裁判長は未だ定まらざる將來の事に付縷述するも甲斐無かるへしと諭すや

同被告人は裁判長の用語中の「確信は存在の反映なり」を捉へて、之を要するに見解の相違に謁く。裁判長は「コミンテルン」決議を攻撃せらるるも、同時に裁判長の言か權威あるものに非ず。以上述べ來れる處は單なる空想に非ずして、共產主義理論に依りて確信するに至れるものなり。我々は更に進んで戰爭に對する態度を明にせんとて

自國政府の敗北

帝國主義戰爭を内亂へ

等と矯激極まる言辭を弄し、裁判長は氣色を勵まして説明を禁す。同被告人之に從はず

「サヴィエート」干渉戰を徹底的に打破し……

自ら赤軍を建設する事に依り……

等益々國軍を侮辱し、安寧を紊るか如き陳述をなさんとしたる爲め

裁判長は國家の内外に對する安全を紊る言辭に出る時は法廷の公開を停むへしと

嚴に論ず。

同被告人は漸く之を諒としつつ、尙斯の如き事のみにて國家の安全を紊るとは如何に「ブルジョア」國家か腐朽せるかを示すものなり。故に反動戦争には絶対反對なり。然れども進歩的戦争即ち民族解放戦争成功の爲めの殖民地及半殖民地の駐屯軍をして積極的に叛亂に導かんことを期するものなりと早口に供述し去りて此の段の供述を終れりと辯解しつつ、尙帝國主義戦争反對闘争を具體的に述べんとて左の如く供述したり。

(一) 兵卒、水兵等を階級的に考察すれば労働者農民なり。資本主義はこれ等を強制的に肉弾として戦場に送りつつあり。彼等は經濟的にも非常に搾取され、壓迫されつつあり。而も兵器の進化により軍事的にその搾取度を強化せられつつあるなり。我々の任務は彼等に彼等の屬する階級的性質を知らしめ共産主義思想を傳へ、彼等をしてその政治的、經濟的、日常闘争に奮起せしむるに在り。「レーニン」嘗て曰く「軍隊内に於て共産主義を宣傳することは緊要のことにして、若しこれなくは黨はその責務を果したり」と云ふことを得すと。此時

裁判長は好意的注意に應せされは豫告なくして公開を禁止すへしと嚴重戒告す。同被告人之を諒として次の如き供述を爲す。

- (二) 在郷軍人、青年訓練所、學生軍事教育、「ブルジョアの」的、「スポーツ」諸種の修養團體等は「ブルジョアの」軍國的の機構なり。吾人はこれと徹底的に闘争せざるへからず。
- (三) 特殊的軍事的組織即ち軍隊、憲兵、警察か有機的に結合する組織及此等の豫備軍として役立つ凡ゆる組織に對しても攻撃せざるへからず。
- (四) 労働者農民の自衛隊を組織する事。之は白色「テロル」に對しての自衛的闘争のみならず、軍事的知識を涵養し且つ共産主義思想喧傳と廣汎なる労働者農民の獲得を爲して武装蜂起及市街戦の準備を爲さざるへからず。
- (五) 戦争の場合に於て軍需品工場、金屬工場、化學工場等は軍國主義的國家總動員の目的となるものなるか故に、之を内部より破壊し軍國的目的の爲めの動員を不能ならしむることは極めて重大なることなり。

斯くの如く我々の任務は「サヴィエート」擁護、支那、印度の革命の擁護解放に存し、黨はかかる任務を遂行する爲め、共産主義青年同盟と相共同して闘争せざる可からざるは

勿論、朝鮮、臺灣の共產黨と共同闘争を爲すの要あり。其の中心、スローガンは帝國主義絶對反對なり。

以上を以て黨と同盟との關係に關する説明を終る云々と供述す。

裁判長は休憩を宣し、被告人、傍聽人等の靜肅に退廷するを待ち、裁判長以下判事、檢事、書記等退廷す。

時に正午なり。

午後

(不勾留被告人南喜一不出頭)

午後一時十五分裁判長以下判事、檢事、書記等入廷。

裁判長は直ちに各被告人、傍聽人等を順次入廷せしめたる上、同二十二分開廷を宣し、被告人徳田球一を廳きて午前引續き供述を爲すへき旨を命するや

同被告人は青年労働者の經濟的要求に對する闘争に付て述へんと前提し、大要左の如き供述を爲したり。

資本主義經濟組織の没落期に於ては、労働者農民の經濟的、政治的改善の全く望み得へからざることは我々の目前に見る所にして、却つて反對に労働者の經濟的狀態は加速度的に劣悪化せられつつある事は已に述べたる處なり。戦後資本主義の第三期に於ては青年労働者の經濟的改善要求は全く容れられず、其故に青年労働者の經濟的狀態の根本的改革は遂に資本主義を打倒し、プロレタリア獨裁の社會を建設するの外他に途なきことを愈々明確に意識せしむるに至れり。斯る意識を少しにても枉げんか社會民主主義的偏向即ち社會民主主義的「イデオロギー」と爲り了るへし。然らば我々は革命の爲めにのみ狂奔し、青年労働者の經濟的要求の爲めに闘争を爲さざるやといふに決して然らず、大いに青年労働者に特有なる部分的要求を掲げて闘争するものなり。この要求は青年労働者の生活上緊急に必要とせらるる事實より出發し、プロレタリア戦争に依りて「プロレタリア獨裁」を樹立することなくしては到底贏ち得へからざるものにして、大衆をしてかかる確信を抱かしめ、且つ政治的闘争に進展せしむる過程として此の經濟的部分的要求を敏活に採り上げ、闘争の中に其の一段階として引入れるべきに於て、此の部分的要求の爲めの闘争を怠り、徒に性急なる闘争にのみ耽るは

極左的偏向に墮したるものと謂ふへし。特に現在に於ては失業闘争の重要性を認識し、此の失業反對闘争を通して如何に資本主義が普及せられ居るか、又これにより如何に社會が變轉するかを明かにする必要あり。而して失業闘争に於ては青年が最も重要な任務を持つものなることに留意せざるへからず。即ち青年労働者は失業者群と従業者群との紐帯となり、最も勇敢に失業闘争を展開すべき任務を有するものなることを識らざるへからず。

次に婦人の經濟的要求の爲めの闘争は婦人か今尙封建的弊風の下にある日本に於て殊更重大なり。我々は婦人労働者の經濟的要求として

- 一、封建的人身賣買に反對し之が契約破棄を爲すこと。
- 二、極度に自由を束縛する各工場の監獄的寄宿舎制度を撤廢すること。
- 三、同一労働に對する同一賃銀の提唱。
- 四、婦人の生理的保護、例へは産前産後の保護。
- 五、有害労働に對する就業禁止。
- 六、労働時間の短縮、夜業の廢止等労働條件の改善。

等を「スローガン」として闘争するものなり。而して舊評議會内にも婦人部を設けて婦人の要求のために旺に闘争したり。

同盟は一九二五年の再建以來独自の經濟的要求の爲めに闘争目標を掲げ、青年独自の目的の爲めに抗争し來れり。評議會加盟地方組合は無産青年の活動により其の陣營は擴大せられ、多くの「ストライキ」に於ては青年は最も勇敢に闘争したり。如斯青年の經濟的要求の爲めの闘争が發展するや、右翼及中間派組合に於ても夫々青年部を作らざるを以て、共産主義青年同盟は之を指導し之を共産主義化し、以て其の反動幹部と精力的に闘争せしめたり。

一九二七年末同盟は再組織を爲し、其の後同盟の組織は經營細胞に再編成せられ、工場内に深く根を下ろし、其の同盟員を増し、經濟的闘争の精力を擴大強固化し、特に革命的反對派の中堅と爲れり。此の事は東京交通の「ストライキ」の際、青年部が如何に革命的に精力的に闘へるかを見れば自ら明かなるへし。ここに於て右翼幹部の彈壓は漸く強くなり、青年部にして解散の運命に遭ふもの簇出するに至れり。

試に我々青年の經濟的要求の爲にする闘争題目を擧ぐれば

- 一、資本家的産業合理化絶對反對。
 - 二、同一労働に對する同一賃銀、特に民族性に依る差別撤廢。
 - 三、七時間労働制の確立。
 - 四、失業反對。
 - 五、青年の組合及工場委員會の設立。
 - 六、健康保險等の社會政策に對する同一權利の獲得。
 - 七、右翼青年派の革命化。
 - 八、未組織青年労働者の獲得。
- 等なり。

注意すべきは同盟か自ら積極的に労働組合の組織者たるを要することにして、即ち赤色労働組合を興し其の青年部を擴大し、右翼中間の反動化を革命化へ導き、下からの戦線統一を圖り、未組織青少年労働者を確實に獲得し、組合の未だ設立を見ざる處には自主的に之か組織を爲さしめざるへからすと供述し

次に農村の勞苦青年大衆の間に於ける特種任務に付き述へんに、一九二〇年の農業

恐慌以來我國の「プロレタリアート」は極度に窮迫し來りしか、特に一九二九年の恐慌以來農村に於ける恐慌は益々擴大深化し、階級分化は非常に急速に展開し、遂に「プロレタリア」革命に依り農業革命を斷行するに非ずんば他に光明を望むの途無き有様となるに至れり。

今や全國民の七〇%を占むる農業労働者及び貧農は全く貧窮化し、奴隸化して將に餓死線上に彷徨し、又二〇%を占むる中農も亦破産に瀕しつつあり。而も資本主義的なる獨占價格、不斷に加重せらるる軍事的負擔等に依り彼等はより一層貧困の深き淵に陥りつつあり。一方青年労働者は就業時間を延長せられ、労働は益々強化し容赦無く自由労働者群に驅り立てられつつあり。されは農村の勞苦青年大衆と都市の青年労働者との同盟は、之を獲得することに依つて將に來らんとする革命の展望に重要な意義を與へ、更に革命遂行の重要役割を演ずべきものなる事を明かに認識せざるべからず。

同盟は「ブルジョア」政權の手中に在る軍隊の七〇%か農村青年出身なることを思ひ、農村青年の共産主義への獲得の重要性を知るを以つて

第一、同盟は先づ農業青年労働者を廣汎に獲得し、組織化せざるへからず。之れ無くしては青年同盟の農村に於ける凡ての勞苦青年を獲得する基本點を失ふへし。農村青年労働者は都市「プロレタリアート」の第一の同盟者にして、漸次都市「プロレタリアート」に変更せらるへき經濟的情勢の下にあるものなり。

依つて我々は農村青年労働者の政治的、經濟的利益を代表し、農村青年労働者の爲めに左の如き「スローガン」の下に闘争せざるへからず。即ち

- 一、封建的小作契約の廢除
 - 二、季節労働に對する割増賃銀の要求
 - 三、失業保險、社會保險制度の彼等への適用
- 等之なり。

第二、農村に於る小作爭議をより革命的に進展せしむる爲めに我々は貧農青年間に活動するものなり。農村に於ける闘争は共產主義青年同盟の主義に共鳴する青年に俟たざるへからざるや勿論なり。農民組合の現状を見よ。農村に於ける成人か動もすれば引込思案なるに反して、青年は常に革命的勢力の推進力たり。

組合は斯かる青年に依りてのみ革命的反對派の中堅派を占め、其の力に依りて初めて革命的役割を演しつつあるなり。従て農村の革命的分子を共產主義同盟の中に餘す處なく吸収せざるへからず。

第三、同盟は中農青年の間に於ても活躍せざるへからず。特に經濟的に活躍すること重要なり。反軍國的闘争の爲めに中農青年を獲得するは有意義なることなり。又此の中農青年の活動を同盟線に惹きつけ、彼等を「ブルジョアジ」の影響より排除することに努めざるへからず。更に進んでは革命化したる中農青年をして他の中農青年をも革命的闘争に導入し、凡ゆる文化的利益獲得の任務を盡さしむる様教育せざるへからず。

第四、農村青年には何等の政治的權利を與へらるる事無し。特に農民出身の兵士には農村の繁忙期、例へば苗の植付及び收穫期等に際して休暇を與ふべきものなりとの特殊的要求を爲すべきなり。

第五、更に農村に於ける任務は地主的「ブルジョア」的青年組織特に「ファシスト」的青年組織、即ち男女青年團、訓練所等の破壊運動に特に努力せざるへからず。之等は

反動的役割を有するものなるを以て之を破壊して自己の陳列に引き入れ、共産主義青年同盟を擴大強化する様意を致さざるへからず。

次に農村細胞に付き一言せんに、農村細胞は農村に於ける經濟體を中心とし、農村の一の部落を土臺として農村に於ける特殊の任務を遂行するものなり。即ち都市の街頭細胞類似のものにして、前述特殊任務を發揮して共通利益を獲得せんとするものなり。日本共産主義青年同盟は一九二五年の再建以來之を進展せしむることを得たり。我々は又水平社青年同盟、農民組合青年同盟の間に同盟員を獲得し、ここに革命の氣運を醸し革命的行動を促進したり。此の活躍は極めて效果的なりし爲め農民組合内の右翼派、ダラ幹連中は大いに青年同盟を恐るるに至り、遂に資本家に奉仕し彈壓解散投獄の仲繼役を爲すに至りたり。之は共産主義青年同盟の指導の下に如何に革命的氣運が進展しつつあるかを示すものなりと供述し、

次に同盟の教育活動に關して供述せんとて大要左の如く述べたり。

「レーニン」曰く、「革命的理論なくして革命運動なし」と共産主義青年同盟の要請亦斯の如し。我黨は此の言に従ひ理論と實踐とに基礎を置くものにして、同盟の全活動の

範圍内に於ける啓蒙運動は即ち共産主義青年同盟の活動を要約せるものなり。教育運動は他の闘争と分離して存せず。闘争と經驗が結合してそこに實踐的教育が與へらるるものなり。即ち此の教育は「プロレタリア」革命の爲めの忍耐強き闘士と新社會の建設者の養成とを目標とするものなり。此の教育運動は革命運動と並行し常に之を吟味し政治的に益々効果あらしむべく、現在の如き革命が急速の嵐に展開し來れる今日同盟の質と量とが益々擴大し強固ならんとする秋に於ては、此の運動を迅速に發展せしめざるへからず。かかる意味に於て凡ゆる宣傳、煽動と教育運動との有機的關聯は極めて重大なり。故に我々の闘争教育は「知識によりて權力へ」を「モットー」とし、恰も「ブルジョア」の代理人たる教育を爲す社民黨の教育事業とは根本的に對立するものなり。彼等青年の中に在る社會民主主義的「イデオロギー」を粉碎し、之を共産主義青年同盟の陣營の下に獲得するを以て任務とするものなり。

現在の如く經濟的崩壞の急速に始まりたる革命的醗酵期に於ては、「ブルジョア」の教育機關は其の本來の性質を最も露骨に表はし、公然と帝國主義的となり、反共産主義的形態を呈するに至れり。斯る思想の注入を小學校より大學に至るまで間斷なく盡し

て「ファシスト」思想の養成所と化し、「ブルジョア」はその教育に依り労働者を意識的に打ち倒さんとするものなり。

我々は又教育運動に於て其の「ブルジョア」道德の欺瞞を摘發し、被搾取者との共同闘争を教へ、逆に「ブルジョア」教育機關と對立せしむることか特に必要なり。又我々は此の教育闘争に於て支配階級の阿片たる宗教及び若き青年大衆より革命的「エネルギー」を發散せしむるに役立つ「スポーツ」等の慰安娛樂なるものに拮抗せざるへからず。

以上の目的の爲め吾人は教育活動の主力を出版物、特に新聞、雑誌に依りて發揮せしめざるへからず。即ち同盟の中央機關紙は素より此等より出版せらるる新聞及び「パンプレット」等の外、工場細胞よりの「工場新聞」、兵營内よりの「兵卒新聞」等をその目的達成のために利用して精力的に闘はざるへからず。又其の外に會合を爲し、洽く教育機關の活動を促さざるへからず。特に「ストライキ」、小作争議等の闘争に際しては之を果敢に行はざるへからず。斯くて同盟の教育活動は系統的に組織せられざるへからず。

先づ勞苦青年の廣汎なる大衆の間に於ける共產主義的原理の宣傳の活動。
次に同盟の間に政治的基礎知識の系統的な教育活動。

最後に一聯の特殊方策の教案に依る幹部の高度の教育。

等を以て根幹と爲さざるへからず。

同盟は一九二七年の再組織以後中央機關紙「青年新聞」を發行し、關東に於ては「青年戰士」を、關西に於ては「青年衛兵」を夫々發行し、其の他東西共に「工場新聞」、「兵卒新聞」等を發行せり。我々の經驗によれば此等の教育運動は實に同盟の全活動の「バロメーター」にして、此等の運動も盛なる時は全活動最も猛烈果敢なりしを知るなり。次に

同被告人は勞苦青年間に於ける體育活動に付き述へんと前提して大要左の如き供述を爲したり。

勞苦青年の赤色「スポーツ」の獎勵は常に身體の頑健のみを目的とするものに非ずして、「プロレタリア」革命の爲め其の闘争に於て必要なる忍耐力を養成せんか爲めにも必要なる事なり。

抑々「スポーツ」活動はその如何によりて勞苦青年の政治的思想に廣大に影響を及すものなり。革命的危機切迫すると共に「ブルジョア」は「スポーツ」を通して意識的に白色「テロル」的任務を負はしめんとし、勞苦青年に「ブルジョア」的「イデオロギー」を注入せんと

するものなり。共産黨はこれに對抗して赤色「スポーツ」を起さざるへからず。こは一方「ファツシヨ」的傾向を破壊する任務を有すると共に、他方労働者の自衛隊組織を容易ならしめ、以て「プロレタリア」革命に於ける重大任務と關聯せしめんとするものなれば、之を一片の娛樂とのみ考ふへからず。同時に國際的には赤色「スポーツ」は勿論、赤色「スポーツ」インターナショナルを支持するを以て、その一般政治的色彩を勞苦青年に宣傳、煽動し、我々の意識を高むるの任務を有す。我同盟に於ても赤色「スポーツ」團の準備委員會が開かれ、現に「赤色スポーツ」なる機關雜誌を發行しつつあり。我々は其の將來の確乎たる進展を待望しつつあるものなり。次て

同被告人は勞苦青年間に於ける共産主義運動に付て述へんとて更に左の如き供述を爲したり。

「ブルジョア」は前述の如く勞苦青年の小學校時代より資本主義、軍國主義の奴隷とすべく奴隸的教育を注入す。故に我々は此の「ブルジョア」的「イデオロギー」より我々の將來の闘士たり、又將來の指導者たる有能分子を分離せしめ、共産主義の教育の下に訓練するは將來に最も大なる共産主義運動の發展を約束するものなり。以此、又共産主義

青年同盟の重大任務の一なる事を知るなり。「ブルジョア」は其の指導下に幾多の反動的組織を有し、國營學校に於けるのみならず或は佛教「キリスト」教等の宗教に依り、或は新聞雜誌、活動寫眞等凡ゆる反動政策によりて少年の思想を支配せんとしつつあり。この反動組織と闘争する爲めには「ビオニール」の活動を必要とするものなり。即ち我々はそれ等が勞苦青年の間に大なる影響あるを慮り積極的に活動闘争せんとするものなり。「ビオニール」の任務を要約すれば

- (一) 階級的教育を撤廢すること。
- (二) 少年の搾取及び精神的奴隸化反對。
- (三) 少年の能力に應じ少年を階級戦線に参加せしむること。例へば「ストライキ」に際し「ビラ」撒き、「ポスター」貼り、或は連絡係等の任務に服せしむ。

(四) 「プロレタリア」革命の爲め共産主義的闘士を此の間に養成すること。
此の事は非常に大なる任務、特に「ビオニール」運動に付ては勞苦少年間の活動は極めて重要にして、特に農村に於ては農村組合青年部の指導下に在る「ビオニール」は非常なる勢あり。我々は「サヴィエート」同盟の「ビオニール」は其の独自の闘争に於て我々に示教

するところ頗る多きものある事を知らざるへからず。「サヴィエート」の「ビオニール」は社会主義實現の爲めに多大の功績ありたる處にして、活動力旺盛なる少年の力は都市と農村とを問はず社会を根本的に改めたるのみならず、その少年等の嘗て黨に反対なりし兩親までをも革命に共鳴参加せしむるに至らしめたり。吾人は少年のための機關紙として青年同盟の機關紙を利用すること。即ち其の一部を之に割かん事を提唱するものなり。

同被告人は次に學生間に於ける宣傳、煽動に付き述べんと前提し、次の如き供述を爲したり。

小「ブル」的分子は學生の革命的役割に付き過大評價を爲し、學生か革命運動の先頭を切る如く思惟するもこは大に誤れり。支配階級か高等教育を獨占しつつある今日、學生は其の本質に於て吾人に與みするものに非ずして、小「ブル」の集團を形成し反動自衛軍の核心を爲すものなり。尤も「プロレタリア」革命に於てその自衛軍の核心は學生なるも、この學生なるものは往々にして裏切りを爲し、「ブルジョア」の陣營に移行するものなり。此の事は一八七〇年の「パリ・コムミュン」、二九一七年の「ロシア」革命、一九一九年の

「バイエルン」及「ルール」に於ける獨逸「プロレタリア」鬭争、更に中國に於て蔣介石か革命を裏切りたる時等々に於て看取することを得へし。然り、日本に於ても最も下劣、破廉恥なる解黨派は學生出身の分子より「若き學徒」の名に隠れて派生したり。

歐洲に於ては勿論、日本に於ける「ファシズム」の一の階級的支柱は又學生の間に之を看ることを得へし。日本帝國主義者はその貪慾なる目的の爲め軍事教育に熱中し、大尉より大佐に至る現役將校一千人餘の延人員を動員してその教育に當らしめつつあり。此時

裁判長は被告等は學生か小「ブル」的團體なりと知れるは何時頃なりやと訊問し、徳田の當惑せる情を見つつ、更に被告等は「コミンテルン」大會報告によりて初めてそれを知りて驚きたるに非ずやと訊問したるに

同被告人は否、初めより之を熟知し居たりと答へ

裁判長は日本共産黨の核心は學生分子の手中にありし時代ありしに非ずやと訊問すれば

同被告人は黨の核心は工場に在りと答へ、更に

裁判長は「レーニン」に依れば「革命的理論なくして革命的運動なし」と。従て「インテリゲンチヤ」に非れば共産主義理論は了解し得ず。又従つて有能なる闘士たり得ざるに非すやと訊問す。此時

被告人鍋山貞親自席に起ちて同被告人と和して一段と高聲にて「ブルジョア」には到底分からの事なりと放言したり。

裁判長は然し黨は嘗て被告福本其の他學生出身の黨員によりて指導せられたる事實を如何するか。斯くの如き事實ありなから、學生出身の黨員にして昨日までの僚友をその面前に於て罵倒するは、禮に於て欠くところあり。餘りに人間味なき仕業に非すやと宥め、且つ諭したるに、被告席稍騒然たり。高橋貞樹、鍋山貞親、志賀義雄、市川正一等の各被告人、各自席に起立して一齊に釋明を爲したり。於此

被告人福本和夫は裁判長の許可を得て自席に起立し、私は嘗て日本共産黨を指導風靡し來りし福本「イズム」の誤りなりしことを認むるに吝かなるものに非ず。同志徳田の説くところ必ずしも私個人に酷なるに非ず。誤れる指導傾向は闘争の發展上障害を及ぼし來る事柄なり。然れども唯共産黨の底力強大なりし爲め黨か遂に福本「イズム」に依りて歪曲せらるることなく、寧ろ之に能く打克ちたる經路を申上げたるものなりと辯す。

次で徳田は前訊問に對する供述を續けんとて大要左の如き供述を爲したり。斯くの如き本質を有する學生にありても、資本主義社會の腐朽期に入りて諸種の危機發生すると共に、小「ブルジョア」の貧困、學生の社會的價値の低下、就業難、失業等に脅か

さるるや勇氣頓に沮喪し、自らを如何に處置せんかに迷ひ出すに至れり。而して資本主義社會の危機を示せる此の希望なき状態に沈淪したるの極、次第に學生等は「ブルジョア」的意識を失ひ、同時に「サヴァイエート」同盟の興隆、新興「プロレタリア」革命運動の嵐の如き進展を見るに及びて、彼等は遂に資本主義を批判せんとする必然的傾向を生ずるに至り、其の知得し來りたる知識を以て資本主義社會の本質を解剖するに至りて、共産主義社會の必至を認識するに至れり。又學校の本質は資本主義的搾取性に在る事、更に阿片を投するものたる事を知り、其の諸科學は純粹に「ブルジョア」的性質を有し、何等の役に立たざるものなることを知悉するに至れり。而して彼等の將來を好轉するは實に資本主義社會に非すして共産主義社會建設に在ることを知り、「インテリ」は其「イ

ンテリ」の任務の一部、即ち技術的方面に参加することによりて「ブルジョア」に依る搾取に役立たしむることなく、自由なる創造力を驅使して遂に「プロレタリア」の陣営内に移行せざるへからざる事を知れり。

斯くして學校出の「インテリ」が一度闘争形態に参加するや、彼等は最早「インテリ」には非ずして「プロレタリア」なる意識を以て本來の「ブルジョア」と共に其の嚴格なる規律の下に闘争するものなり。即ち於此階級性を變更して小「ブル」より「プロレタリア」と爲り「プロレタリア」の爲めに闘ふに至るなり。故に黨及び同盟に参加せんとする學生は勞働者と共に献身的に働き共に生活せざるへからず。黨及び同盟には學生にのみ特別の地位なきことを意識し、一切を「プロレタリア」陣営に投じ、私慾を捨てて嚴格なる規律の下に「マルクス」主義を奉し、而も「マルクス」主義的教育を嚴格に受け、嚴重なる詮衡を経て後初めて「プロレタリア」指導者の地歩を占むるものなり。「ブルジョア」一部の考ふるか如く「ヘナヘナ學生」にして、黨の指導部に入るか如き事は絶対に有り得ざる事なり。此時

裁判長は再び革命的理論無くして革命的活動無しと謂はるる所以は、即ち眞の革命

的「インテリゲンチヤ」に非れば眞の革命的活動を爲し得ざる事に非ずや。已に「レーニン」も「インテリゲンチヤ」にはあらざりしやと訊問す。

同被告人は之に答へて、私は已に三十八歳なり。私より年若き同志鍋山の如きは純粹の勞働者出身者にも不拘、私よりも優れたる指導的役割を果し得る訓練を受け知識を有せり。革命的活動と革命的理論との現實に結合せる生きたる實例なり……

「あなたには判らぬ」と供述したる上本論に復して大要左の如き供述を爲したり。

共產主義の世界に波及してより日未だ淺きを以て、我々の學生間に於ける宣傳、煽動の任務は黨の指導的活動を此の間より引き抜き養成獲得するに在り。而して此の分子は「ロシア」に於ける「レーニン」「ブハーリン」等の如く闘争の中に鍛鍊せられたる勇者ならざるへからず。何等闘争の經歷なき學生が單に「インテリゲンチヤ」の故を以て直ちに指導的地位に就くか如きは甚だ誤れりと謂ふべし。尙學生運動はそれ自體獨立せるものに非ず。「プロレタリア」の闘争に従属すべきものなり。學生のみの遊離的運動は全く清算せられざるへからざるものなり。

一九二二年黨創立當時より我々は常に學生の間に於ける宣傳、煽動を怠らざりしか、

其の結果、一九二四年には新人會其の他急進的學生より成る學生聯合會を持ち得たり。尙學生間の「フラクション」を確立し活潑に運動を展開したり。

一九二五年には京都學生事件あり。此の事件の學生團體は眞の共產主義的闘争團體に非ずして、結社の意義を有せず單に主義を宣傳、煽動の爲の團體なりき。然も「ブルジョア」は狼狽驚愕の極其の本體を確めずして、學生の間に革命的勢力の侵入し來る事を大いに憂慮し、これを過大評價し擬するに治安維持法を以てせり。之如何に日本資本主義の羸弱なるかを如實に示すものなり。然れども爾後學生のみの運動は漸く清算せられ、學生運動は全般的革命運動の線に沿ひて急進することとなり、資本主義の破滅的危機と共に愈々旺盛となり共產主義運動たるの本質を顯すに至れり。

次に婦人の間に於ける運動に付き申上げんに「プロレタリア」が統一戦線を擴大せんか爲に婦人を獲得するは重要な問題なり。何となれば人類の半數、同時に勞苦大衆の半數は婦人にして、産業合理化の現在に於ては一層其の重要性を加へ、多くの婦人が工場等に動員せられつつあればなり。特に日本の「ブルジョア」は永く婦人を東洋的野蠻思想を以て封建的傳統の下に束縛し、現今に至るも尙永く奴隸の境遇に置かんとし

つつあり。到る處の都市、農村、工場に修養園、向上會、女子青年會、愛國婦人會等ありて此等は皆東洋的封建的極悪非道なる奴隸状態に青年婦人大衆を結ひ付けるの任を有するに過ぎず。我々は斯如、婦人のために彼等をして經濟的に劣悪ならしめ、彼等に何等の政治的權力をも與へざる「ブルジョア」に對して闘ひ、婦人大衆を階級闘争に目覺ましめ之を共產主義の旗の下に獲得し、我々の啓蒙的政策に精力的集中的に闘争せしめざるへからず。即ち「プロレタリア」の凡ゆる闘争の分野に活動せしめざるへからず。特に日常闘争に積極的に参加せしむることは緊急事なり。人或は婦人の如きはその體質上及び生理上到底革命運動を爲すに適せずと云ふものもあるも、之れ大に誤れり。一度革命的理論を了解せんか婦人も亦有能なる闘士たり得べきことはかの「ロシア」に於て赤衛軍の一部を構成したる事實及び獨逸、中國等の革命に於ける經驗又日本に於ても現に「洋モス」争議の際に於ける覺醒せる婦人の活動に徴するも明なり。

我々は彼等を共產黨及び共產主義青年同盟に大衆的に獲得せざるへからず。同盟の婦人の間に於ける任務は廣大なる婦人大衆の啓蒙に大衆動員する事なり。斯くして「プロレタリア」運動に於て婦人を獲得する事を得。而も婦人を獲得することは第一

次的のものにして、決して第二次的のものに非ざることを知るなり。

「レーニン」は「プロレタリア」革命は数百万婦人大衆が闘争に参加する時にのみ勝利することを得」と云へり。以此、婦人の獲得は重大なる同盟の任務なる事を一層明かに知ることを得るなり。又同盟は婦人を政治的闘争に参加せしめんか爲めに、婦人間に社會民主主義者の齎せる「ブルジョア・デモクラシー」の思想を粉碎し、かかる思想より婦人を解放するの重要なことを知らざるへからず。

更に同盟は經濟闘争の組織に参加せしめんか爲め、常に労働婦人のみならず農村に於ける婦人を初め女教員、郵便局、電信局等の諸官廳及び諸會社の事務員等の獲得を苟且にすへからざるや又論なし。而して婦人に關し特に注目すべきは、其の經濟的要求の外政治的同權、即ち十八歳以上の青年男女に選舉權等を與ふる事等を主張するの必要あることなり。親族法、相続法の方面に於て即ち婚姻、子供等の關係に於て現今の法律及び社會慣習は著しく婦人に酷にして封建的遺風を存し、且つ之を「キリスト」教會、佛教寺院等に拘束せんとする不合理とも闘争せざるへからず。「サヴィエート」同盟に於ては婦人の解放は著しく進展し、特に労働婦人に對する保護は完全なり。例へは同一

労働に對する同一賃銀、産前産後に於ける母體の保護、労働時間短縮等に於て之を看取るなり。又社會的には彼の教會的婚姻より解放し、子供に對する扶養義務の點に於ても男子に捨てられたる場合自らの貧乏によりて纔に扶育し來りたる因習より解放せらるる等、男子に充分なる義務を負はしめたり。社會主義建設の爲めに新技術編成の必要が益々重要となれり。

我々は現在日本に於ける「プロレタリア」の間に充分に宣傳し、共産黨及び共産主義青年同盟無くしては婦人は根本的に到底解放せられずとの思想を植え付けざるへからず。尙我々は労働者の家族を「ストライキ」に動員し、「モツブル」運動にも消費組合運動にも之を動員する事の非常に重要な事を感じたり。此の爲めには婦人を先づ啓發せざるへからず。よりて我々は細胞の中に婦人係を置き、組織的に婦人を教育しつつあり。又多くの出版物を此の方面に利用しつつあり。

以上述へ來りたる處に結論を與へんに

現在は資本主義の崩壞期なり。正に革命的危機なり。如斯情勢に於て我々の重大なる任務は、共産黨の「パンナー」の下に勞苦青年大衆の多數者を獲得するにあり。此の

任務は都市、農村に於ける經濟、日常闘争の獨立的指導と、活動及び政治闘争への集中展開に依りて全うさる。而して反軍國主義、反帝國主義、反「ファシスト」闘争を激化し、此の目的の爲めに大衆を動員することにより我々の任務は愈々擴大強化せらるへし。

更に社會民主主義と尖鋭なる闘争を開始し、同黨の陣營を攪亂して之を左翼化に努むべく、斷して「セクト」主義に墮するか如き事なく、左右兩極への偏向との假借なき闘争を爲さざるへからず。斯くして「ブルジョア」権力と正面衝突する教育的任務を盡さざるへからず。大工場、大經營、軍隊、軍艦の内部へ細胞を建設し、共產主義青年同盟を擴大し、赤色勞働青年の青年部、農村青年部を強大ならしめざるへからず。今や以上を打つて一丸と爲し、「コミンテルン」及び「キム」竝に日本共產黨の旗の下に「プロレタリア」獨裁を目標として、勞働者青年運動の闘争を展開すへき機運に到達したり。

と供述したり。此時
裁判長は共產主義青年同盟と黨との間の相互的代表交換關係に關し訊問したき點ありとて

共產主義青年同盟に加入せる者の内九〇%は非共產黨員なりと聞き及ぶも、果して

然らば共產主義青年同盟は「コミンテルン」に代表者を派遣するか故に、共產主義者に非ざる者も理論上は共產黨の大會に出席し得るものなりとなるにあらざるかと訊問したるに

被告人鍋山貞親、高橋貞樹、志賀義雄等は交々發言し、實際上黨の大會に黨員以外の者出席したる例なしと答ふ。

裁判長は實際は然かあらむも理論上は出席可能となるにあらざるかと重ねて訊問すれば

被告人志賀義雄は著席の儘、未だ嘗て左様な例なし。裁判長は實情を知らざるものなり。共產主義者は最も先頭に立てる有能なる同志なり。其處に坐られつつありては到底理解し難しと供述したり。

裁判長は訊問を打切り、次回期日を九月二十二日と指定し閉廷を宣す。
時に午後二時五十分なり。
傍聽人、被告人等の靜肅裡に退廷するを待ちて裁判長以下判事、檢事、書記等退廷す。

註。

青年共産「インターナショナル」の加入條件

一、各國に於ける十四歳乃至二十三歳の労働者又は農民出身の青年にして、青年共産「インターナショナル」の規約及び「プログラム」に服従し、制規の黨費を納入する者は何人の推薦をも要せずして直に青年共産「インターナショナル」に加入するを得。黨費は國によりて其の額を異にす。

二、青年共産「インターナショナル」黨員たりしものにして、二十三歳以後引續き黨員たることを希望するものは其の黨員たる資格は之を保持し、且つ大會に於て討議權を有するも決議權は之を失ふものとす。但し同人が尙青年共産「インターナショナル」の機關に於て何等かの責任的地位にあるものは決議權をも保有すべし。

三、「プロレタリア」出身の者にあらずして青年共産「インターナショナル」に加入せんとする者は、青年共産「インターナショナル」黨員又は共産黨員二名以上此等の機關に二年以上勤続せる者の紹介により一年間黨員候補者として行動を監視せらる。而して一年を経過せる後之を黨員に採用するや否やは細胞「ヤチエイガ」の承認により、管區或は郡委員會に於て之を決定するものとす。

警戒狀況

裁判所及び其の附近被告人護送途上の警戒は前回同様の方法を以て警戒を爲したる爲め無事。

傍聽者の狀況

一、法廷内

特別傍聽人 五十三名

一般傍聽人 九十五名

共同被告人及び家族 四名

合計百五十二名

終始裁判長の命に服し靜肅にして不穩の行動等なし。

二、法廷外

比較的靜肅裡に傍聽券の交付を受け他は退散したり。

金澤一馬 内垣安造 水野秀夫 金子健太
中村義明

概況

午前

午前九時五十分裁判長以下判事、検事、書記及辯護人入廷し、次て被告人及傍聽人靜肅裡に入廷着席す。

裁判長は午前九時五十八分開廷を宣したり。

裁判長は被告人中村義明より書面を以て申請病氣の爲め出頭不能ありたるを以つて、同人に對する被告事件を分離する旨言渡したり。

此の時被告人中に冷笑する者ありたり。

裁判長は、日本共産主義青年同盟に對する日本共産黨の指導に關し前回被告人徳田球一より供述ありたるか、尙不明の點あるを以つて何人にも差支なきか便宜被告人志賀義雄に釋明を求むる旨を告げ、同被告人をして自席に起立せしめたる上次の如き

要旨の問答を爲したり。

問、共産主義青年同盟に加盟せんとするには豫め其の規約及綱領を承認すること
を要するや

答、然り。年齢二十三歳以下の青年労働者にして「キム」及ひ「コムサモール」の綱領及
規約を承認し、且つ同盟の基本的下部組織に於いて闘争に活動するものなるこ
とを要す。

此の時

裁判長は獨文共産「インターナショナル」第五回大會諸決議集を同被告人に交付した
る上、試みに「キム」規約第一條を翻譯すへき旨を命したり。

被告人は極く平易に譯すへしと前提し、即ち共産主義並に「子」の實現に取りて必要な
る「プロレタリア」獨裁樹立の目的の爲めに萬國の勞苦青年を獲得し、革命的「プロレタリ
ア」運動に参加することを土臺とし以つて勞苦青年の教育、組織及資本主義特に帝國主
義戦争に對し闘争を爲すこと、之れ「キム」の國際的に重要な諸任務なりと譯述したり。
次いで「キム」と共産黨とは共産主義社會實現の爲めには結局に於いて兩者同一目的

金澤一馬 内垣安造 水野秀夫 金子健太
中村義明

概況

午前

午前九時五十分裁判長以下判事、検事、書記及辯護人入廷し、次て被告人及傍聽人靜肅裡に入廷着席す。

裁判長は午前九時五十八分開廷を宣したり。

裁判長は被告人中村義明より書面を以て申請、病氣の爲め出頭不能ありたるを以つて、同人に對する被告事件を分離する旨言渡したり。

此の時被告人中に冷笑する者ありたり。

裁判長は、日本共產主義青年同盟に對する日本共產黨の指導に關し、前回被告人徳田球一より供述ありたるか、尙不明の點あるを以つて何人にも差支なきか便宜被告人志賀義雄に釋明を求むる旨を告げ、同被告人をして自席に起立せしめたる上次の如き

要旨の問答を爲したり。

問、共產主義青年同盟に加盟せんとするには豫め其の規約及綱領を承認すること
を要するや

答、然り。年齢二十三歳以下の青年労働者にして「キム」及ひ「コムサモール」の綱領及規約を承認し、且つ同盟の基本的下部組織に於いて闘争に活動するものなることを要す。

此の時

裁判長は獨文共產「インターナショナル」第五回大會諸決議集を同被告人に交付したる上、試みに「キム」規約第一條を翻譯すへき旨を命したり。

被告人は極く平易に譯すへしと前提し、即ち共產主義並に其の實現に取りて必要な「プロレタリア」獨裁樹立の目的の爲めに萬國の勞苦青年を獲得し、革命的「プロレタリア」運動に参加することを土臺とし、以つて勞苦青年の教育、組織及資本主義特に帝國主義戦争に對し闘争を爲すこと、之れ「キム」の國際的に重要な諸任務なりと譯述したり。次いて「キム」と共產黨とは共產主義社會實現の爲めには結局に於いて兩者同一目的

となり居るに非ずやとの裁判長の發問に對し

同被告人は過日同志徳田か其の點に關する豫審終結決定書記載は誤謬なる旨供述したる如く、共產黨は共產主義並に共產主義社會實現の爲めに「プロレタリア」獨裁樹立を目的とし任務とし、一方「コムサモール」は萬國の勞苦青年大衆の獲得を目的とし、革命的階級運動に對し活潑に参加し活動する事を任務とするものなりと供述したり。

問、「キム」の規約第一條中に「ジント」[Sind]なる複數動詞を用ひあるか其の意味如何

答、「諸任務」とあるか故なり。

次いで裁判長は試みに同第三條を翻譯すへき旨命したり。

同被告人は即ち、共產主義青年「インターナショナル」は共產黨「インターナショナル」の支部にして、其の綱領及規約を承認し、「コミンタール」及び其の常任執行委員會の政治方針及び其の戰術に従屬するものなり。尙此の規約は先日も讀みたる記憶あるか「國際規模に於いては「コムサモール」は各國の共產黨支部に従屬す。元來共產主義「インターナショナル」は世界「プロレタリア」の前衛にして、各國の共產黨の集結したるもの即ち、各國支部より成立し居るものなり。其處に「キム」か特に支部として加入し居る

ものにして「コムサモール」即ち各國の共產主義青年同盟は斷然其の支部にあらず。従つて日本の同盟も其の支部に非ざるなりと述べたり。

問、「キム」か共產黨「インターナショナル」の支部たる意義如何

答、「キム」は「コミンタール」よりの一指導機關にして其の直接指導下に在り、其の支部として参加せしめ居るなり。

問、特に質し度き點は「コミンテルン」の支部なりと云ふは、各國共產黨か「コミンタール」の支部なりと云ふと同一意味なりや如何

此の時被告人高橋貞樹は自席に起立し

相異し居れり。「コミンタール」と其の各國支部たる共產黨とは相互に不可分の關係に在り、即ち各國共產黨は「コミンタール」の構成分子をなすものにして「コミンタール」の支部なる一組織を各國の共產黨とは稱するなり。反之「キム」は全體として一の獨立せる國際的組織にして、勞苦青年を「レーニン」主義的に教育する事を主要目的とし、共產主義の旗の下に活動する青年大衆團體にして政治的方面に於いては「コミンタール」の指導下に從屬するものなりと述べたり。

問、赤色労働組合「ナツプ」等と異なり其の名稱に共産主義なる言句を使用し居る理由如何

答、(同被告人) 其の性質目的に於いて全然相異なるものなり。而して共産主義青年同盟は共産黨の豫備軍にして、次の「ゼネレーション」を代表するものなるを以て之を「レーニン」主義的に訓練し組織するものか共産主義青年同盟なり。同志「スターリン」は「レーニン」主義の諸問題と題する論文中に於いて「コムサモール」に關し共産主義の精神とに於ける大衆團體にして「レーニン」主義的に勞苦青年を教育するものなりと特に強調したり。之か教育に付いては共産黨指導下に闘争に依り實踐的に教育するものなり。

問、同じ「支部」なる言句を用ひ居る點に於いて「コミンターン」支部と「キム」とは同様なるか、其の組織方面に於いて相異し大衆團體たる點に於いて「ナツプ」赤色労働組合等と一致し「キム」は特殊の大衆團體としての意味あるに非すや如何

答、(同被告人) 其の特殊とは即ち共産黨の貯水池、豫備軍を爲し、黨の直接指導下に政治的に從屬し闘争を爲すものなり。

此の時被告人志賀義雄は自席に起立し

同志徳田は「キム」の綱領に付き説明し居れるものなるか「キム」は組織の點に於いて「コミンターン」に對し獨立性を有するものなるか、共産黨は組織的にも政治的にも「コミンターン」に對し從屬し、其の一構成部分なる事は「キム」の綱領に明記せられあるものなる旨陳述したり。

問、「キム」獨立云々に付ては何處に記載せられありや

此の時裁判長は「キム」の規約を示したり。

被告人徳田球一は自席に起立して右書籍を閲覽したる上

本書には獨立なる字句見えざるも其の性質上獨立性ありと解すべきなり。即ち國際共産主義青年同盟は組織的に獨立し、共産主義青年同盟の國際的集結體なり。而して國際共産主義青年同盟は「コミンターン」の支部なれとも、其の固有の特殊なる綱領は「コミンターン」の基礎の上に打立てられたるものにして、共産主義の爲めに「コミンターン」の階級戦線に特殊の任務を有するものなり。

問、國際共産主義青年同盟に入るには間接的に「コミンターン」の規約及綱領を承認

して加入する事とならずや如何

答、(被告人徳田) 其の指導下にあるを以つて承認の上加入する事となるなり。

問、無産者獨裁、共產主義社會實現の爲めに活動的青年を獲得するものなる事を個々に承認して右同盟に加入するものなるや

答、(同被告人) 然らず。「キム」規約第六條に規定せられたる如く「コムサモール」「キム」の「メンバー」たるには二十三歳以下の青年にして、一國の同盟及び「キム」の綱領規約を承認し、同盟の細胞又は基本的下部組織の一に所屬して活潑に活動し定期的に同盟費を納め、且つ同盟及び「キム」の決定を實行するものは何人と雖もなり得るなり。

問、然らば規約第一條は各個人か其の目的を以つて加入するものなることを規定せるものにあらずや

答、(同被告人) 各人は共產黨員となると云ふ意識を以つて加入するにあらず。

此の時被告人鍋山貞親は自席に起立し

「キム」「コムサモール」か「プロレタリアート」獨裁の爲めに訓練を施す團體なる事

を承知し、共產主義者と爲るための豫備學校として加入するものなりと陳述したり。

問、赤色労働組合に加入するには共產主義を承認せすとも加入し得るか、「キム」に加入するには此を承認する點か相異し居る様なるか其の點如何

答、(被告人徳田) 然り。

問、雑誌「インターナショナル」第三卷第十一號の記事中に「共產青年」「インターナショナル」は其の創立以來十年間「ブルジョアジー」に對する闘争「プロレタリア」獨裁樹立のための闘争に於いて最前線に立つて云々とあるか如何

答、(同被告人) 然り。

問、曩に被告人徳田は「青年コミンタイン」日本支部なる字句は使用せざる旨述べたるか、日本共產青年同盟發行の「テーゼ」に其の名稱を使用せられたる事あり其の點如何

被告人志賀義雄自席に起立したる上

答、通俗には使用したるか「テーゼ」等基本的のものには使用せざるなり。斯様に問

題となりたる以上今後日本の「コムサモール」は必ず共産主義青年「インターナショナル」日本支部なる名稱を用ふる事を豫想するものなり。

此の間被告人鍋山貞親、高橋貞樹も夫々通俗的には兎も角正式文書には使用せざる趣旨を述べたり。

問、「キム」は「コミンタイン」の支部として各國共産黨と同様なる地位にあるにあらずや

答、規約に明記せられある通りにして共産黨の豫備軍なり。

此の時被告人鍋山貞親は「コムサモール」中には共産黨員のみの「フラクション」形成せられあるなりと述べ

被告人志賀義雄は之以上は階級的の解釋なるを以て何處迄も鬭争するものなりと放言したり。

裁判長は釋明を聽取するものなる旨を以て被告人を宥なめたる上

問、綱領の序文中にあるものなるか「ベルリン」大會決議第十四條に「一九一九年後は青年運動が進み過ぎたるため、青年「コミンテルン」の中央指導部は第三「インター

ナショナル」と直接連結し、夫れと最も密接なる統一戦線に於いて活動す」とあるか此の點如何

答、(被告人徳田)當時の革命的青年團體は青年の領域以上に進み居りたるを以つて特に統一戦線云々と書かれたるか、其の後一九二一年第二回大會には明に青年は青年の領域に止まるべき旨決議しあるなり。

此の時

裁判長は日本共産黨の主義、方針、目的、綱領政策及び歴史の概要に付代表的の供述終了したるか、尙被告人三田村四郎より申請ありたるを以つて黨史の補充に付簡單に訊問する旨を告げたる上、同被告人を供述席に就かしむ。時に午前十時四十四分なり。

裁判長は被告人三田村四郎に對し、裁判所に於いては共産黨の眞の主義綱領及び國家に關係する部分に付き追つて被告人佐野學に對し非公開の下に訊問する豫定なるを以て、公開の席上に於いては其の點に觸れざる様供述すべき旨豫め戒告を與へたり。此の時

被告人佐野學は自席に起立し、公開に願度く、結論として檢事、裁判所よりの新問題に

答辯の必要あり。刑罰を合理化する爲めなるを以つて公開にて結論を供述せしめられたし。

被告人鍋山貞親は自席にて事實の訊問は公開にて爲さるべきなりとの趣旨を交々陳述したり。

裁判長は此等に對し非公開の下に於いては供述するを欲せずとせは強て訊問を爲さざる旨を以つて軽く一蹴したる上

裁判長は被告人三田村四郎に對し起立を命し供述席に就かしめたる上、先づ前科、學歷、家庭關係、資産關係、健康狀態等に付順次訊問を爲したるに

同被告人は之に對し、前科は大正元年大阪區裁判所に於いて新聞紙法違反に依り罰金二百圓、大正十一年六月伊丹區裁判所に於いて業務妨害罪により懲役三月に處せられ當時神戸刑務所に於いて服役したり。尙大正十五年八月中出版法違反に問はれ濱松區裁判所に於いて無罪となりたり。元來此の出版法違反事件なるものは彼の濱松樂器爭議に際し、官憲か此の「ストライキ」破壊の爲めに強いて同志鍋山と共に檢舉公判に附せられたる事件にして、公判に於いて無罪となりたるは當然なるに、檢事局は之に

對し控訴を爲したるか當時恩赦にて事件は其の儘消滅したり。尙過日上申書を以て述べたるか如く横濱の裁判所に於いて刑の言渡を受けたる旨の記録にある趣なるも之は同名異人にして、自分に全く關係なきことなり。

學歷は尋常小學校を卒業し、更に大阪川口商業(乙種)學校の夜學を卒業したり。學校は其れたけなるか「プロレタリア」的教育としては大正九年頃より所謂社會主義運動に参加し、大正十年勞働組合運動に参加し以來實踐を通して「マルクス」主義、「レーニン」主義、「プロフインターン」、「コミンタールン」等の諸理論に依つて革命的教育を會得したり。又數學を學はんか爲めに神田の正則豫備校に約一年通學したることあり。

兩親に付ては母は已に死去し目下父は健在なり。

兄弟は五人位ありて自分は四番目なり。

資産はなし。

父親は少しは財産ある様に思はる。只今旅館營業を爲し居るか自分か「プロレタリア」運動に身を投してより絶對に往來せざる事とせり。それは父も迷惑であり、自分も必要な故なり。只僅に實兄を通して家族の安否を聞知する程度なり。

特種の病氣に付いては

- 一、自分は子供の時腎臓病に罹り一時生命危険なりしか其後回復したり。
- 二、次に一九二五年評議會より派遣せられて支那に行き歸國後盲腸を患ひ其の際には冷して一時押へを爲し置きたるに其の後屢々再發し現在に及ひたり。
- 三、眼は亂視遠視眼にして原因は内臓との關係にあるらしく特に刑務所に入所以來視力減退して最近は讀書を爲すを得ざる程度にして特に市谷刑務所に移監されたる結果去る七月下旬より視力頓に減退したり。市谷刑務所に眼科専門醫無之爲め最近特に願出てて醫學専門學校の眼科醫の來診を受けたるか同眼科醫は特殊の技能なく只眼鏡のみの診察を爲し得たるに止まりしを以つて致方なく帝國大學の眼科醫の綜合診察を願出中なり。
- 四、昨年十二月動脈に龜裂を生して出血し十日間も止まらず貧血を起して人事不省となり「カンフル」注射に依りて快復したるか最近之か原因は腎臓病より來りたるものなること判明し必要なる手當を講ずるにあらされは生命に危険を及ぼす虞ありとの事なるか斯様にして居ることか出来るのは寧ろ不思議なる程なり。

五、前回公判廷に於いて同志徳田の供述したるか如く、元來刑務所生活には刑務所所屬醫の言明し居れる通り、刑務所病、監獄病なるものあり。特に獨居房拘禁者の特徴として脚むくみ、小便濁り、心臓、腎臓、脚氣等腎臓類似の症狀現はれ、身體疲れ、目かすみ、強度の神経衰弱となりて現はるものにして、之れ刑務所病と稱せられ居る症狀にして不衛生、運動不足等より來るもの由にして、激しくなると強度の神経衰弱、精神異狀、半癡人の如くなるものなりとのことなり。同志徳田の言へるか如く監房は電燈五燭にして従つて吾々は目を痛め、私の如き目に缺陷のあるものは益々視力衰退せざるを得ざる現狀なり。監房は晝猶暗く日中電燈を要せざるは僅二、三時間位なり。而かも又營養並衛生に悪く必要なる書物の差入すらも禁止せられ、刑務所に於いては心身共に疲れ居るに依り即時釋放を要求するものなり。就中病人は最も先に釋放せらるる様此の機會に於いて更めて考慮を希望する次第なりと供述したり。次て

裁判長は被告人は日本共產黨員たることに相違なきやと訊問したるに同被告人は相違なし。一九二六年頃入黨したる旨供述す。

裁判長は被告の日本共産黨に於ける地位如何と訊問したるに

同被告人は逮捕せられたる當時は中央委員にはあらざるも、特に當時日本共産黨再建の爲めに設けられたる中央指導部の一員たりし旨供述す。

裁判長は中央委員になりたることなきやと訊問したるに

同被告人は一九二七年中、中央委員たりしことあり。即ち一九二六年の黨大會に於いて中央委員候補者に選任せられ、後、正中央委員になりたるか、一九二七年「テーゼ」の實行(所謂再組織)に當りて解任せられ、爾後中央委員たりしことなしと供述す。

裁判長は被告人は日本共産黨史を補充し度き故訊問せられ度しとの事なるか、供述の順序に關し若し希望あらは述へて見よ。可及的其の順序に依りて訊問すへしと告ぐ。

同被告人は大體同志市川より日本共産黨創立以來の黨活動に付きて述へられたるか、同志市川の供述は全般に涉り勿論重要な問題は綱羅し盡せるも種々の點に於いて未だ十分なりと謂ふを得ず。特に吾々は治安維持法違反事件被告人として當公判廷に立ち居る關係上

一、大日本共産黨か治安維持法及び其の前身たる過激社會運動取締法案及び治安維持令等に對し、如何なる見解を以つて闘争し來れるや

二、尙治安維持法適用の事件は多々あるも、就中三一五及び其の後引續き行はれたる檢舉に對し日本共産黨か如何に闘争し來れるや

三、一九二八年の八月下旬以來發表された各地方に於ける豫審終結決定に對する黨の闘争

四、其の後間も無く神戸其他に於いて開かれたる共産黨事件の裁判に對する日本共産黨の闘争

に付いて順序を追ふて申述へ度しと思考すと供述したり。

裁判長は然らば結局法律に對する日本共産黨の闘争、豫審終結に對する闘争、裁判に對する闘争に付き供述することとなるやと質したるに

同被告人は然り。但し此處に供述せんとするは四・一六檢舉前迄にして過去三年前の事なり。此の公判に對する闘争に付きては今日述ふる時期にあらず。此の公判に關する事は吾々は辯論の際檢事の論告を聞きたる上吾々の意見を陳述すへし。檢

事は公訴事實の陳述に際し單に各豫審終結決定書記載の通り陳述したるのみなるを以つて、其の點に關しては茲に意見を述ふるを欲せざるものなり。従つて裁判長より宣傳煽動に亘らざる様屢々注意ありたるも、自分の供述の内容は裁判所の所謂宣傳煽動に該當せざるものなることを堅く誓ひ、且つお斷りし置くものなり。本件は「ブルジョアジー」が事件として檢擧したる以上、「ブルジョアジー」の作れる法律に依りても取調を要し、調書を作成し、裁判し、事實を調ふる要あるは勿論なるべく、裁判に依り事實を明白にすることは吾々共産黨か何人に利益にして何人に不利益なりや、誰の味方にして誰の敵なりやを知らしむる結果となり、日本共産黨か「プロレタリアート」の味方なる事證明せられ、反對に「ブルジョアジー」の罪惡、狂暴なる權行使の不當を暴露せらるる事となるも、雖も、それは決して裁判長の言はるる如き所謂宣傳煽動に該當するものにあらず。裁判は彼等「ブルジョアジー」に取りては忌はしき合法主義の惱みであり、法治團の「デレンマ」なり。「ブルジョアジー」は「宣傳」なる意味は事實を誇大にし、虚偽の事實を流布し、自家廣告を爲す意味に使ひ居るものなるか、私の供述内容には此の意味に該當する事項なし。次に「煽動」の意味に付いては大正十三年の大審院判例に「中正の觀念を失は

しめ、犯罪を爲すの決心を爲さしめ、其の行爲を助長云々と定義し居れり。假に私の言ふ處の事實が勞苦大衆をして「ブルジョアジー」に對する鬭争を助長せしめ鬭争心をを高める結果となる事あらんも、それは「ブルジョアジー」の言ふ處とは甚しく相異し、中正の觀念を失はしたるものにあらずして、「プロレタリア」か「ブルジョア・イデオロギー」に胡魔化され瞞着され居れるを糺し、以つて眞實の觀念を呼起さんとするものにして、判例の所謂宣傳煽動に涉るものにあらずと供述したり。

裁判長は裁判所は宣傳煽動なる詞を其の意味にのみ使用し居るものにあらず。雜誌「マルクス主義」等掲載の被告の論文中の宣傳煽動の意味をも含むものなり。理論に涉らざる様又事實を簡略に述ふる様注意す。

同被告人は之を諒とし引續き、更に治安維持法の制定、共産黨に對する同法の適用に付いて供述せんとするものなり。

共産黨は革命を目的とし、革命的理論なくして革命的運動なく、革命的鬭争は革命的理論の根據なくしては不可能なり。敵の攻撃に對する防禦的供述なり、所論理論鬭争的供述にあらざるは勿論なり。供述内容の性質上所謂國體論に付きても論及せん

とするものなるか、此の點は裁判所に於いて屢々公開に付懸念され居れる點なれども、私は全體として己に公刊され論及され居れるものの範圍内に於いて供述する事か出来且つ又其の範圍内に於いて供述せんとするものなり。従つて私の供述は最後まで公開裁判を以つて進行せらるる様考慮され度し。私に於いても言葉を斟酌するに付絶對公開の儘共述せしめられん事を希望するものなり。此の時

裁判長は問題により或は不公開とするやも計られずと注意したり。

同被告人は七月本件公判初頭に於いて爲したる検事の公訴事實の陳述は單に「豫審終結決定書記載の犯罪事實に付云々」とのみにて明瞭ならず。次て九月五日の當公判廷に於ける検事の公訴事實の陳述は稍明瞭と爲りたるも尙明瞭ならざる點あり。即ち檢舉當時に於ける起訴狀を見るに本件起訴理由の重點は所謂我國家成立の大本たる立憲君主制の廢止云々とありたるも、當日に於ける検事の公訴事實の陳述中に於いて何時の間にか此の大本を消滅せしめ、單に「國體の變革云々」と述べたり。又豫審終結決定を見るに前後五回に亘る決定書に於いて右の重點を消滅せしめ、加ふるに共產黨に對する定義に付五回とも異なるものを作成し矛盾の點あるを以つて、之等重要なる

點を明瞭にせんとするものなるにより、特に本供述に關し公開を要求するものなりと述ふるや

裁判長は其の點は後刻論告に於いて検事が明瞭に述ふるものなりと思考するを以つて供述の必要なきにあらずやと注意したり。

同被告人は供述を續け愈々本論に入りたり。

第一、大體最初に事件の根本的の性質を簡單に述べ

第二、次いで治安維持法の制定竝に之に關する共產黨の鬭争を次の順序にて供述せんと欲す。

一、過激社會運動取締法案に對する鬭争

二、治安維持令に對する鬭争

三、治安維持法制定に對する鬭争

四、治安維持法改正に對する鬭争

イ、第五十五議會に提出せられたる改正案に對する鬭争

ロ、緊急勅令の第五十六議會の事後承諾法案に對する鬭争を一括して述べ

第三、最後に日本共産黨檢舉並治安維持法撤廢其の他に關する闘争に付きて供述すへし。

第一、三・一五事件以後引續き行はれたる「ブルジョアジー」の日本共産黨に對する檢舉彈壓の結果的產物たる所謂本件治安維持法違反事件と稱するものは、同志か既に當公判廷にて屢々述べたる如く、其の性質に於いて普通刑事事件と相異なるものにして、嚴密に云ふならば本件は犯罪を構成するものにあらずして「ブルジョア階級」と「プロレタリア階級」との即ち利害相反する二階級の公然赤裸々々の階級闘争なり。換言すれば勞働者階級に對する「ブルジョア階級」の慘虐野蠻且つ赤裸々なる抑壓、勞苦大衆に對する欺瞞的事件なりとの見解を持つものなり。

抑々勞働者と資本家との階級闘争は今日に於いては既に之を好むと好まざるとの如何に不拘、其の存在は何人も蔽ひ隠すことの出來ざる嚴然たる事實なり。階級闘争は階級社會の必然的產物にして、社會の物質的生產關係と其の交換關係—生産方法の發展と生産手段の領有關係の矛盾より生ずる必然的結果なり

この見解を有するものなり。此の勞働者と資本家との階級闘争は結局に於いて勞働者階級と資本家階級との支配權力の争奪戰、即ち内亂にまで發展するものであり、只内亂に依つてのみ解決されるべきものなり。従つて裁判長に於いて嘗つて云はれたるか如く又吾々か屢々述べたるか如く、究局に於いて兩階級の力と力との問題なり。而して法律も亦、一の階級的抑壓の力にして吾々に對する法律適用は夫れ自身階級闘争の一部を爲すものなり。

日本の治安維持法は階級抑壓法、中世界的に最も下劣な詐欺的特徴を有するものなり。

日本共産黨は階級闘争に於ける勞働者軍の前衛にして、要するに「ブルジョアジー」の手中より政權を奪取し以て「プロレタリア」獨裁を樹立し「ブルジョアジー」の勞働者階級に對する搾取と其の支配を廢絶せんとすることを目的とする「プロレタリアート」の唯一の革命的政黨なり。然るに日本の「ブルジョアジー」は吾日本共産黨を自己の政敵として堂々と闘争することを避け、吾か黨をして君主の敵なりとし、吾々を犯罪者として告發し抑壓しつつあり。此の卑劣極まる「ブル

「ジョアジ」は自己の爲したる告發、抑壓に依つて、彼等自身に向けらるる勞働者、農民勞苦大衆の攻撃を君主に轉化し、以つて彼等の罪惡を隱蔽せんとする惡辣なる手段に出でつつあり。本件事件の中から所謂犯罪的のもの又は犯罪者を求めんか、そは吾々共產黨にあらすして「ブルジョアジ」自身であり、且つ彼等「ブルジョアジ」の行爲こそ犯罪なりと考ふる次第なり。故に今日日本件の裁判を恐るるものは吾々共產黨にあらすして、それこそ「ブルジョアジ」自身であり、就中公開の裁判を「ブルジョアジ」は恐れ分離暗黒の下に裁判し、或は黨の腐敗せる墮落分子を買收し虚偽の調書を作成し、又豫審終結決定書の矛盾、恐らくは本件に對する判決も亦同様なる「ブルジョアジ」の見解と同様虚偽、矛盾の形に於て現るるものならんと思考せらるるか、事未來に屬するを以つて茲には論議せざるへし。如斯傾向は必然的に現はるるものなりと。共產黨か最初より主張し居りたるどころなり。此の主張は「プロレタリアート」の攻撃力の増大に押され動搖の結果生したるものなるへし。従つて今後「プロレタリアート」と「ブルジョアジ」との鬭争は益々猛烈となり、「プロレタリアート」の鬭争力増大するに從

ひ「ブルジョアジ」の陣營は益々動搖激しく、遂に治安維持法の適用不可能に陥り存在すると雖も、事實上死法たる運命を帶ふるに至るへしと豫想せらるるものなり。一方又如斯結果より今日の反動化せる帝國主義「ブルジョアジ」は必然的に其の先端は「ファシスト」化し、「テロ」化し、恐怖的手段を以つて抑壓し、其の結果血醒き激烈なる鬭争の展開を見るに至るへしと豫想せらるるなり。日本共產黨か大衆化し、其の政策を公然と大衆の前に現はし、大衆的に組織鬭争する一方「ブルジョアジ」は法律の適用に依つて日本共產黨を彈壓し、而して又嫌疑者として勞苦大衆を拷問し凌辱し、或は第五十六議會に治安維持法改正緊急勅令來りたる同志山本宣治を刺客をして刺殺するの卑怯なる手段に出で、又我々の尊敬すべき勇敢なる同志渡邊政之輔を臺灣に於いて虐殺するに至りたり。此の傾向は「ブルジョアジ」と「プロレタリアート」の階級鬭争か尖鋭化し激化するに伴ひ、輿論も恥も外聞も聊も顧慮する事なく、益々激化するものなり。然れども結局に於いて階級鬭争は階級力の問題なり。故に今日の現状に於いては

吾々は凡ゆる方面より「ブルジョアジー」の彈壓に對し闘争し來りたる爲め、吾黨の行動目的が「プロレタリア」農民、勞苦大衆の利益を擁護し、之れを達成せしめ「ブルジョアジー」の飽くなき搾取支配の隷屬下より解放し、眞實の社會を齎らさんか爲の唯一の政黨なりと云ふ事實判明し、且つ「ブルジョアジー」は「プロレタリアート」を不當に彈壓し、欺瞞し、詐欺的方法を以つて斷罪せんとしつつある現状の判明せる今日に於いても、尙且つ「ブルジョアジー」は共產黨員は有罪の宣告を受くるへしと豫想せらるるなり。然れども如斯「ブルジョアジー」の一機關たる裁判所の有罪の決定は眞實最終の裁判にあらずと信す。何となれば相争ふ二階級か他の一階級を裁判し其の何れか正しきかを判決する爲めに、全日本の裁判所を動員すると雖も、一階級の一の構成機關たる裁判所に於いては之か決定は不可能なるへし。只之を解決するものは正當なる眞實なる歴史のみであり、力のみか最も正當なる解決を與ふるものなりとの見解を有するものなり。此の見解の下に我黨の全ての闘争は革命的に展開され來りたるものなり。

第二、次に治安維持法制定に對する吾黨の闘争に付供述を爲さんとするものな

るか、先つ

(1) 之れと密接なる關係を有する「過激社會運動取締法案」に對する日本共產黨の見解及び闘争に付供述すへし。

抑々日本に於ける階級抑壓法は決して過激社會運動取締法案を以つて最初とするものにあらずして、其の以前より治安警察法なる抑壓法存在し、日本共產黨創立當時に於いても此の抑壓法律は使用され居たるものなり。此の法律は明治三十三年日清戦争直後の動搖を受けて制定發布せられたるものにして、當時漸く資本家の勞働者に對する壓迫は全國的の「ストライキ」の波、竝に社會主義運動の勃興となり、此の「ストライキ」より勞働組合組織運動となりたり。元來治安警察法は當時に於ける「ストライキ」、社會主義運動、勞働組合に政黨組織運動擡頭に對する彈壓を目的として可決せられたるものにして、當時帝國議會に於いて公然と叙上の目的に關して論議せられ、治安維持法制定當時の如く欺瞞的言辭を弄する事なく、赤裸々に公然と農民勞働者の社會運動竝に「ストライキ」を彈壓する目的を有する法案なりと其の提案理由書に於

て述へられたり。其の後歐洲大戰を通して日本の労働運動が急激に高揚するに至り、同時に「ストライキ」を通して自然發生的に労働組合の組織成長を見、一時沈滞せる社会主義運動の新たな勃興、露西亞の革命、獨逸の革命の影響、之に對する「プロレタリアート」の「ブルジョアジー」に對する闘争の波の高揚に面して、日本の「ブルジョア」は最早治安警察法を以つてしては新たに擡頭し來りたる社会主義運動の抑壓に困難を感じるに至り、殊に從來屢々労働争議鎮壓に利用せられたる治安警察法第十七條を以つてしては最早労働争議を鎮壓すること困難と爲れる程に労働者の勢力は増大するに至れり。如斯情勢の下に於いて彼等「ブルジョアジー」は決して黙したるにあらすして、騷擾、新聞紙法、出版法、恐喝、脅迫、公務執行妨害等刑法又は特別法の適用に依つて「ストライキ」鎮壓、農民争議の蹂躪、指導者の檢束、言論の抑壓等を爲し、依つて以つて擡頭したる勢力を挫かんとせり。今日に於いても尙労働者農民の力の高揚に對する彈壓の方法として此の方法を執り居るものなり。

當時「プロレタリア」階級抑壓の中心地として「過激社会運動取締法案」の制定の

必要か問題と爲りたるものなり。記憶に依れば大正十年八月同法案の立案に着手し、翌十一年二月十八日第四十六回帝國議會に提出せられた關係にありたるご思考す。然らば此の法案か何故此の時に他階級抑壓の中心と爲りたるやの理由を簡單に供述すへし。

大正九年より「コミンターン」の計畫的なる日本労働階級への革命的指導の働き掛け、「コミンターン」の社会主義同盟の指導、日本共産黨の組織準備會の成立、其の機關紙の發刊、其の無政府主義者への無慈悲なる闘争、労働者大衆間に於ける「ボルシェヴィキ」化、共産主義勢力の擴大等の諸條件か此の法案を生したる直接的根據なり。以上の諸事情により當時「ボルシェヴィキ」の活動勢力擴大し居りたりとは云へ、未だ日本労働者中に根強く「アナルコサンデカリズム」の傾向殘存し居たり。元來此の法案は表面的には無政府主義と共産主義とに對して攻撃彈壓の矢を向けたるか如く見ゆるも、靜に之を見んか右の二つのものに其の矢を向けたるにあらすして、明白に日本共産黨に對する彈壓法なることを知るへし。而して労働者階級及其の革命的前衛を其の創立當時

に叩き潰す目的を以て、無政府主義、共產主義の宣傳及其の宣傳を目的とする結社、集會、多衆運動を取締ることを目的とする法案なりしか、御承知の如く當時創立準備會なりし日本共產黨の指導下に日本労働者農民が團結し、以つて此の「プロレタリアート」壓迫の惡法に反對し、全國的示威運動に依つて鬭争し遂に此の法案を流産に葬り去るを得たり。即ち此時に吾々か此の法案に反對したるは無政府主義、共產主義の宣傳に對する處罰か怪しからぬと云ふにあらすして、「ブルジョア」に對する労働者の階級鬭争其のものを犯罪として告發するに對し鬭争したるものにして、従つて爾來「ブルジョア」は之か階級抑壓法なりと云ふ事は何人にも判らぬ様に法文の上に於いて欺瞞し、此の目的を不可解ならしめ、且つ目的を隱蔽欺瞞したる法律を以て「プロレタリア階級抑壓」と云ふ恥つべき行動を執るに至れり。例へば争議調停法の如きは其の名の如き争議調停の爲めの法律にはあらすして、争議の彈壓蹂躪を目的とする法律に外ならざるは事實に於いて明白なるのみならず、「ブルジョア」の利益擁護の爲めの法律なることは何人も疑はざる處なり。又大正十

五年四月政府は一方に於いて治安警察法第十七條、第三十條を撤廢し、他方に於ては暴力行爲取締法を施行し、其の制定理由を所謂反動暴力團の鎮壓を目的とする法律なりと説明したり。然るに今日此の法律適用の實情は明白に労働者農民の争議彈壓の爲めの具に供せられつつある事實なり。更に日本共產黨が大衆化を實行し、「ブルジョア」の支配權力と眞向から對立し、其と相容れず益々激烈に鬭争し、武器を執りて屈せざるや、「ブルジョア」は俗に「盗犯防止法」なる法律を制定したり。政府は之か制定の理由として強盜、竊盜等を取締る爲めのものなりと爲したるか、此の法律は明白に労働者農民の前衛に對する切捨御免法として制定したるものにして、現に盛んに活用されつつある事實を知る。之か制定當時社會民主主義諸政黨の代議士は、本法は労働者農民の「ストライキ」に對する適用の懸念なきやとの質問を爲したるに對し、政府委員は「さう云ふ事があるやも知れぬ」と答へたりとの事なり。過激社會運動取締法案の提案以來「ブルジョア」は法文上に於いて明白に階級抑壓法たることを露骨に示せる法律を制定することは不可能、且つ不利

益にして、却つて其の爲めに大衆の反抗的闘争の激發を高調し刺激するに過ぎざるものと看取し、此の見解の下に「ブルジョアジ」は巧に法文上に於いても抑壓法たるの實質を隠蔽し、大衆を欺瞞するの傾向をさるに至りたり。如斯供述は過去の事柄に屬し且つ本件事件とは直接關係なきを以つて、之以上立入りたる供述を爲さず省略すへし。

(2) 次に其の後に於ける「治安維持令」制定註。大正十二年九月七日勅令第四百三號流言蜚語取締令に對する闘争に付きて述へん。

治安維持令制定を「ブルジョアジ」が決意するに至りたる原因は

1. 過激社會運動取締法案は労働階級の一致團結したる大衆的抗争に依つて葬り去られたるか、日本共産黨は大正十一年七月成立正式に「コミンタール」の承認を受け、其の準備會として活動を開始したり。當時日本共産黨は
 - (イ) 露西亞の饑饉救濟運動
 - (ロ) 「シベリア」の日本軍隊即時撤兵運動
 - (ハ) 「サヴイエート」露西亞承認

(ニ) 無政府主義に對する闘争

等を通して日本共産黨は活潑に闘争し、大衆團體中に牢固として抜くへからざる勢力を占むるに至れり。黨は此の闘争を通して「ボルシエヴイズム」を大衆の間に勇敢に宣傳したるなり。之等の詳細に付ては同志市川か既に述べたるころなるを以つて省略すへし。

2. 日本共産黨は大正十二年二月開催せられたる黨大會に於いて

- (イ) 「ブハーリン」の綱領草案を審議承認し
- (ロ) 黨中央部の改選
- (ハ) 労働者「ボルシエビ」キ化
- (ニ) 機關紙の統一

等か討議決定せられたり。之を一言にして言へは日本共産黨か急速に成長發展し、労働者農民の革命的大衆の間に勢力を占むるに至りたるものにして、之を見たる日本「ブルジョアジ」は眞剣に日本共産黨に對し彈壓を下すべく決意するに至りたり。

3. 他の原因としては

- (イ) 日本軍の西比利亞より徹兵、「サグイエートロシア」承認、「サグイエート」の通商關係回復の必要
- (ロ) 普通選舉實施等既に退引きならざる情勢
- (ハ) 以上の如き客觀的、主觀的諸情勢下に於いて労働者農民の革命的大衆が日本共産黨の指導の下に益々政治活動への飛躍的發展を遂くるに至りたること

此等の事情よりして「ブルジョアジー」は日本共産黨彈壓の必要を決意し、同志市川か述へたる通り大正十二年五月吾か日本共産黨の一部を檢舉し、引續き「レフト」「ユース」等黨の地方組織を檢舉破壊するに至りたる折柄、恰も九月の關東大震災突發したるを以て此の震災を好機と爲し、以つて日本「ブルジョアジー」は一方に於いて殖民地民族を虐殺し、労働者の前衛の虐殺を遂行し、以つて左翼的労働組合の各組織を破壊する爲めの利用を忘れず、此の混亂の機會に乘し治安維持に名を藉りて治安維持令を制定するに至りたるものなり。「ブルジョアジー」は此の緊急勅令の制定發布の理由を種々説明

し居れるか、此の勅令の條文を見るに私の記憶に依れば「出版通信、其の他何等の方法を以つてするを問はず暴行騷擾其の他生命身體若くは財産に危害を及ぼすべき犯罪を煽動し、安寧秩序を紊亂するの目的を以つて治安を害する事項を流布し、又は人心を惑亂するの目的を以つて流言浮説云々」とあり、之は當時の特別混亂の事態に對し治安維持の爲め緊急に制定したるものなりと「ブルジョアジー」は辯解したり。然るに此の法文に規定せる犯行を現實に犯し生命身體に危害を加へ、朝鮮民族を虐殺し、又労働者の前衛を虐殺し、家宅財産を蹂躪して以つて治安を混亂せしめたるは外ならざる制定者たる彼等「ブルジョアジー」自身にして被害を受けたるは労働者農民自體なりき。

此の法律を正しく適用せんごせは、先づ「ブルジョア」自身に對して適用すべきなり。元來此の法律の制定發布の目的は左にあらずして、此れこそ殖民地民族並に労働者階級を抑壓せんか爲めの階級抑壓法たるに外ならざるなり。單に「ブルジョアジー」は此の一時の震災の機會を利用して嘗つて葬られたる「過激社會運動取締法案」の再現にして、且つ後の「治安維持法」の制定の前提條件として試みられたるものなることは明瞭にして、彼等「ブルジョアジー」の辯解し得ざる所なり。従つて此の意味に於いて「治安維持

令は「プロレタリアート抑壓に重要な地位を占むるものなり。」

吾か黨の此の見解の正しきことは彼等「ブルジョアジー」か此の緊急勅令の目的を果したる後、即ち人心の動搖静りたる後、同年十二月の次の議會に於いて事後承諾を得ると共に勅令として之れに永久的效力を與へたる事に依り明白なり。然し乍ら其の後に於ける諸事情の變化は遂に「治安維持令」のみに依りては未だ十分に彈壓するに適せざる事を知るに至りたるもの如く、其れ程迄に日本の勞働階級は益々其の力を増大するに至りたり。

因に「ブルジョアジー」は自己の國家權力擁護の爲めに無産階級運動を罰する法律は獨り日本のみならず、諸外國に於いても同様存在すと辯解し居れるか、自分の知り居る範圍内に於いては諸外國にも「プロレタリアート」の抑壓法あるも、精々此の時の「治安維持令」と同程度のものなりとの見解を有す。此の「治安維持令」か變化して次に述べんとする處の「治安維持法」の制定問題となるものなるか、此の「治安維持法」は私の記憶するところによれば、大正十三年の初頃立案され、同十四年二月十八日第五十回帝國議會に提出せられたりと記憶す。此の「治安維持法」は明白に凡ゆる「ブルジョアジー」の詭辯にも

不拘、正眞正銘の「プロレタリアート」の革命的前衛の抑壓を唯一の目的とするものたること判明せり。之は大正十四年一月九日の東京の諸新聞に發表されたる政府當局の聲明に依つて明白に宣言し居るところなり。此の時
裁判長は休憩を宣し、靜肅裡に被告人、傍聽人等の退廷を待ちて裁判長以下退廷したり。

時に午前十一時五十分なり。

午後

(不勾留被告人中門屋博喜、入虎太郎、南喜一不出頭)

午後一時十七分裁判長以下判事、檢事、書記入廷し、次いで被告人、辯護人、傍聽人靜肅裡に入廷す。

午後一時二十分。

裁判長は續行を宣し直ちに被告人三田村四郎を供述席に座させ、午前に引續き供述すべき旨告げたり。

被告人三田村四郎は午前に引續き大正十四年に制定せられたる「治安維持法」の制定に對する日本共產黨の鬭争に付き簡單に供述すへしと冒頭し
 午前中に供述したるか如く、治安維持法は「ブルジョアジ」の凡ゆる欺瞞にも不拘、日本共產黨に對する抑壓法なりし事明白なり。此の法律の特質に關する吾黨の見解を要項的に列擧すれば左の如し。

1. 此の治安維持法なるものは「ブルジョアジ」の労働者階級に對する抑壓法にして、而も數多くの抑壓法中最高の地位を占め且つ中心的なる法律なり。更に治安維持法は階級抑壓法たる事を欺瞞する處の法律なり。
 2. 次に「コミンタイン」の一九二七年七月の「ブレナム」に於いて戦争問題に關し明白に指摘せられたる通り、「フランス」の宣傳取締法、英國の労働取締法、「ポーランド」「チェコスロヴァキヤ」の同種取締法等と同様に、日本の此の治安維持法は明に帝國主義戦争準備の爲めの法律にして、此の法律の制定こそ帝國主義政策遂行そのものなりと。此の「コミンタイン」「ブレナム」の見解は正しきものなり。
- 又更に同法制定は現在の「サヴィエート」に對する資本主義諸國の武力干渉となり

3. 「サヴィエート」「サヴィエート」權力に對する列國の攻撃の一部門を成す法律なり。
3. 又更に此の治安維持法は殖民地及び半殖民地民族の反帝國主義鬭争及び革命的半反亂を鎮壓する爲めの法律の一なり。

4. 更に此の治安維持法は吾か「コミンタイン」の掲げ居る處の階級對階級の「スローガン」の正しさを如實に證明するものなると同時に、「コミンタイン」に對する攻撃の一なり。一言にして之れを蔽へば、治安維持法は生れる其の時より國際的には帝國主義戦争政策遂行準備の爲めに、又國內的には其の戦争準備の爲めにする國內階級鬭争鎮壓の爲めの二大重要目的達成の爲めに生れたるものなりと言ふを得へし。現に此の法律が制定發布せられたる時、即ち大正十四年一月九日東京の各「ブルジョア」新聞の紙上に掲載發表せられたる政府當局の聲明書に曰く
 「露西亞に根さす處の第三「インターナショナル」は其の主義を世界に宣傳し實行せんとしてつあることは周知の事實にして、之れが防禦の手段を講ずる事は列國の共通なる輿論であつて、獨逸「セルヴィア」、「チエッコスロヴァキア」では既に法律を設け、他の歐洲諸國も亦各國協議の上宣傳防止の手段を講ずべき事を申

合せてゐる。日本も近く日露交渉も多くなることであるから此の無政府共產主義の國內傳播を防止する爲めに之のみを目的とする法律案を提出するのである。

と大體斯様な趣旨の聲明を爲したり。茲に無政府共產主義とは「ブルジョアジー」か「サヴィエート」同盟破壊の爲めに使用せる用語「コミンターン」に對する逆宣傳の爲めの用語にして、即ち「ボルシエヴィズム」の指すものなり。即ち此の法律は最初より「ボルシエビキ」攻撃法にして、又世界の「ブルジョアジー」の共同戦線の下に其目的の爲めにのみ聲明し居れり。而して同聲明は日本「ブルジョアジー」のみの獨斷にあらずして、世界「ブルジョアジー」の各連絡の下に爲されたるものなり。然らば此の治安維持法に依り保護を受けるものは抑々何者なりやを考ふるに、最初政府の議會に提出せる法案には「國體若しくは政府を變革し又は私有財産制度を否認する事を目的として結社を組織し、又は情を知りて之に加入したるものは云々」とありて之に依り推測せば、同法の問題とする處は國體の變革、政體の變革、私有財産制度の否認なるか、後に「政體の變革」なる文字は削除されたるなり。従つて

國體の變革又は私有財産制度の否認とは抑々も何を指すものなりやか問題となるものなり。

然るに此の治安維持法が提出せられたる第五十議會に於いては、特に治安維持法の爲めに特別委員會を設置し、此の委員會に於いて國務大臣を初め各政府委員、各「ブルジョア」政黨の代表者達か、約十數日記憶に相違なくは前後約二ヶ月間に亘りて討議したるなり。當時の此の問題に關する議會の議事録に於いて明瞭なるか如く、彼等は遂に完全なる一致點を見出す事を得さりしなり。同時に彼等か此の問題に付いて一致點を見出し得さりし事は彼等に取りては毫も問題と爲すに足らず、重要な目的か他に存在したるは看過し得ざる事實なり。當時の官報に掲載せられたる議事録を一見すれば自ら判明するか如く、「國體とは如何」「國體變革とは如何なる事を指すや」と云ふか如き根本的重要問題に關する質疑應答に於いて、彼等は實に噴飯に値すべき荒唐無稽、支離滅裂互に矛盾せる事を喋り合ひたるか、遂に明確なる一致點を見出す事能はさりしなり。然し乍ら此の支離滅裂、荒唐無稽の「お喋り」を通して彼等は暗黙裡に被等の満足すべき共通的或一致點を見出

したるなり。そは要するに此の法律の制定は何を意味するか。即ち

第一、「サヴィエート」同盟を破壊侵略する事

第二、「コミンタート」並に其の支部たる日本共産黨を叩き潰す事

第三、「ブルジョア」の搾取利潤と其の支配即ち之を一言にせんか、そは「ブルジョア」獨裁の擁護維持

以上が彼等の一致せる暗黙裡に於ける根本的共通的目的にして、此の重點を各委員に於いて明白に察知するや、彼等は萬事終れりとなし、満場一致之を可決して委員會を閉ちたるなり。即ち前後二ヶ月に亘る治安維持法の審議は要するに右の點に付全委員を判然と一致せしむる爲めの論議たりしなり。然るに「ブルジョア」の指導下にある代辯人達は、如何なる事項を以つて現在に於ける國家社會の存立と相容れざるの點に付慎重に審議したりと辯明し居れりと雖も、吾々より之を見んか之は嘘偽りにして眞實は「ブルジョア」の搾取制度と「ブルジョア」國家獨裁の擁護と隠蔽か目的にして、而かも此の目的を如何にして達成するか問題たりしなり。故に吾々か此の第五十議會を以つて斯る目的の爲めの陰謀協議會たりしに過ぎすと云ふも敢て過言にあらず。

されは此の委員會の最初に國體並に私有財産制度に關する點に於いて全委員間に外観上解け難き意見の不一致が現はれたるか、實はさに非すして只眞實の目的を隠蔽し以つて顧みて他を言はんとしたる爲めの必然の結果として、支離滅裂の事を論議し合ひたるに外ならざるものと解釋す。故に制定の時、即ち大正十四年一月九日には明白に目的を聲明し乍ら却つて其の目的を隠蔽して複雑ならしめ、其の法文に於いても不明瞭且つ抽象的の文字を以つて飾りたるなり。何故かかる欺瞞を必要としたるか、其の理由——制定の真相——は本條文の検討に依る欠陥の指摘を以つては得へからず。當時の社會關係を見れば自から判然すへし。如斯觀察の態度こそ「マルクス」主義者の態度なり。當時の社會状態を觀察するに、先づ直接の問題としては大正十二年六月の日本共産黨檢舉なりき。同檢舉は黨の一部に對する檢舉なりしと雖も、震災の反動は一面「ブルジョア」の社會民主主義者買収政策、小「ブルジョア」日和見主義の堺、山川の徒輩の公然たる裏切り、鈴木茂三郎、赤松其の他の社會民主主義者の没落裏切りの續出したるに不拘、吾黨全體としては此の反動の嵐の中より勢力を擴大し、各其の所定の部署を守り、共産主義者として反動の暴れ狂ふ中に於いて日本共産黨再建の爲めに努力し、且

つ關東大震災の爲めに潰滅せる労働團體労働組合の再建の爲めに勇敢に闘争し、而かも一方に於いて此の反動の嵐の中に裏切り墮落したる彼の社會民主主義者達に對し猛烈なる闘争を開始し居たるなり。而して當時此の「ブルジョアジー」の反動に恐怖し、買収に應じ、墮落したる處の彼等社會民主主義者か、黨の墮落者堺、山川と共に黨を解體に導かんとし、公然社會民主主義者は「プロレタリア」の陣營を攪亂分裂せしめ、以つて「ブルジョアジー」に賣渡すへき分裂政策を執りたり。然れども此の策動は却つて日本の労働組合を左翼化へ導き、日本労働組合評議會の創立となり、全國的反抗の聲として現はれたり。之れか詳細に付ては同志市川より已に供述したるを以つて省略すへし。

要するに日本共産黨は大正十二年六月の檢舉によりては「ブルジョアジー」に破壊されることなく却つて擴大強化への途を辿り、大正十四年一月の上海會議と爲り、其れ以來日本「プロレタリアート」に對する革命的指導の強化を告げ、勢力を回復するに至りたる事實、更に日本の「ブルジョアジー」をして遂に西比利亞撤兵を餘儀なくせしめ、「サヴィエート」承認の方向に轉せしめたる事實、又反「ブルジョア」共同戦線同盟、即ち當時の所謂無産政黨樹立運動を高揚せしめ、此の運動を通し壓倒的なる共産主義者の之に對する

支持、左翼労働組合の樹立、各地に行はれたる労働組合會議、此等政治、經濟問題等に付右翼社會民主主義に對する反對の闘争を行ひたる事實、之を要するに先年の我々の激烈なる反對に依る過激社會運動取締法案の失敗に鑑み、以上の如き客觀的狀勢の下に於いて直ちに労働者階級の目に付き、如斯露骨なる抑壓法案を提出せんか、労働階級の反抗的闘争を激成する結果を招來すること明白なりしを以つて、故に真相を隠蔽、欺瞞し露骨なる抑壓法案の提出を憚りたるなり。

日本「プロレタリアート」は此の治安維持法制定の議か發表せらるるや、直ちに起ちて全國的に労働者農民の大衆的「デモンストレーション」を以つて大衆的に闘争し、以つて之を阻止し撃破すへく戦ひたるか、遂に「ブルジョアジー」は此の要求を顧慮することなく治安維持法は大正十四年四月二十二日に公布され、五月十二日より實施せらるるものと爲りたり。(註) 治安維持法は大正十四年四月二十二日公布同日施行せられたるものにして、五月十二日は朝鮮、臺灣、關東州、南洋等に施行せられたる日なり。此の時に日本「ブルジョアジー」と地主とは完全に結合して、一切の言論集會の機會を奪ひて「プロレタリアート」の反動運動を壓迫蹂躪したり。此の時に於いて日本の「ブルジョアジー」及地主

は公然と次の如き言辭を弄したる由なり。即ち若し此の法律を此の議會に於いて制定せざりしならば遂に其の機會を逸するであらうと。即ちプロレタリアートの政治運動への擡頭の氣勢の固らざる間に抑壓せんとする意味の事なりしと思はる。従つて治安維持法制定の時機に付ては彼等ブルジョアジーに取りて如斯重大に考ふると共に吾々プロレタリアートも亦相對的に重大の時機なりしなり。斯の如き重大なる時期に當り「コミンターン」の指令を「サボリ」吾日本共産黨を解體に導かんとし且つ治安維持法制定に對する「プロレタリアート」の反對闘争を多かれ少かれ妨害したる彼の堺、山川等の裏切者の罪たるや實に九死に値する「憎むべき奴」と考ふ。吾黨は此の治安維持法制定に對して大衆的に組織的に労働者農民の力を以つて壓迫し阻止せんとし且つ彼等の必要としたる治安維持法制定の胡魔化しの理由に對し闘争したるものなり。例へば時の内務大臣若槻禮次郎は大正十四年二月二十六日帝國議會に於ける答辯に於いて第一條の内容を説明して曰く之を俗に申して居る言葉で大體何れに當るかと言へば國體若しくは政體を變革すると云ふのは無政府主義を主張するに略ほ當り、私有財産制度の否認は共産主義に略ほ當るのでありまして云々と答辯し居れり。然

れども之は全く出鱈目の答辯にして、此の點に關しては確か次の委員會に於いて他の政府委員より之を婉曲に取消し居れり。

元來治安維持法の目的の對象中に、無政府主義は包含され居れるものにあらざるなり。此の點に付ては後に某判事の言により明白に知りたるどころなるか、其れに依れば即ち治安維持法の對象には無政府主義は入り居らず、前の過激社會運動取締法案、更に治安維持令等々に於いては、宣傳、煽動、流布に對する處罰を法案の目的と爲し居りたり。然るに治安維持法に於いては「組織」を問題と爲し居れり。茲に同法案の飛躍的發展性存す。組織とは共産黨獨特の機構にして、共産黨は一にも二にも三にも組織を重大視するに反し、無政府主義は組織の點に於いては恐るるに足らざるものなり。

彼等「ブルジョアジー」は組織的に活動して支配階級に對し闘争せんとするは共産黨のみにして、之こそ同黨の特徴とすべき點なりとし、従つて治安維持法は「ボルシエヱイズム」共産黨を處罰の對象とするものなりと。之は某判事の明言せるどころなり。此の説明こそ正直に「ブルジョアジー」の意圖目的を説明せるものなりと考ふるものなり。

治安維持法第一條の所謂團體の解釋に付ては第五十回帝國議會に於ける同法案審

議の委員會に於いて種々の議論行はれたるのみならず、新聞紙、雜誌等を通して日本共産黨を誣ゆる爲めに種々の逆宣傳行はれたるか、要するに被等「ブルジョアジー」の代辯者達は日本共産黨は治安維持法第一條所定の事項を目的とする秘密結社なりと誣ゆし居れり。彼の三一五事件直後に於いて當局は日本共産黨に關する概要を發表したるか、此の逆宣傳に對し社會民衆黨黨主安部磯雄か同黨を代表し、國體に關する極めて奇怪なる言を吐き、共産黨の檢舉は我國體の性質より見て至極當然なりと恥つへき下劣極まる言を弄し、而かも同黨は其の後機會ある毎に「ブルジョア」國家と公然手を握り、國體變革の釋義に關し「ブルジョア」に阿附するか如き種々なる説を爲し、以つて日本共産黨の目的政策活動と治安維持法を結付け自己の安泰にのみ腐心したるか、我黨は彼等の國體變革に對する見解と日本共産黨の之に對する見解に關し彼等の虚妄と闘ひ來りたり。現在の日本國家は資本主義社會の上に立脚せる「ブルジョア」獨裁國家にして、それは搾取者、抑壓者の國家なり。而して其の以前の封建制度に基礎を置く國家とは其の存立の條件、形態を異にし、又將來建設せんとする「プロレタリア」獨裁國家とも其の組織形態、本質に於いて決定的に異なるものなり。「マルクス」は有名な「ゴータ綱

領批判に於いて曰く「確かに「ブルジョア」國家の形態は多種多様である。其れは國境と共に差別を呈して居る。然し其の形態の種々なる相異にも不拘、其の本質は同一である。凡て此等の國家は何れにしても結局は無條件的に「ブルジョア」の獨裁である云々」と。

然り、共産黨は日本國家、弗帝國主義の亞米利加「ファスズム」獨裁の伊太利「ポータン」或は獨逸、佛蘭西、英國等々、各其の國家形態に於いて種々なる相異あるに不拘、結局に於いて全部資本主義社會の上に立脚する「ブルジョア」國家、即ち「ブルジョア」獨裁にして「プロレタリア」抑壓、搾取以外の何者にもあらず。本質に於いて各寸毫の差異なきものなりとの見解を有するものなり。彼の所謂「國體論」なるものは要するに此の生きたる現實の國家、即ち「ブルジョア」獨裁の眞實を如何にして隱蔽し欺瞞するかと云ふ企て以上の何物にもあらざるなり。國體論に付て言ふならば、裁判長も御承知の通り日本には國體論としては穂積、上杉兩博士の君主主體説——君主即ち國家なりとし、「ブルジョア」的衣を以つて蔽はんとする説と、美濃部博士等の國家法人説——君主即ち國家機關説とあり。此の目的は「ブルジョア」獨裁國家の階級性を「ブルジョア」的に

隱蔽欺瞞せんとするに在りて、此の點に於いて兩説共に根柢に於いては寸毫も差異對立なし。此の點に於いて「ブルジョア」法律學者、代辯人の治安維持法第一條の所謂「國體」に關する解釋は、吾日本共產黨を誣ゆる爲めに且つ逆宣傳を爲す爲めの法律の解釋にして、其の内容は穂積、上杉兩博士の國體論と一致し、彼等「ブルジョア」御用學者の謂ふ處の國體論なるものは、現實の生きたる歴史に依つて見事に葬り去られたるなり。何となれば純粹國體論者は、明治五年土地所有制を認めたる事は國體破壊の第一歩にして、明治八年の議院憲法即ち諮問機關としての地方官會議は之か第二歩なり。次いで明治十四年の憲法制定議會開設に關する大詔煥發は差迫りたる大事にして、斯る上は是非共憲法を制定せざる可からず。憲法を制定し議會を開設せば、民權論次第に激進し憲法の明文其の力を保つ能はず。天子と雖も國會に左右せられ、皇位あれども無きか如く、大權遂に其の釣石を失ひ、萬古不易の國體の破壊となる云々なる説を爲したるか、一方彼等は政黨内閣制は大權干犯にして且つ國體破壊なりとして憲法制定運動に反對したる事實は、苟も明治憲政史を繙讀したる者は何人と雖も知り居る處なり。然るに歴史の皮肉は此の國體擁護論者としてカチ／＼の大臣岩倉か發起人となりて、明治

十四年八月日本鐵道株式會社を創立せしめ、而して之か成功に依り資本主義の勃興を來さしめたり。此の日本に於ける資本主義の發展は中世の國體論を自ら破壊したるものにして、歴史の上には常に然かある可きものなり。尙上杉博士に大正十三年七月著したる「新稿憲法述義」中に、明白に「政黨内閣制は國體を破壊するものにして、日本に於いては國體と相容れざる趣旨記載せられあり。然し乍ら歴史の皮肉は亦同書か發行せられたる滿一ヶ月前の六月十日には三派護憲内閣か組織せられ、而して遂に普選を實施すると共に第五十九議會に於いては上杉博士の國體論を表口に於いて否定し乍ら、裏口より治安維持法中にこつそりと之を竊み入れたたり。即ち歴史の生きたる現實は彼の國體論を綺麗に葬り去りたり。而して「ブルジョア」は裏面より「プロレタリア」弾壓の爲め、其の骸骨を以つて眞實の生きたる國體、即ち「ブルジョア」獨裁制擁護の爲めの人切鎌を作りたりと云ふ破廉恥極まる行爲を敢てしたり。

既述の如く社會に流布せられたる所謂國體論なるものか、其の目的國家の階級性、即ち「ブルジョア」獨裁の眞實を隱蔽するに在る以上、斯る事の行はるるは何等怪むに足らず。又日本「ブルジョア」か反動化したる今日、其の理論に依り自己沒落を喰止

むる爲めに利用したりと言ふも毫も不思議に非らず。彼上杉博士は理論のみならず現に身を以つて其の國體論に當り、大正赤心團、七生義團、大和民勞會等々に盟主として或は「ストライキ」の破壊を爲し、或は無産者新聞社を襲撃し、又は白晝大刀ダウダウを振翳して暴れ廻らしめ、「ブルジョア」を無上に喜はしめたり。即ち國體擁護の理論を實踐に於いて行ひ、以つて「ブルジョア」をして利益を得せしめ、又「プロレタリアート」抑壓の理論と實踐を教授したる敬服すべき人物なり。従つて今日「ブルジョア」は此の理論を「プロレタリアート」抑壓法たる治安維持法中に採用し、吾々を斷罪せんとする事は毫も怪しむに足らざる事なり。「ブルジョア」政府は其の發表に係る治安維持法中に於いて明白に「國體とは何人か統治權者たるやの問題なり」と記述し居り、此の命題こそ要するに所謂國體論者の論據にして、國體論は此處より出發したるものなり。此の點に關し泉二刑事局長は「此の國體の變革を企つるは即ち我國家を滅亡せしめんとするものに外ならず。而して日本共產黨は此の國體の變革を企つる秘密結社なり」と述べたり。然し乍ら吾々は此の定義を以つて吾黨を律せんとするも斷乎として反對するものなり。何故ならば現在の日本國家は「ブルジョア」國家、即ち「ブルジョア」獨裁にして日本は

彼等の言ふ處の國家革命に依つて滅亡するや否や、此の點に關しては既に同志か反覆供述したるを以つて省略するも、吾黨の目的とする處は「ブルジョア」獨裁制の倒壊と「プロレタリアート」獨裁制の樹立に在るなり。現在の日本國家は周知の如く其の根本に於いて凡ゆる古臭き形態にも不拘、新らしき内容を有する帝國主義的「ブルジョア」獨裁の國家にして、而かも此の形式は日本國家か「ファス」化の一武器として最も好都合になり居るなり。

次いで彼等は「國體とは何ぞや」に對して「國體とは何人か統治權者なりや」と云ふ問題なりと言ふか、之を他國の例に徴するに「王」の廢止に依つては「ブルジョア」獨裁制は滅亡するものに非ず。之れ最近の歴史の事實か到る所に於いて證明する處なり。例へば「ハンガリー」は君主獨裁制より共和制となり、次いで立憲君主制に復したり。又最近「ユーゴスラビヤ」は立憲君主制より君主獨裁制となり、去る九月二日より再び立憲君主制に復したり。此の間「ハンガリー」及び「ユーゴスラビヤ」の何れも「ブルジョア」國家たる點に於いて寸毫の變化なかりしなり。王の廢止、君主除外は「ブルジョア」國家倒壊を意味するものに非ず。反之「ブルジョア」獨裁制の廢止、「プロレタリアート」獨裁制樹

立は「ブルジョアジー」のみならず一切の收奪者の廢絶なり。即ち前者に在りては一の搾取者か他の搾取者にとつて替りたるに過ぎず。然るに後者に在りては搾取の廢絶従つて階級の廢絶にして、此處に前期の革命と吾々の目的とする「プロレタリア革命」の間、に根本的の相異なるなり。

之を要するに日本「ブルジョアジー」か盛んに唱ふる所謂「國體」なるものは種々に解せらるるも、結局に於いて現實の生きたる國家即ち「ブルジョアジー」獨裁の眞實を隱蔽欺瞞し、「プロレタリアート」を抑壓する處の欺瞞語に外ならざるなり。

次に君主制に付いて供述せんに

日本「ブルジョアジー」は此の素朴なる國體論を以つて吾黨を誹謗したるのみならず、日本共産黨は日本の君主制廢止を目的とする秘密結社にして、治安維持法中の所謂國體變革を爲さんとするものなりと誣ひ居れるか、最初の起訴狀に於いては此の立憲君主制に關し「國家存立の大本」と記載し、其の後政府當局者も之に引入られたり。又此の點に關し共産黨事件最初の檢事の論告に於いては全く要領を得ず。又豫審終結決定書に於いても明確ならず。本月初當公廷に於ける檢事の公訴事實の陳述に際して

は「日本共産黨は革命的手段に依り我國體を變革し、私有財産制度を否認する秘密結社云々」と陳述したるのみなり。斯様な見解は「ブルジョア」代辯者中に多數あり、之に對し吾黨は此の見解の虛妄なる事を駁撃せんとするものなり。此の時

裁判長は其の點に關しては其の程度に止む可き旨を以つて制止したる處

被告人は大體供述し終りたるを以つて此の程度にて打切る旨を述べ

次いで今日一握の金融「ブルジョアジー」が政治的權力を把握して國家の政治を統轄運用し居る事實に付いては、日々の新聞紙上、雜誌、其の他に於いて公然と論議され、此の點に關しては何人も異論を挿まざる處なり。彼の「ブルジョアジー」の代辯者共は中世的の國家論か吾黨を誣ゆるに不適當と思惟して立憲君主制を擔き出したるか、曩に供述せる如く現在の日本「ブルジョア」國家の存在の大本は斷して立憲君主制に非ずして、其の基礎は資本主義社會即ち勞働者階級を搾取し抑壓する處の搾取制度の基礎の上に立ち居るものなり。日本の立憲君主制は「ブルジョア」國家存在の基礎に非ず。而かも亦此の立憲君主制なるものは、二千年三千年の昔より存在したるものにも非ず。又日本特有のものにも非ず。此の時

裁判長は其の點に關しては夫れ以上供述せざる様制止したるに
被告人は只た一言仕度しとて

朝日年鑑に依れば立憲君主制は世界に十六ヶ國あり。「スペイン」及び「ユーゴスラ
ビヤ」にも最近政變起り立憲君主制となりたる如く立憲君主制なるものは決して日本
獨特のものに非ず。「ブルジョアジ」發展の或特殊なる段階の産物にして「ブルジョア
ジ」獨裁の一政治形態に過ぎずして此の點は明白に謂ふ所の國體論とは共通せざる
ものなり。就中國體論者は日本國家を説明するに當り立憲君主制と稱せず必ず君主
國體と立憲政體との二つに分別するなり。又或者是——上杉博士ならんか——立憲
なる文字を冠せず單に君主國體と稱し居れり。「マルクス」は此の立憲君主制に關して
「專制君主政治より立憲君主政治への推移は一般に激烈なる鬭争の後共和政治を通し
て始めて成就するものなり」と説明したり。「マルクス」『エンゲルス』全集第六卷所載「日本
の「ブルジョア」歴史家達はひた隠しに隠し居るも明治維新當時に於いては極めて「ラヂ
カル」なる共和制の運動ありたるは歴史上隠れもなき事實なり。同志高橋の供述及び
自分か書面にて記述したる通り帝國憲法は維新の激烈なる鬭争を経て封建的殘存勢

力と新興「ブルジョアジ」との間に締結したる處の妥協の契約書なり。「マルクス」は「嘗
ては憲法は社會的變革か一と先つ休止點に到達し新に形成せられた階級關係か確立
し支配階級の相争ふてゐる分派か妥協に遁れこれに依つて彼等自身の間鬭争は續
けられつつ同時に疲れ果てた民衆をこの鬭争から除外することか出来る様になるや
否や編纂され採用せられたものであつた」と説述したり。此の時

裁判長は「マルクス」は法律家なりしやと問ひたるに

同被告人は「マルクス」は法學博士なり。而して法廷にも立ちたる事ありと答へ尙ほ
語を繼ぎ

明治二十二年公布せられたる帝國憲法は日本「ブルジョアジ」の下劣極まる裏切取
引妥協の現はれなりとの見解は自由民憲史を繕きたる者の自ら同感する處にして「マ
ルクス」の一言は東洋なる日本にも當嵌まるかに思考せらるるなり。日本の「ブルジョ
ア」法學者及び「ブルジョア」達は日本の國家形態を特殊なるものと説き居り自分は今之
に對する批評を敢て爲さざるも「マルクス」か「プロシヤ」の帝政に付いて「ブルジョアジ」
の眼から見れば王はこれ正に神の恵みの隠れ傘に過ぎず。彼等「ブルジョアジ」はこ

の傘の下に彼等自身山の如き利益を匿すべきものであつた。彼等「ブル」自身の利益並に彼等の利益にふさわしい政治形態の不可侵とは、これを憲法上の用語に翻譯すれば即ち君主の不可侵權である。この故にこそ「プロシヤ」の「ブルジョアジー」の立憲君主制への熱狂がある。説述したり。即ち立憲君主制なるものは「ブルジョア」獨裁制の一形式に外ならず。其の權力の深度は其の當時の「ブルジョアジー」の發達力の相互關係に依つて決定さるるものにして「ブルジョアジー」の代辯者達の説くか如き歴史に基く國民の確信或は建國の根本精神たる爲政の基礎觀念等に依りて決定せられ結論付けらるるものに非ず。故に國體を云々するものは苟にも日本國家の現在に對し立憲君主制とは稱せざるなり。然るに「プロレタリアート」抑壓に際しては恥も外聞も忘れ、自ら作りたる繩を以つて自己の頸を絞むるか如き事に迄利用せんとす。立憲君主制、換言せば國體の變革を口にせんか、夫れこそ國體なる噉言に依り「ブルジョアジー」獨裁制の眞實を隠し來りたる假面を自ら引剝くに至るなり。又立憲君主制廢止必ずしも「ブルジョア」國家の廢絶とならざる事實は先刻例を採りて供述したる如くなり。故にこそ治安維持法案中より政體の變革を挿出たるものと思考するものなり。而して此の

矛盾を吾黨に依つて攻撃せらるるや、豫審終結決定書中よりも除去せられ、又過日第二回公訴事實の陳述の際に於いても何等の挨拶なく拔去られたり。之は必然なる事にして、事物を冷靜に見れば理論上日本共產黨を彈壓するを得ず。黨は力に依つて檢舉せられたるも逆宣傳は吾々に依り直ちに擊退せらるる事は明白なり。又立憲君主制廢止に對して日本「ブルジョアジー」は國體變革なりとして吾黨を誣ゆるものなるか、同志佐野が供述したる如く、此の關係に付き黨の「スローガン」及び最近外部の黨中央部が發表したる「テーゼ」草案に記述せられあるを以つて供述を爲さざるも、君主制廢止必ずしも現存日本國家を廢絶するものに非ざる事は前に供述したる通りなり。此の時裁判長は被告人の供述せんとする趣旨は判明したるを以つて其の程度に於いて止むべき旨注意を與へたる處

被告人は裁判長が了解せは既に要點を供述したるを以つて此の程度に於いて止むべきかと前提したる上

是か非ても君主制廢止の點にのみ拘泥するものに偽證せしむる爲め獄内の墮落分子を買収し「日本共產黨は君主制の廢止を目的とする黨なり」と阿呆なる事を供述せし

めて偽證を企て居るなり。而して又馬鹿者共は「建國以來三千年云々」なる上申書を認めたるか、夫れ等の者は既に吾黨の黨員に非ず。黨より脱落したる敵の犬であり、支配階級の「スパイ」であり、支配階級の労働者階級抑壓に協力し居るものなる事を判然と申上げ置くものなり。

更に日本共産黨は私有財産制度の否認を目的とする政黨即ち秘密結社なりと言はれ居るか、之は「プロレタリアート」の黨に對する「ブルジョアジー」の悲鳴の紋切型にして、日本の「ブルジョアジー」が左様申すも敢へて珍とするに足らざる處なり。

一八七一年「フランス」の労働階級が「ブルジョアジー」を打倒して自らの政權を打建てたる處の彼の有名なる「バリコンミュン」の際、全歐の「ブルジョアジー」は「コムミュン」は一切の文明の基礎たる財産を廢滅せんとするものなり」と之を誹謗したるか、六十年後の今日日本の「ブルジョアジー」も亦之と同様なる事を共産黨に對し放言し居るなり。即ち大正十四年二月議會に於ける山岡刑事局長の説明及び泉二刑事局長の「改正治安維持法」と題する論文等々に現はれ居るなり。斯る「ブルジョア」共の悲鳴に對して「マルクス」は「フランス」の内亂に關し然り。紳士諸君「コンミュン」は多數の人々の労働

を少數の人々の富とする處の階級財産を廢絶せんとす。夫れは收奪者の收奪である。それは生産手段、即ち今は主として労働を隷屬せしめ搾取の手段たる土地と資本とを自由にして、協力した労働の單なる用具に變することに依り、個人的財産を一の眞實たらしめ様とした」と答へたり。

然るに日本の「ブルジョアジー」は吾黨を抑壓する爲め「日本共産黨は私有財産制度の否認を目的とする秘密結社なり」と言ふも、一般に私有財産制度否認に付ては理論的にも實際的にも何等の意味なく、現在日本に存在する處のものは生産手段の資本家的私有に依る搾取制度、即ち一般に資本主義制度と稱するものなり。そは封建的の財産領有關係とは全然相異なるものにして、現在の資本家的生産手段の私有制を云々する場合に於いて之を夫れ以前の財産領有關係と區別して論議せざる可からず。然るに日本「ブルジョアジー」は一切の財産及び消費財の總てに付き私有を許さず。社會の共有と爲す事を以つて私有財産制度否認であり日本共産黨の目的なりとするものなり。之は山岡刑事局長の第五十議會に於ける答辯にして、又其の後發表せられたる理由書にも登載せられたる處なるか、此のペラ棒な「デマゴグ」に對して共産黨のみならず、一

般大衆よりも自然發生的に反對の聲起り、其の攻撃の爲め遂に彼等も其の説を多少修正せざるへからざるに至り、泉二刑事局長は昭和二年八月號の警察協會雜誌に於いて自問自答して曰く「私有財産制度の否認と云ふ文句にのみ従ふ時は、一個人に對しては日常生活上必須品たる衣食品に至る迄一物と雖も私有を許さすとの觀念を指すものと解せらる。然し斯くの如きは到底想像し得ざる制度なり。然らば何故と云ふに、例へば飲食物の如きは少くとも飲食の瞬間に於いては私有を認めざることを寧ろ不可能なり」と。彼等「ブルジョアジ」は衣食品の私有禁止のみならず、婦人の共有迄も捏造したるに非すや、衣食品の一物と雖も私有を許さすと言ふか如き假想を起したるは滿更理由なき事に非ざるなり。今日民衆の手より衣食住を剝奪し居るものは何人か。夫れは彼等「ブルジョアジ」自身に非すや。二百万の失業者、賃銀給料の引下、農民及び小所有者の破産、大衆的饑餓、犯罪、洪水、等々之等の事實を見るならば、労働者農民、小市民より衣食住を奪取し居るものは彼等「ブルジョアジ」自身にして、私有財産制度否認を自ら行ひ居る爲め之れか先づ最初に想起し來りたるものにして、何等怪しむに足らざるなり。然らば一體如何なる點を以つて私有財産制度の否認と謂ふか、彼等は根本的に

私有財産制度の破壊を爲す事、即ち「生産機關の全部の私有の禁止」、「一切の生産機關を社會の共有と爲す事」、「重要財産の私有に關する國法の保護を排斥する事」或は「土地の無償沒收の「スローガン」を掲げる事」等々種々なる事を唱へ、之か私有財産制度否認であり日本共産黨の目的なりと誣ゆるも、以上の定義の何れを見るも總てか眞實を隠蔽したる嘘言に外ならざるを以つて、一の事柄を説明するに當り如斯區々なる言を爲すものなり。先に引用したる「マルタス」の端的なる言説の通り、労働者を隷屬搾取する處の階級財産たる生産手段の大土地及び資本の沒收に付き述べ居るものにして、無制限に一切の生産機關の全部或は凡ての土地の無償沒收なる事を述べ居るに非すして、労働者を隷屬搾取云々なる條件あるに、故ら此の點を抹殺して黨の目的を偽造する事は彼等の偽瞞政策なり。日本共産黨に關する一九二七年「テーゼ」は一般的土地の無償沒收に非すして、端的に言はば「大地主の土地沒收」なり。其の内容に付いては同志高橋が詳細供述したるを以つて省略するも、彼等の言ふ處の土地の無償沒收の條件とは全然合致せず。況んや解黨派か謂ふ處の全土地の無償沒收に至りては詢に滑稽の極にして噴飯の至りなり。彼等は此の「スローガン」に依り日本共産黨を敵の手に引渡すべく其

の手先たる役目を果すもの以外の何物にも非ざるなり。

一切の生産機關の沒收又は生産機關全部の社會に依る共有に非ずして、プロレタリアートが政權を掌握したる曉即時實施するは、國家企業―獨占産業―大企業大經營等の國營なり。共産黨は其の革命に於いて自作農の土地、小企業家の生産手段は斷して沒收せず。之等は社會主義の實踐を通して教育し新たなる經濟關係社會關係に導くものにして、右は「サヴィエート・ロシア」「サヴィエート支那に於ける具體的實踐か證明し居る處なり。尙彼等ブルジョアジ―カ好んで「全財産の私有の禁止」「土地の無償沒收」或は「一切の生産機關の社會の共有」等々共産黨の政策を偽造し逆宣傳するは、要するに自分等も亦何等か失ふ可き財産あるかの如き幻想を有する小ブルジョアを脅迫し、威嚇して「ブルジョア」の味方と爲し、之をして「プロレタリアート」に咬み付かしむる一段に過ぎざる事明白なり。

然れども之等小所有者の所有權を日々に脅かし、剝奪し居るものは共産黨に非ずして彼等大ブルジョア大地主自身なり。彼等か嵐の如き不況の中に在りて小所有者を掠奪し其の所有を集中し居る事實に付いては、今日監獄内に在りと雖も明白に感知す

るを得。經濟に關する諸統計を以つてするも恐るべき政策を如實に指示し居り、而して夫等の個人的所有は「プロレタリアート」獨裁制の下に於いて初めて復活するものなり。一例を擧ぐれば、過日同志高橋か述べたる如く自作農の如き五十億圓以上の負債を免除せられ、肥料農具等獨占價格の重荷、其の他重税、戰爭の負擔等より遁るる等新たなる労働者農民の權力に依つて、其の生活は保護せられ生産は保障せらるるなり。故に「ブルジョアジ―」共は飽迄も解黨派の「スパイ」共を使喉し、吾黨の政策を偽造する爲め或は「全土地無償沒收」の「スローガン」を掲けたる「ピラ」を撒布せしめたり。又或は地下運動を爲さしめ居るものなり。

然らば彼等「ブルジョアジ―」の私有財産制度否認に對する眞意は何を意味するやと云ふに、泉二刑事局長の言辭を以つて説明すれば、即ち

現今の經濟組織の基礎は産業上の絶對的自由競争と生産機關たる資本及土地の無制限私有制との上に在り。之れか爲めに貧富の懸隔益々甚たしきに至り、而かも富者、大資本家と地主は傍若無人的な驕奢を極むるに反し、貧者、労働者農民其の他一般の勤勞大衆は、日々の糊口と雖も困却を免れざるか如き皮肉なる對象を現出し、其

の結果「プロレタリアート」對「ブルジョアジー」の階級闘争を惹起するに至れり。然れども自由産業競争を絶対に禁止し、生産機關の全部の私有を禁止するか如きは却つて從來の經濟組織より一層著しき弊害を生ずる怖れあり。況んや從來の「プロレタリアート」が從來の「ブルジョアジー」を征伏し、生産機關共有の名義に於いて「プロレタリア」のみの獨占となさんとするか如きに於いておやと「斯の如き現今の制度を打破することを目的として結社行爲を爲すか如きは默過すべきものに非ず」と。即ち彼等の所謂私有財産制度の擁護とは要するに一握にも足らざる處の金融「ブルジョアジー」の搾取制度の擁護、換言すれば利潤の擁護に外ならざる事を彼等自ら自白したるものなり。之こそ治安維持法の眞實の自白にして、且つ又其の全部なり。然るに彼等「ブルジョアジー」は此の事實を隱蔽欺瞞する爲め、國體變革の目的と私有財産制度否認の目的とを併存する事にありと言ひ、國體と私有財産制度を分離對立せしむる處の講義を爲して「コミンテルン」及び「サヴァイエート」に對する誹謗を爲し居るなり。此の國體と私有財産制度を分離對立せしめたる結果、如何なる事態を生ずるやに付ては治安維持法改正に對する黨の闘争に關する供述の際に譲らんと欲す。要するに現今日本

に於いて高度に發達したる處の國家資本及獨占企業—大産業大經營—大地主の土地に對し「プロレタリア」即ち勞働者農民に依りて「ブルジョア」權力を倒し「プロレタリア」の權力下の武装管理下に夫れ等を置きたるとき「ブルジョア」國家か如何なる處に突つ立ち居る事か出來得るや。一握にも足らざる金融資本に握られる生産部門に於いて十指に足らざる財閥か生産の六割乃至九割を占め、又交換關係に於いても同様の状態に在る處の日本國家か夫等生産機關か「プロレタリアート」獨裁管理の下に置き換へられたる時、如何なる社會か如何なる基礎の上に立つやを考ふれば「笑ふべき彼等の國體論の噫言よ」と言ふべきなり。

問、共産黨は共産主義社會の實現を目的とするや

答、然り。

問、共産主義は欲するものを欲する處に従つて得らるる。即ち權力の全然なき社會の實現を目的とするや

答、御訊問の點に付いては「マルクス」の言を借りて供述すへし。即ち「マルクス」の「ゴータ綱領批判中に曰く我々か此處に問題とするのは、自己獨立の(勝手な)基礎か

ら發達したるものとしての共產社會ではなく、それとは反對に資本主義社會から今將に生れるものとしての共產社會である故に、其の社會は凡ゆる點に於いて經濟的にも、道德的にも、知識的にも未だ先頃迄宿つて居た其の舊社會の母班（遺傳的缺點）を背負はされて居る。然しこうした不都合は共產社會の第一段階に於いては不可避である。其の共產社會は永い産みの惱みの後やつと資本主義社會の中から出た許りである。共產社會のより高い段階に於いて、即ち個人か分業の下に受けてゐる奴隸的束縛が消滅し、従つて又精神的勞働と肉體的勞働との對立が消滅する時、又勞働が最早生活の手段である許りてなく、勞働其のものか生活の第一慾求となる時、更に又個人の多方面の發達と共に生産力も増大して共有財産の凡ゆる水源が充分に流れ出す時、其の時初めて狹隘な「ブルジョア」的權利思想の水準を踏み越へて社會は始めて其の旗の上に斯う書くてあらう。能力に應じて各人から取り、要求に應じて各人に與へる」と。

此の時

裁判長は其處て人類の前期は終ると云ふ事になるならんと訊問したるところ、被告

人中に微笑起る。次て

問、共產黨は凡ての私有財産制度の廢止を結局の目的とするに非ずや

答、廢止か目的には非ずして私有財産制度は自然に廢滅するものなり。

問、最後のものは組合か團體と云ふものなりや

答、共產黨は空想を持つものに非ず。無政府主義者の如く一足飛びに其の社會に達するものとは夢想し居らざるなり。

問、無産者獨裁なる國家は過渡的國家にして「レーニン」の所謂半國家なりや

答、然り。

問、「レーニン」は所謂半國家は一の道程であり且つ手段に過ぎすと云ひ居るか如何

答、然り。

問、共產黨は私有財産制度廢止か終局目的なりや

答、黨の終局目的は私有財産制度廢止に非ず。右は廢滅するものにして生産力の發展は自然的に私有を必要とせざる状態に至るものなり。

問、廢滅それか目的なりや

答、然り。

問、然らば同一に非すや

答、同一ならず。廢止するに非すして自然的に廢滅さるるの意なり。然し乍ら「プロレタリア」獨裁を通せすして爲さるると説くものあるも、此の點に關しては當然論及する要あるなり。

問、「マルクス」は數學者なるや如何

答、「マルクス・エンゲルス」全集に「マルクス」は代數學に付き造詣深き旨記載せられあ
るも數學者なるや否やは知らず。

問、共産黨宣言に「資本及び生産機關を取り上げる云々」と見えるか如何

答、右は勞働を隷屬せしめ搾取する土地及び資本と云へる條件あるなり。

此の時共同被告人數名より本日の訊問は此の程度に止められ度き旨申出てたる處

裁判長は今少時訊問すへき旨命したり。

被告人三田村四郎は以上は大體に於いて治安維持法の中心的なる國體變革、私有財産制度否認に關する點に付き供述したるか、一言治安維持法中「政體變革を削除したる

點に關し、日本共産黨か如何に鬭争したるやに付供述せんと冒頭したる上

司法省刑事局に於いて發表せる治安維持法理由書中に「統治權行使の方法、形式即ち政體の問題に關しては本法の規律するところに非す。故に政體の變革に關しては本法所定の如き行爲ありとするも、他の法規に牴觸する場合之あるへしと雖も本法に依つて處斷すへきに非す」と記述せられ、又泉二刑事局長は「立憲政體を專制政體に變革する如きは國體の變革に非す」と説明し居るは正に然り。而して此の事は正しく問ふに落ちすして語るに落ちたるものなり。

一體一握の金融「ブルジョア」の獨裁帝國主義の段階にある日本「ブルジョア」國家か、立憲政體を專制政體に變革することは抑々何を意味するや。それは國家機關の「ファシスト」化以外の何物にも非す。議會制度の破棄「ブルジョア」獨裁の便利なる武器としての「君主獨裁」の露骨なる利用に外ならざるなり。而して之は「プロレタリア」革命の事情切迫に直面する時、日本のみならず世界の「ブルジョア」が執りつつある處の共通政策なり。即ち日本「ブルジョア」は早くも之を豫想し之に備へ、此の法文中より「政體の變革」を削除したるものと日本共産黨は觀し且つ主張するものなり。此の時

裁判長は次回の期日を同月二十六日に指定し閉廷を宣したり。
時に午後三時十分なり。

被告人、傍聴人の静肅裡に退廷するを待ち裁判長以下退廷したり。
警戒状況

前回同様

傍聴者の状況

特別傍聴人 三十六名

一般傍聴人 九十五名

共同被告人及び家族 十七名

合計百四十八名

静肅裡に傍聴券の交付を受け、終始裁判長の命令に服し静肅裡に傍聴し、法廷の内外共何等不隠の言動なし。

第二十一回

日時 昭和六年九月二十六日

場所 東京地方裁判所陪審第二號法廷

裁判所の構成

裁判長 宮城 實

判事 西久保良行

同 尾後貫 莊太郎

同 城 富次

裁判所書記 堀内利國

同 向井周吉

検事 平田 勳

同 戸澤重雄

辯護人 十二名

出頭被告人 二十八名

上村 進	布施辰治	神道寛次	細迫兼光
三浦次郎	谷邨直雄	河合 篤	大森詮夫
青柳盛雄	後藤 亨	蓬田 武	渡邊修作

不出頭被告人 三名

佐野 學	市川正一	鍋山貞親	福本和夫
丹野セツ	杉浦啓一	小西茂國	三田村四郎
西 雅雄	徳田球一	唐澤清八	志賀義雄
片山峰登	國領五一郎	中尾勝男	岸本茂雄
松尾直義	齋藤久雄	高橋貞樹	今野健夫
相馬一郎	河田賢治(以上勾留中)		
湊 七良	是枝恭二	金澤一馬	門屋 博
内垣安造	喜入虎太郎(以上勾留中)		

南 喜一 水野秀夫 金子健太

概況

午前

午前十時五十五分裁判長以下判事、検事、書記入廷。次いで被告人、辯護人、傍聴人孰れも静肅裡に入廷す。

劈頭被告人佐野學より發言を求め審理に入るに先たち、裁判所及び検事局に緊急に申上げ度き事あり、それは昨日市谷刑務所に於いて十五、六名の看守等か同志鍋山貞親を三、四十分間に亘りて殴打したる事件なり。御覽の如く同志鍋山は顔面腫れ上り、身體數ヶ所に打撲傷を負はせられたり。些細なる言葉の行き違ひを口實として根本市谷刑務所長の命令に基き爲されたる暴行にして、之に就ては検事局及び裁判所に責任あり。斯る行爲は明に裁判の進行を妨害する意圖に出でたるものにして、刑務所は擅に我々被告人の文書を閲讀し、禁止し、不法なる殴打を敢てし、數名の同志は二十二日夜負傷せしめられたり。例へは同志井ノ口政雄は去る二十二日刑務所に於いて暴行を受け、今尙ほ頸部に筋の痕跡を止む。斯くては我々は安全に裁判を受くること能はさ

るなり。検事局、裁判所は被告人の身柄を單に刑務所に托し居るに過ぎず。刑務所は被告人に對して暴行を加ふるの權あることなし。頻々として起る被告人の虐待は事實上公判を不可能ならしめ、而して其の原因は常に刑務所之を作る。私は茲に同志を代表して検事局及び裁判所に對して被告人の身體の安全を保證せられよと要求す。我々同志は既に黨員として「プロレタリア」の爲めに生命を賭して勇敢なる鬭争を爲し來りたる者のみなれば、斯る迫害に恐怖するものに非ざるは勿論なれども、さりて之を甘受する理由毫もなし。近來頓に反動的に尖鋭化せる刑務所は暴行、暴言凡て根本刑務所長の命令に基きて行はれ、刑務所内は宛ら震災當時の如き警戒を爲し居れり。何事も無きに不拘十五時間以上も酷使さるる理由なしと某看守の如きは不満の言を放ちたる事實に依るも明なり。根本刑務所長の如きは田舎廻りの所長としては知らず、少くも東京の刑務所長としては全然落第なり。斯る刑務所の彈壓政策に對し、我々は絶対に反對し、彼等の懲罰を要求するものなりと述ふ。

裁判長は裁判所に斯る權限なしと告ぐれば

同被告人は裁判長に對する要求に非ず。政治的要求として要求す。尙我々は我々

共産黨關係被告人の全部の釋放を要求するものなり。事件の詳細の點に付きては同志鍋山に訊ねられ、度しと陳ふ。

裁判長は「聽く、必要なし」と制したるも

被告人鍋山貞親立ちて、我々は我々の裁判所に對する要求を書面にて申上げ度きも、刑務所は必ず之を阻止するか故に斯る方法は不能なるを以て事實の經過丈けを簡單に申上げ度し。人間の身體には彈力あるか故に、長時間に亘りて毆打暴行を受くるに非されは斯る負傷を爲す理なし。此の負傷に依りて見るも如何に看守等か暴力を逞しうせるかを知るを得へしとて、傍聽人席に向きて直りて負傷せる顔面を示す、次いで私は大正九年以來全國數ヶ所の刑務所に投獄せられたるも未だ暴力を加へられたる事實なく、又暴言を浴せられたる事もなし。然るに私に對して斯る暴行を敢へてしたるは如何に根本刑務所長の官僚的なるかを知るを得へし。其の下に働く某看守の如きは、自分は天皇の家來なり。共産黨員は殺しても良し、其の他に類する暴言を吐き、共産黨員に對する毆打暴行は政治的見解に於いても當然なり等と口走り居れり。私は曩に警察の拷問を階級政策なりと云ひたるも、從來刑務所に於いては未だ斯の如

き暴力沙汰の行はれたる事なかりしか、最近殊に此の十五日以來、刑務所の態度はかりと一變し、私は事後に至りて知り得たるも、某看守は同志國領に對し暴言を浴せたりと云ふ。昨日私に對する暴行の如きも私に戒護する看守か附添ひ居るに不拘、他の看守十四、五名にて取捲き三、四十分間に亘りて殴打し、私は已むなく無抵抗を繼續せり。只た今迄縋帶し居りたるも出廷の場合傍聽人等外部の者に余り目立つは面白からず、眼ても悪い様に胡魔化して出廷しては如何との事にて只今縋帶のみは取りたり。我々被告人は擅まなる危害に曝され、身體の安全を保證され居らす。我々被告人は之等「リンチ」と戰ふ可く又外部の同志諸君も必ずや勇敢なる鬭争を爲すなるへし。私は昨夜負傷の爲めに一睡もせず。本日は此の報告の爲めに出廷せり。後刻之に對し告訴する考へなり。實は昨夜外來醫の診斷を乞ふ可く辯護士を呼ぶ考へなりしも、其の爲めの電報すら刑務所にて拒絶せられたり。最少限度の健康を以つて健康なりと診斷する刑務所の醫者の診斷の如きは實に怪しからぬものなれば、外來醫師の診斷を要求せんとせしも果ささりしなり。私は之れ丈けの事實を申上くと述ふ。次いて

被告人國領五一郎起ちて本月十三日頃と思ふか、同志鍋山か佐野かより我々同志か

刑務所内に於いて如何なる待遇を受け居るかを聞いて貰ひ度しと述べたるに對し、裁判長は之を拒絶されたるも、其の夜より果然暴歴は刑務内に於いて行はれ、我々は到底之を黙過するに忍びず。故に爰に懇へんとするものなり。裁判長は被告人の要求は書面を以つてせよと云はるるも、刑務所の爲めに阻まれて果し得ず。家族其の他に通知せんとするも亦不可能なり。而して昨日の如き重大事の勃發するに當りては此の場所に於いて懇へされは他に方法なし。

私は本月十四日夜刑務所房内に於いて大聲を發したりとて一室に監禁せられ、昨日同志鍋山の受けたると同様なる暴行を加へられんとしたる事實あり。又同志の中或者の如きは心臟病を病めるに、初めの中は藥を給與せられたりしか、藥效表はれすとて其の後は其の儘放置せられ、又先月頃同志山本忠平は虐待に堪え兼ねて自殺し、辯護士か其の死體解剖を申請せるも其の立會を許さず。且つ其の死の真相を發表せず。昨年は同志片山を袋叩きにし、剩へ手錠を掛けたる儘二週間も寝かし置き、果ては松澤病院に叩き込み、又本日同志鍋山によりて其の虐待振りを知りたり。之等は我々か受くる虐待の極僅かなるものに過ぎず、實際に於いては此の數十倍の「リンチ」を警察及び刑

務所に於いて受け居れり。私も檢舉せられたる當時只殴るのみの目的を以つて月島警察署に於いて數時間に亘りて毆打せられたる事あり。特に最近十四日以来此の暴力沙汰は刑務所に於いて公然と行はるる様に爲り、今や支配階級は合法的又は非合法的方法に依りて我々に彈壓を加へつつあり。之に對して我々は凡ゆる方法に依りて鬭争す可く、我々は身體生命を保護する立場よりして我々被告人の即時釋放を要求するものなりと述ぶ。此の時

布施辯護人裁判長の許可を得て緊急必要なる事項に付裁判所に要求あり。被告人鍋山貞親氏に對する暴行事件に憤激せる此の情勢の下に於いては到底裁判の圓滿なる進行を期し得ざるものなるか故に、裁判所に對して相當の措置を要求するものなりと述ふるや

裁判長は辯護士として裁判を圓滿に進行し得すと斷定的に前提して發言するは不穩當ならずやと嗜む。

同辯護人は然かく確信し斷言するものなり。裁判を圓滿に進行することは困難なりと思料せらるるか故に緊急の要求を提出す。即ち私は極簡單に必要な限度に於い

て申上げん。私等辯護人に於いても日頃刑務所に對して裁判の進行を妨害するか如き待遇は出來得る丈け避けられ度く、被告人に對する待遇の如何は裁判進行に影響を及ぼすものなる事を説明し置けり。然るに今回の如き事件を惹起せるは甚た遺憾にして、裁判所は被告人等の待遇に付詳細の報告を徴せられ度し。刑務所の爲したる今回の行爲は其の權限を超越せるものにして、裁判所に於かれても十分に監督の權限を行使せられ度し。又裁判所は昨日の如き事件の起れる場合には刑務所當局に其の經過を明に報告せしむる義務あり。又検事局に御訊ねし度きは検事局の監督下に在る官廳に於いて犯罪殊に現行犯ある場合なれば、之に對する適當なる權限の發動も必要なれば何等かの報告ありたる事と想像す。若し未だ其の報告なければ犯罪の結果に關し、鍋山氏の口述に基き適當なる權限の發動を要求す。之に對し被害者の告訴ありたる場合は我々は辯護士として適當の處置を執るへし。尙山本忠平氏の事に就いても如何に刑務所の待遇か苛酷なるものなるかを知るに足る可く、裁判の進行に如何に我々か心痛するかを御想像願ひ度し。故に裁判所は斯る事項を適當に解決して然る後に裁判を進行せられ度しと要求す。

時に午前十時三十四分。

裁判長は何等應ふる所なく直ちに被告人の氏名點呼を爲し、前回に引續き審理を爲すべき旨を告げ、被告人三田村四郎に起立を命ず。

被告人三田村四郎供述席に就く。

裁判長は「マルクス」が數學者なりし事は「アンチデューリング論」の「エンゲルス」の序文に記載ありとて前訊問せる事項の根據を同被告人に示せば

同被告人は自分は「マルクス」は俗な數學家に非すと述べたるなりと答へ

裁判長は被告人は「マルクス」が「ドクター」なりと云ひたるも、斯る事を書きたる書籍ありやと訊問すれば

同被告人は「マルクス」は法學科出身にして博士なりしや否や、或は翻譯の間違ひなるやも知れざるも、兎に角立派なる法學者なり。されど斯る事項は私の供述とは何等の關係なしと述べ、次いで本論に入り

「日本共產黨の治安維持法改正に對する反對闘争」に付大要左記要旨の供述を爲す。

治安維持法の改正は前回供述の通り第五十五帝國議會に法律案として提案せられ

たるも之を法律とする事を避け、後に緊急勅令として發布したるものなり。此の點に就きては時間の關係上重複を避け後に述べし。黨は一九二七年「テーゼ」に基き翌二八年春行はれたる總選舉に際し公然姿を現はし、爰に日本共產黨の大衆化が行はれ、眞に労働者の黨として大衆と結合し飛躍的なる革命的發展を爲し、農村に於いては農民の要求たる勞農政府の樹立、土地沒收の「スローガン」を結合して土地革命の方向を執り、恰も堰を破壊せる奔流の如き勢を以つて急激なる發展を爲し、第二回全國「オルガナイザー」會議に於いて「セクト」主義を實踐的に克服し、一九二八年三月上旬より第二段の黨大衆化の活動に着手したるも遂に黨員は檢舉せられ、其の年四月十日には左翼三團體の解散に遭遇し「ブルジョア」政府は治安維持法を死刑法に迄高むべく計畫し、其の意を仄かし「ブルジョア」及び社會民主主義者は田中反動政府の政策を只管に援助せり。黨は田中反動政策反對の「スローガン」を高く掲げて力を之に集中したり。而して田中反動政府が治安維持法の改正を目論めるは二目的より出でず。其の第一は太平洋を中心とする世界戦争、對支出兵に對する情勢の悪化、日本「プロレタリアート」の革命化にして一九二七年七月の「コミンテルンブレナム」の戦争問題に關する日本の政策は戦争政

策そのものなり」と言はれたるか、今や其れは現實に目前に現はれたるなり。

第二は國內に於ける階級闘争鎮壓の爲めの一手段なりと黨は主張したり。元來帝國主義者が世界「ブルジョア」戦争の前提として共產主義者を檢舉し、労働者を抑壓するは獨り我日本のみならず世界「ブルジョア」に共通なる常套手段にして、共產黨員檢舉は日本特有のものど観るは誤れり。迫り來れる帝國主義戦争の「モメント」を劃する役割以外の何物にも非ず。私の調べたる處に於いては治安維持法は治安警察法、出版法、新聞紙法等々の最も悪い部分を掻き集めて作りたる労働者抑壓法にして、日本の治安維持法は僞瞞的なる事に於いて且つ野蠻的なる事に於いて世界に其の類例なく、而かも尙「ブルジョア」は其の刑罰を死刑迄高めんとす。其の根據たるや一九二七年「デーゼ」の示す如く日本資本主義か其の物質的基礎薄弱なること及び共產黨員に臨むに死刑を以つてするに非されは、彼等の所謂産業合理化も帝國主義戦争も之を遂行することを得ず。三・一五檢舉直後に於ける治安維持法改正は之明に帝國主義戦争の準備にして、又其の決意の表明と觀る事を得へし。三・一五檢舉は田中反動内閣ならずとも、支那の時局を前にして「ブルジョア」の執る當然の手段と云ふへし。況んや「シベ

リヤ」に於いて何百萬圓かを懐に入れ、又政友會に貢ぎ、賣動事件の爲めに自殺せりと傳へらるる彼田中の如き下劣なる人間に於いてをや。之れ戦争遂行の表現に非ずして何そやと云ふへし。總選挙に於ける田中内閣の不評判を共產黨檢舉、帝國主義戦争に依りて之を贖ひ議會切抜けの爲めの一手段たらしめ、斯くして凡ての支配階級、搾取階級と共同の戦線を布き、遂に第五十五議會に於いては治安維持法の公然の論議を殊更に避け、「ブルジョア」に便利なる方法たる緊急勅令なる形式を選択したるなり。五月三十日濟南事件勃發して日支兵衝突するや第二次、第三次の出兵はれ、之に要する費用として莫大なる責任支出行はれ、同志市川の既に供述せるか如く「ブルジョア」は絶對に帝國主義戦争の敢行を決意し、議會閉會後數日を出てすして緊急勅令を以つて治安維持法を發布し、「ブルジョア」は戦前危機の切迫を捉へて死刑法制定に緊急勅令の必要を力説し、田中政府の如きは緊急勅令に依る死刑法の制定なくしては到底秋の大典は無事に遂行し得ざる可しと公言せり。當時緊急勅令に依る死刑法の制定を以つて違憲呼はりしたるものありたるも、今は之を省略す。緊急勅令の發布には資本家地主の協力は云ふも更なり。樞密院は「ブルジョア」の傀儡と爲りて極めて

重要な役割を演じたり。日本共産黨は此の死刑法の制定に對して頑強に闘争を敢行したり。改正治安維持法は團體の變革と私有財産制度の否認とを分離し、其の刑罰を死刑に迄高め而かも其の目的を大衆の前に公表せず、僞瞞的策略を施したる點に於いて舊法と其の趣を異にす。元來「ブルジョア」獨裁に依りて立つ「ブルジョア」搾取社會に於いて治安維持法に所謂國體とは「ブルジョア」獨裁を意味するに外ならず。私有財産制度とは勞働者搾取制度に外ならず。其の制定に當りては共産主義者を以つて恰も死刑に處すへき陰謀團の如き逆宣傳を飛ばし、共産主義を強いて國體の文字と關聯せしめて共産黨を誣ひたり。當時の政府委員泉二刑事局長は國體の變革と私有財産制度の否認とは其の觀念に於いて別個のものなりとし、嘗て獨逸に於いて下されたると同様の解釋を爲したるは、當時の警察協會雜誌に發表せられたるに依り之を知ることを得へし。斯の如く「ブルジョア」が國體の變革と云ひ私有財産制度の否認等と稱して、我共産黨の目的とは相反する事項を掲ぐるは畢竟「ブルジョア」の罪惡を暴露するものに外ならず。國家權力の下に於いて君主の出たり入つたりするか如き事は「プロレタリア」の目的にあらず。大衆は「ブルジョア」が國體變革の不可を説くは民衆

を裏切り大衆を欺瞞する手段なることを知らず、治安維持法を死刑法に迄高め、之を合理化する爲めに「サヴィエート」の刑法を引用して其の罪惡を隱蔽せんとするも、兩者の刑罰の間には其の權力の基く所根本的の差異の存するを大衆は知らざる可らず。日本に於ける治安維持法改正の權力の基つく所は、即ち一握りの資本家代表者の專擅なるも「ロシア」に於いては國家權力は「プロレタリア」の代表者之を掌握す。此の意味に於いて日本の治安維持法は最も下劣にして「ロシア」に於けるか如く何等大衆の支持なく其の制定に當りては議會の論議を殊更に避け、其の適用に當りては分離裁判、辯護士の言論壓迫、暗黒裁判にして、被告人を虐殺せんとする野蠻極まるものと云ふへし。大衆は被告人の即時釋放を要求するも「ブルジョア」は死刑を要求す。實に沙汰の限りにして「ブルジョア」は大衆の抗議を君主に對する抗議とし、君主に對する罪惡として自己を隱蔽し其の野望を達せんとするものなり。新法は舊法よりも結社を組織したる者其の役員と爲りたる者を嚴罰したるも、其れは一度結社を組織し又は役員と爲りたる者は再び斯る行爲を繰返し得ざる様に爲し、又黨の創立者必すしも黨の役員に非ざるか故に、此の兩者を死刑に處し虐殺する事に依り「ブルジョア」の飽くなき野

望を達し得べく、又分離裁判の方法に依りて勝手に指導者を製造して之に重刑を科せんとするものなり。又目的遂行の爲めにする行爲なる條項を設けて黨員ならざる者をも處罰せんとするも、斯る條項は黨の「ボルセヴィキ」化に廣大なる大衆か壓倒的に參加することを認むるに外ならず。

第五十六議會に於いて治安維持法改正の緊急勅令は事後承諾を得たるも、斯の如きは「ブルジョア」の豫ての計畫を實現したるものに外ならず。第五十六議會に於いてさへ彼等「ブルジョア」は公然の論議を避け、同志山本宣治を刺客の手に依りて虐殺する事に依りて死刑法を合理化せしめたり。

當時に於ける帝國主義戰爭の危機は益々切迫し、「ブルジョア」は此の議會に於いて其の準備を爲し、一方共産黨員は死刑法の制定にも不拘毫も減少せざるのみか、皮肉にも黨大衆化の「スローガン」の下に黨再建行はれ、治安維持法は其の後の情勢の變化に依りてより高き意義と任務とを持つに至りたりと云ふことを得へし。「サヴィエート」に於ける五ヶ年計畫の進捗、「コミンテルン」の強化、全世界の資本家國家の内亂頻發、又は其の危機の切迫、殖民地に於ける反帝國主義叛亂の擴大、斯くて資本主義と共産主義との鋭

き衝突、武力干涉計畫、殖民地戰爭、帝國主義國相互間の戰爭の如き切迫等々、今や刻々と進展しつつある客觀的情勢の下に於いて、日本は極東の支柱として大なる役割を演しつつあるは既に同志佐野の供述せるか如し。

治安維持法の正體は

第一、反「サヴィエート」の一部なること

治安維持法は「ブルジョア」の逆宣傳の武器なることは其の改正に際し時の司法大臣及び泉二刑事局長の聲明等は明白に之を證明するものにして、例へば第三「インターナショナル」は世界列國の國體を變革し、之を「サヴィエートロシア」たらしむるものなりと稱し居れり。共産主義か國家を支配するに至るとも日本か「サヴィエート」となることも「サヴィエートロシア」となるものに非ず。之か「ブルジョア」の逆宣傳に非ずして何ぞや。

第二、治安維持法は殖民地壓殺の法令なり。

朝鮮、臺灣に於ける共産黨員のみならず、天津、大連等中國に於ける共産黨員をも檢舉したるに見て明かなり。

第三、階級對階級の闘争に於ける役割の一部を果すものなり。

夫れは「ブルジョアジー」の「コミンテルン」に對する逆宣傳の事實、治安維持法提案に際しての聲明書等々に於いて、世界「ブルジョアジー」と協同して「ボルセヴィキ」の彈壓、攻撃を目的とするもの、而かも只之のみの爲めの法律なるの事實、反「コミンテルン」に凡ての協力を爲し、政治犯人に對する從來の國際慣例を無視して中國共產黨員を逮捕して之を支那官憲に引渡し、中國は亦同志佐野を逮捕して之を日本官憲に引渡し、朝鮮、臺灣、上海、大連其の他の地方に於いても凡て斯の如き聯關に於いて相互引渡條約を締結し居れり。斯の如きは「ブルジョアジー」の國家の階級性を遺憾なく暴露するものと言ふべし。黨は資本家地主の絶えざる彈壓、檢舉にも不拘工場に深く根を下して其の勢力を張り、赤色勞働組合「全協」に、合法組合内にも其の活動を緩めざるか故に、「ブルジョアジー」は一聯の階級法たる盜犯防止法、新聞紙法、出版法、勞働爭議調停法等々の諸法令の最高に位する「ブルジョア」の爲めに共產黨をやつつける集中武器たる治安維持法を制定し、之を死刑法に迄高めたるなり。黨は治安維持法に對し帝國主義戰爭反對、「サグイェートロシヤ」防衛の爲めに闘争

し來りたり。資本主義の發達は「ブルジョアジー」及び「プロレタリアート」の發生發展を促し必然的に兩階級間の闘争を激化せしめ、今や「ブルジョアジー」は斷末魔に瀕し切捨御免法に依つて躍起と爲りて「プロレタリアート」を抑壓せんとするも情勢の變化は之を許さず。「プロレタリア」の新興勢力は到底抑壓し切れざるを以つて、法律的手段のみならず非合法的手段に依りて之を鎮壓せんと喘きつつあり。山本宣治虐殺事件、渡邊政之輔銃殺事件、警察に於ける「リンチ」、刑務所内に於ける黨員虐殺の如きは如實に之を證明するものと云ふを得へし。

此の時

裁判長は過激なる言辭を弄せざる様注意を與ふ。

曩に他の同志諸君より市谷刑務所長の反動振りを攻撃されたるも、十四日以来の刑務所内の行動は根本所長一個人の考へのみでなく、現に私は相當上官より及び裁判所よりも彈壓を依頼され居る旨聞き居り、裁判長も少し彈壓する様刑務所に依頼されたりと言ふ。

此の時

裁判長は左様な依頼を爲したることなし。宣傳的なる言辭は止めよと戒む。

私は聞いた事を申上ぐる迄にて「マルクス主義」の原則は斯様に事實に依りて證明する所に特徴を有し、「マルクス主義理論」の判り難き方々も斯くして始めて之を理解し得るに至るものなり。就中「ブルジョア」裁判官諸公は皆聰明なる方々なるも失禮なから「マルクス主義」に關する限りに於いては素人なり。之は決して侮辱的意味に非ず。其の例證は「ブルジョア」の我々に對する起訴狀、豫審終結決定書等に依るも明瞭にして、共產黨を秘密結社と言ひ労働者の政黨なる事を隱蔽し、君主に對する陰謀團なりとデマリ、聞くところに依れば佛國革命以來結社の目的綱領の發表なきものは秘密結社なりとは國際的定義なりと云ふ。我大審院の大正十三年十月十日の判決も亦結社の存在、組織、目的等を國家に秘したる團體は秘密結社なりとするも、我共產黨は大衆の面前に公然主義政策を發表し、公然階級闘争を敢行しつつあり。「ブルジョア」のデマは爲めにせんとするものにして、今や勞農大衆か我々被告人の即時釋放を絶叫する時、共產黨を秘密結社なりとは實に笑ふに堪へたる事なり。我々は假令刑を受くるも「ブルジョア」に屈服したるに非ず。黨員

たるの資格を中斷せず、再び社會に出すれば大手を振つて活動を爲し得るものにして、「ブルジョア」は却つて數百名の被告人に共產主義者たる肩書を附けて社會に送り出すに過ぎず。「ブルジョア」は治安維持法違反を以つて法律論上目的罪とか稱し、大正十四年の理由書にも本罪は國體變革、私有財産制度否認の爲めの結社に限る旨説明するも、肝腎なる結社の目的なるものの解釋が労働階級に面して時々刻々と變化せり。第五十五議會に於ける山岡刑事局長の答辯中には國體の變革とは君主の統治關係の切斷なりと云ひ、國體とは憲法論の國體と其の意義を異にすとして憲法第一條、第四條を根據として説明せるも、後に發表せられたる理由書には斯る解釋は跡方もなく消滅せしむるか如く實に破廉恥極まる解釋をなし、泉二刑事局長は之に反對し純然たる反動的國體論を以つて憲法第一條、第二條及び皇室典範を表面に押出して別個の解釋を爲し、君主制の廢止即ち國體の變革等と云ひ、治安維持法に對する「プロレタリア」の攻撃に對し彼等の解釋は時々刻々と變化しつつあり。私有財産制度の否認に就ても或は凡ゆる財産を包含するものを指すと言ひ、泉二刑事局長の如きは生産機關の國有、社會共有等と自問自答し、更

に其の適用に當りては名古屋に於ける判決によりて暴露せられ、目的罪の目的か「ブルジョアジー」に依りてくら／＼と勝手に變化せられたり。是れ虚偽の事實を以つて「プロレタリア」を抑壓し「プロレタリア」の前衛を斷罪せんとするものなり。尙最近何所かの検事局に於いては確信罪なりとか稱し居れる由なるも、其の確信とは行爲の正當さ、階級的正當さは人類の爲め正當の確信さなりとの意味なるか果して然りとせば之に對する斷罪は「ファシスト」的彈壓に外ならず。或は思想内亂罪なりとし、或は思想外患罪なりとして共產黨に對する大衆の反感激發に努力し、之に對する我々の見解は省略するも或裁判官の如きは外患罪を以つて論ずるは全く爲めにする行爲なりとの意味の意見を發表せりと聞く。思想内亂罪なりとの見解に就いては泉二刑事局長は激越なる口調にて英國に於ける王位繼承法迄も引張り出して共產黨を君主に對する反逆團なりと宣傳したるも、之に對し一裁判官は反逆罪なりとするは謬れるものなりと云ひ、之を判決文中に取入れ共產黨の凡ゆる文書に依りて検討すれば、資本主義の倒潰、生産機關の「プロレタリアート」による沒收か「プロレタリアート」と「ブルジョアジー」との利害の相容れざる結果

に依る云々と言ひ居れり。我共產黨員は犯罪者にあらず。資本家を打倒し「プロレタリア」獨裁を樹立せんか爲めに闘争するものなるにも不拘「ブルジョア」陣營内に於いては前述せるか如く、其の解釋區々にして如何に彼等か動搖し居るかを看過する事を得ず。現在の法律上に於いては思想内亂罪或は思想外患罪等は成立不能なり。又過日も申上げたる通り「プロレタリア」革命と在來の權力争奪戦とは根本的に相違せり。在來のものは單に權力者の交代に過ぎざるも「プロレタリア」革命は搾取即ち階級の除去に在り。従つて我々は階級を超越せるか如きデマに對しては斷乎として闘争せざる可らず。

此の時裁判長と同被告人との間に資本主義の矛盾は共產主義に依らす平和的に何等か解決の手段ありや否やに付き訊問應答あり。
零時三分休憩す。

午 後

(被告人南喜一、水野秀夫、金子健太出頭し、被告人門屋博不出頭)

午後一時二十五分裁判長以下判事、檢事、書記入廷。次いで被告人、辯護人、傍聽人孰れも静肅に入廷す。

一時三十分裁判長は午前に引續き審理を爲すべき旨を宣し、被告人三田村四郎を供述席に就かしむ。

同被告人は午前に引續き大要左記趣旨の陳述を爲したり。

「プロレタリア」獨裁は「プロレタリア」か議會に多數を占むるか如き方法に依りては到底成就し得べきものに非ず。必ず「プロレタリア」革命に依らざる可らず。而かも其の客觀的諸條件は現在熟し居れりと述へ

此の時裁判長と被告人高橋貞樹、同志賀義雄の間に改造社版「マルクスエンゲルス」全集第五卷所載「フランス革命」の序文に付き訊問應答あり。

被告人三田村四郎は治安維持法撤廢の爲めの鬭争及び一九二八年九月頃より發表せられたる豫審終結決定書竝に裁判に就いて申上くと前提し、大要左の如き供述を爲す。

所謂三一五檢舉以來凡ての鬭争は治安維持法撤廢、對支非干涉の二大「スローガン」に

結び付けて鬭争し來りたる事實は既に同志市川の供述せるか如し。治安維持法改正に對する鬭争豫審終結決定、公判に對する鬭争は黨にとりては重要なものなるか故に之を「スローガン」として

(1) 治安維持法撤廢

(2) 我等の前衛奪還後に被告人即時釋放と改む

(3) 分離暗黒裁判反對、公開統一裁判の要求

を掲げたり。

治安維持法撤廢の鬭争に就いては同志市川が既に供述せるか如く、社會民主主義者は公然若しくは隱然に治安維持法を支持し、治安維持法の改正は却つて共産黨を増大すを所以なることを怖れ、臨時議會を招集せずして勅令に依りて改正するは憲法違反ならん等と助言し、以つて「ブルジョア」に對して極めて親切なる態度を執れり。我黨は「プロレタリア」を彈壓せんとする治安維持法の改正に絶對に反對なるのみならず、之か撤廢を極力主張せり。黨は之か目的達成の爲めには根本に於いて大衆の力に依りてのみ闘ふものなること及び階級的立場を明にする事に於いて一切の主張を爲し、大衆

的演說會決議、其他合法、非合法の集會「ストライキ」「デモンストレーション」「工場農村に於ける署名運動等に於いて労働者農民と緊密に結合して闘争し、大衆團體の共同闘争は下からの闘争を重視し、農村工場を基礎として闘争し、治安維持法撤廢は労働者農民の壓力のみに依りて事實上空文たらしめ、之か實施を不可能ならしめんと努力したり。

六月二十九日治安維持法改正の緊急勅令發布さるるや、大衆團體の一部より一度此の勅令の發布さるる以上は、來る可き議會の開會を待ちて再び闘争を開始するより外なしとの日和見主義者の主張に對し、黨は斷乎として闘争せるは勿論、治安維持法撤廢の闘争は「プロレタリア」の黨大衆化に依りて「プロレタリア」の自由を闘ひ取り、斯くて法律あるも事實上適用不能に陥らしむることを嘗て治安警察法第十七條及び第三十條の存在と同様の運命たらしめんとせり。而して茲に云ふ黨大衆化は治安維持法撤廢の現實の宣傳、煽動、デモンストレーションと對立して考へんとするは謬れり。

我等の前衛を奪還せよの「スローガン」に就いては、一九二八年所謂三一五事件起るや黨は治安維持法撤廢、共產黨組織活動の自由を「スローガン」として「ブルジョア」と闘

争したり。黨か「ブルジョア」政府の檢舉に當面して斯くの如き「スローガン」を掲載したるは劃期的黨大衆化の象徴なり。我々は此の「スローガン」の提出に依り黨の飛躍的な階級的發展を見る。此の「スローガン」を他の「スローガン」と結合して宣傳、煽動するに依り、囚はれたる同志、黨、労働者大衆との一聯の關係を以つて合法、非合法凡ゆる方に依りて同志奪還の爲めの闘争を敢行し、東京、三重、北海道の各工場、農村より労働者農民蹶起し警察に示威運動を爲し、同志を奪還したるか如きは特筆大書すべきなり。我等の前衛を奪還せよの「スローガン」は單なる一本調子の前衛奪還の意味に非ず。過日同志鍋山か法廷に於いて供述せるか如く、一九二八年「ベルリン」の労働者か刑務所に乘込みて其の前衛同志を奪還したるか如き計畫的破獄運動あり、又合法的なる治安維持法撤廢、被告人の保釋、執行停止等凡ゆる合法、非合法の方法を包含す。大赦に依る赦免の如きも其れか實行さるるや否や、其の範圍、程度は労働者の力に依りてのみ決定さるへしと黨は主張するものなり。黨の絶へざる宣傳、煽動と日常勇敢なる闘争、精力的なる活動は其の時に於ける凡ゆる情勢に依りて適當なる形態の方法を採る事を得へし。黨は常に客觀的情勢を考慮するものにして、黨指導關係破壊せられ、大衆團體に變

更を來したるか如き場合に於いては情勢の變化と力とを問題にせざるは不可なるを以つて、之に従ひて其の「スローガン」を共產黨員即時釋放と改めたり。三・一五檢舉に於いては黨員ならざる千數百名の大衆團體の者迄も拉致し、諸種の大衆團體事務所より、集會より、其の住居より之を引致したり。斯くては我等の前衛を奪還せよの「スローガン」は大衆の要求と緊密に合致せず。茲に於いてか黨は之を被告人即時釋放の「スローガン」に改め情勢に適合せしむる處置を採りたるなり。一部の「ブルジョア」は此の「スローガン」を以つて前の「スローガン」と對立するか如く考へ、一層退却したる「スローガン」としたる者ありしも、斯の如き考へは小「ブルジョア」の陥る考へにして、共產黨の活動の自由、治安維持法の撤廢の如きは「プロレタリア」の政權奪取以前には不能なりと考へ居る輩なり。當時黨の遂行したる山本懸藏奪還事件は情勢と力との關係に適合したるものなることを物語るものなるか、之に關しては「プロレタリア」文士が極めて下劣なる興味本位の文章をもし居れるも、兎に角此の事件が意義ありしものなることを明にし度し。黨は權力を握る迄は發表出來得ざる幾多の諸問題を有するも、黨は四月中旬中央部の同志山本懸藏が勾引狀發布か何かの爲め、其の病床を警官隊の監視の

下に置かれ居る報を受けし、其の奪還の爲め特別委員會を設置し、約半月に亘る準備を爲し五月八日を奪還日と決定し、同日武裝せる労働者を以つて沿道を警戒し、周到なる準備は着々と進められ、案内者に依りて遂に同志山本懸藏を目的地に避難せしむることを得たるか如く、常に情勢を察知し組織的準備を爲し、斷乎として遂行し斯くて遂に成功することを得たるなり。黨は又諸外國に於ける農民暴動及び日本に於ける階級闘争の激化に鑑み、同志渡邊政之輔は前衛の奪還に關し大衆は何を爲すべきか、先づ誰を奪還せざる可らざるか、之が爲めには同志の經歷を知悉せしめ置かざる可らすとなし、特別委員會を設け斯くて未決監に於いて長期の未決勾留隠れたる刑罰に依りて苦しめらるるを暴露し、階級裁判の抑壓に抗議せしめて闘争したり。七月中旬治安維持法改正を「モメント」とする闘争漸く下火となるや、農業労働者及び工業労働者を基礎とせる署名運動を實行に移さんとせるに偶々檢舉に遭ひて果さず、八月末豫審終結決定發表さるるや自然發生的なる要求として前衛奪還叫はれ、救援會は公然と署名運動を敢行したり。當時其の内部には勞農一派が彼等獨特なる策動に依りて救援會をして一種の慈善團體に歪めんと努めたるも、大衆は之を却つて署名運動に眞つ先に立ちて

闘争したり。署名運動は黨と其の政策とを大衆に知らしめ、大衆を革命化し、全闘争を通じて農業労働者及び工業労働者を組織して其の擴大に努めたるものにして、小「ブル」的街頭署名に依らんとし又は裁判長の心證に愬へんとするか如き事に反對し、農民組合救援會の下からの運動に依りて闘争したり。當時評議會は公然と活動し農民組合は之と結合して闘争し居りたるも、評議會解散せられ己むなく非合法的に街頭署名に依る「セクト」的なる秘密運動に墮せざるを得ざるに至りたるも黨の主張は固より斯の如き秘密運動に依る「セクト」的のものに非ず。黨は常に大衆的なる署名運動を主張し、工場及び農村に於ける現實なる利害問題と結合して事實身を以つて闘争し、濱松樂器争議の際に於ける署名運動、諸種の日常問題に關する従業員大會等に於いて大衆的闘争を敢行し、大衆團體の闘争は共產黨の組織活動と併せ行はれざるへからざる事を明にし、次から次へと移るか如き方法に依らず凡ゆる形態に於いて闘争を爲すべきことを宣傳したり。又共產黨員は恩赦の特典より除外せられたり。此の點に關し第六回「コミンテルン」大會に於いて代表者團は之を暴露し、全部の被告人を釋放せよと主張し、黨は之を「スロガン」として宣傳せり。

要するに治安維持法撤廢か階級闘争を一步前進せしむるものなる限り、凡ゆる闘争方法に依りて戦ひ來りたるも、此の戦か如何に正しかりしかは豫審調書等に其の現はれを見ることを得へし。最近數度行はれたる治安維持法撤廢、被告人即時釋放の要求の爲めの闘争か益々擴大し行くを見るも、此の我々の闘争か如何に正しかりしかを證明するものと云ふことを得へし。刑務所内に於ける被告人よりの即時釋放の要求ありと共に、赤煉瓦の中に生身を奪はれ行きつつある事實とに見て、共產黨員を即時釋放せよの要求は黨の現下の「モメント」なり。

裁判長は被告人一同に對し、共產黨史、政策其他同一事項を各個人個人に付き訊問するは時間其他の點より繁雜なるを以つて、之にて共產黨に關する總論的訊問を止め、特に異見あらは此の際被告人の何人にも供述を許す。次回公判よりは個人訊問を爲す可き旨を告げたるも、今日迄の被告人等の各供述に付き異見を開陳するものなし。

被告人杉浦啓一發言を求めて起立し、個人訊問の順序は我々の都合もあれば佐野、市川、鍋山、杉浦、徳田、國領、志賀、中尾、松尾、河田以下は席の順序を以つて、最後に三田村、高橋の

順序にて訊問されたしと請求す。

裁判長は次回公判日を九月二十九日と定め閉廷を宣す。
時に午後二時五十分。

被告人、辯護人、傍聴人、静肅裡に退廷するを待ち裁判長以下判事、検事、書記退廷す。
警戒状況

裁判所及び其の附近

被告人護送途上の警戒は前回通りの方法を以つて警戒を爲したるを以つて無事。

傍聴者の状況

一、 法廷内

特別傍聴人 四十三名

一般傍聴人 七十五名

共同被告人及び家族 十一名

合計百二十九名

終始裁判長の命に服し静肅にして不穩の行動等なし。

二、 法廷外

比較的静肅に傍聴券の交付を受け他は退散したり。

第二十二回

日時 昭和六年九月二十九日

場所 東京地方裁判所陪審第二號法廷

裁判所の構成

裁判長 宮城 實

判事 西久保良行

同 尾後貫 莊太郎

同 城 富次

裁判所書記 向井周吉

検事 平田 勳

同 辯護人 戸澤重雄 十二名

上村進 神道寛次 細迫兼光 武藤運十郎
牧野充安 角田守平 谷邨直雄 河合篤
大森詮夫 青柳盛雄 窪田貞三郎 蓬田武

出頭被告人 二十七名

佐野學 市川正一 鍋山貞親 福本和夫
丹野セツ 杉浦啓一 小西茂國 三田村四郎
西雅雄 徳田球一 唐澤清八 志賀義雄
片山峰登 國領五一郎 中尾勝男 岸本茂雄
松尾直義 齋藤久雄 高橋貞樹 今野健夫
相馬一郎 河田賢治(以上勾留中)
湊七良 是枝恭二 内垣安造 喜入虎太郎
金子健太(以上不勾留)

不出頭被告人 四名

金澤一馬 門屋博南 喜一 水野秀夫

概況

午前

午前九時五十分裁判長以下判事、検事、書記等入廷。次いで被告人、辯護人、傍聴人等入廷著席するを待ちて、裁判長は開廷を宣し點乎を爲したる上、被告人佐野學を靡きて供述席に就かしむ。

劈頭同被告人より、黨全般に關しては從來同志七名の代表陳述により殆ど盡したるか如く思料せらるるも、全般的に之か補足的、結論的陳述を許され度しと述ふるや。裁判長は一應被告人は補足並に辯明を試み度しとの意なりやと之を確むるに。同被告人は從來の陳述に對する補充、裁判所検事の述へられたる事項に關する辯明の義なる旨釋明し、裁判長は簡單に述ふべき旨注意を與へ、同被告人は供述に入らんとするや。

平田検事は裁判長に發言を求めて起ち、左の如く陳述して公開の禁止を要求す。

當職は本件か其の性質上安寧秩序を紊る虞あるものと認め、曩に屢々公開を止められんことを希望し、裁判所も亦公開の法廷に於いて國家の根本組織を否認するか如き論議を爲さるるは勿論、苟にも宣傳煽動に亘る陳述は之を爲さるる様注意を與へられたるに不拘、各被告人等は何れも此の注意を無視したることは今日迄の其の陳述に照して明白なり。如上の事實より推して今日是より爲さるる被告佐野の結論的陳述も恐らく、裁判所の注意せられたる事項に觸るる虞あることは想像するに難からざるを以つて公開を停めて審理を進められんことを希望す。尙今後爲さるべき各被告人の個人活動に關する陳述も、被告人等か共產黨員として其の階級的立場より爲さるる限り、其は齊しく所謂代表陳述と同様に安寧秩序を紊る虞あるものと思料せらるるか故に、公開を止められたる上被告人等の十分なる供述を聽かれん事を望む次第なり。

右に對し同被告人は何事か低聲に一、二言發言したるか

裁判長は是れ迄檢事より屢々公開停止の請求ありしか、其の都度公開を禁したり解いたりするは煩鎖なるを以つて其の都度注意を與へ來りしにも不拘、十分に守られ

さりし嫌あり、依つて只今の檢事の要求せらるる趣旨に従ひ、今後或は公開を禁止するやも知れず。然れども今遽に禁止の決定を爲ささるべきを以つて、被告人も亦其の供述に際りては細心の注意を拂ふべき旨を申聞けたり。

同被告人は檢事は國家の安寧秩序を紊す虞ありとて公開禁止を要求せられ、裁判所に向つて其の宣告あらん事の御注意なるか、從來は其の禁止の理由極めて抽象的なりしか、今日は稍々具體的と爲れり。然れども尙如何なる點か國家の安寧秩序を紊すかと云ふ例示は無し、故に結局依然として非具體的なる理由に止まり、其の眞意を捉へ難し。共產黨員の述へる處か勞働階級の根本的利益を代表するに反し、大ブルジョアの罪惡は我々の手に依り刻々暴露せられ、又治安維持法の矛盾も亦白日の下に暴露せらるるに至り、之に依りて大ブルジョアの階級的利益か非常に害せらるることは明白なり。大ブルジョアの集團たる工業俱樂部及び封建貴族の團體たる貴族院各派の貴族共は此の裁判の公開に反對なるか、民衆の大多數を占むる勞働者農民及び生活に脅かされつつある小ブルジョアは公開裁判反對に反對し、寧ろ公開を歓迎するの實情なり。檢事か度々公開禁止を要求せらるるは一體孰れの階級利益を代表するや、は語らすし

て已に明白なり。其れは兎も角として本日私か陳述する所は決して検事の御心配に
なる様な事柄は述へざるべく、若し然るか如き場合あらは然るべく御注意を願ひ度く、
裁判長より注意せらるれば適當に陳述を按配加減すへし云々と述へ。

裁判長も亦之を恕し其の程度にて審理を進行する故成る可く注意すへし。注意す
るも肯かざる時は斷然禁止すへしと諭す。

同被告人深く之を諒として大要左の如き供述を爲したり。

從來の陳述を代表陳述と申せしか之は便宜上の問題にして、要するに此の陳述は黨
全體の姿、黨の主要政策を映出するに在りき。共產黨は政黨なり。而かも共產黨は自
己の政策を隠さざるの政黨なり。

政黨の成立には組織か重要不可缺のものなり。而かも政黨の生命は政策の中に表
現さるるものなり。従つて我々は共產黨の眞の姿を描き出さんか爲めに今日迄多大
の日子を費し來りしなり。「ブルジョア」及び地主は共產黨に對し陰謀團、反逆者、徒黨等
と凡ゆる惡口雜言を逞うせり。一體我黨の如何なる點に之等の事實を覓めんとする
ものなりや。

共產黨は一の本質的に革命的なる政黨として非合法の形を探れるも、實は日本の政
治上の水準より強制的に非合法化されたるに過ぎざるものにして、非合法の形を藉り
つつ而かも大衆の面前に堂々と政策を發表し來れるものなり。其の點より此の法廷
に共產黨の政策を縷々述へ來れり。非難者は之を基準として批判しても宜し。又個
人の活動に付ては個々に訊問すと云はるるも、各黨員に純個人と云ふ事なし。抑黨員
は大なる機械の一部分のみ。各個人の活動も黨の政策か基準と爲りて行はれたるも
のなるや論なし。此の裁判の始りて以來、勞働階級に對する搾取の事實は彼等の關心
を一層高むるに至り、我々より縁の遠い處の大衆の間にも關心か持たれ始めたり。又
一方我々より縁の遠き處の大衆の間にも此の裁判に對する關心か持たれ始め、就中戰
闘的勞働者間には街頭示威の形を以つて全部即時釋放なる政策綱領を掲げて闘争す
ると同時に、之に對し敵の關心も亦高まれることも否むへからず。工業俱樂部、貴族院
各派の連中は公開反對のみならず傍聽席の筆記に迄干涉し來るに至れり。

從來、之は私の想像なるか、檢事は今後の陳述も國家の安寧秩序を害すと云はれしか
地主、大「ブルジョア」は國家の政治生活に眼に見えぬ干涉を爲し、裁判にも亦種々眼に見

えざる干渉を爲し來りたるならんも、此度は遂に自制すること能はず表面より反對し來るに至れり。我々は所謂堂々たる態度にて法廷に起てり。故に公開を續行せられ全國民の面前に於いて共產黨か善いか悪いかを證明せられ、又善い事の證明は敢て試みらるる事無からんも、悪いものにあらずと云ふ證明は客觀的に必然的に證明せらるるに至るへし。即ち階級的相違點を明白にする爲め是非公開審理を續行せられたし。私は補充的結論的陳述を爲したしと云へるか、此の即ち從來同志達の陳述に多少の補足を要するものあること及び檢事竝に裁判長の用語に對して辯解を試み度きか爲めなり。其れを此の機會に陳述する事か適當と思料せらるるか故に、全般的に補充供述し度し。便宜を慮りて列舉的、項目的に供述せん。

先づ第一に解黨派の問題に付て述へんに

代表陳述に際し此の問題に關して供述せんとして已に裁判長の承諾ありたる處なりしか當時省略したり。其の事情及び解黨派の本質を明かにすへし。

先づ解黨派問題に關する供述を省略したるは解黨派を過少評價し、或は之を敬遠したるか故にあらず。從來の代表陳述は日本共產黨の根本政策を陳述するにあ

りしか黨の政策と竝へて解黨派を論ずること其の處を得ず。稍偏重視過ぎたる様考へたるも昨年十一月頃と比較するに、今日大衆の間に解黨派の何たるやか汎ねく知れ渡れるを以つて、敢へて省略せんとしたる次第なり。

三、一五の檢舉後數ヶ月を経たる後田中大將新聞に發表したる意見には、共產黨の「スローガン」中四ヶ條許り國家の根本と相容れざるものあり。即ち 一、君主制の撤廢。二、大土地の無償沒取。三、宮廷社寺領の沒收。四、殖民地の完全なる獨立等之なり。此等は何れも日本國家の存立と相容れざるものなりと爲せり。此の意見は一九二八年の夏發表せられたるものなるか、仄聞する處に依れば解黨派か發生したる一九二九年の春頃、水野成夫と云ふ人か田中大將と同様なる意見を吐き、共產黨は君主制の撤廢の如き「スローガン」を掲ぐべきに非すと爲せりとか、之れ即ち田中大將竝に大「ブルジョア」と完全に一致したる意見にして、彼は斯る綱領を掲げて檢事局に上申書として提出し、次第に同感の士を糾合し漸次其の數を増加したりと云ふ経緯を知るに至れり。此の人々か日本共產黨の如何なる黨員層より出てしかを案するに、一九二六年に黨か小「ブルジョア」的、極左的偏向に陥りたる爲

め、小ブル的要素が充滿し汎濫するに至りしか、此の人達は何れも其の時代に入黨したるものなり。其の唱ふる處を個々別々に觀察する時は何れも小ブル的要素に包まれたるものあるを知るなり。其の人々の間に相互の意見交換等ありしか要するに其の政治的要求の結論は次の如し。

(一) 共産黨の解散の要求

之は文字通りの解黨の主張なり。即ち其の名の由つて來れる處なり。今日は戦後資本主義の第三期にして階級闘争は愈々尖鋭化する此の秋に際り、如斯解黨を云爲するは黨を侮辱するの甚しきもの、黨を知らざる事の甚しきものにして、帝國主義の番犬にあらずんば口にするへからざる言なり。

(二) 「コミンテルン」より脱退せよとの要求

日本の労働者は外國の労働者と提携することなくして革命を遂行することを得へしと爲し、「コミンテルン」に加入し居ればこそ君主制撤廢等々の「スローガン」を掲げることを餘儀なくさるるものなれば、「コミンテルン」より脱退することは最初の重要なることなりと主張す。今日日本の「ブルジョア」は世界革

命の本體たる「コミンテルン」より脱退すべしと云ふ意見の代表なるが、正に解黨派の意見は之と完全に一致するものなり。

(三) 「プロレタリア」獨裁の否認

此の意見は淺野晃といふ人によりて唱へられたる處にして、彼は如斯中心「スローガン」は人心を硬化せしむる處ありと云へり。此の人の上申書を嘗て讀みたることあり。之に依れば解黨派の意見は共産黨の中心「スローガン」たる「プロレタリア」獨裁を拋棄するもの如し。即ち明白に「プロレタリア」獨裁を直接の目的とせざるものなることを窺ひ得へし。

(四) 「プロレタリア」の文字に代ふるに「民衆」の言葉を以つてせんとすること

共産黨は被壓迫階級即ち「プロレタリア」の黨なるに、解黨派は敢て「民衆」と云ふ曖昧漠然たる言葉を用ひたり。此の言葉の根本内容は労働者農民が中心となり高々小ブルが加はれる位のものなり。解黨派の意味せる「民衆」の實體は勿論、其の概念は果して何物か遂ひに捕捉する事を得ず。

(五) 「殖民地の獨立」なる「スローガン」にも反對なること

「殖民地の獨立」を「殖民地の自治」といふ社會民主主義者の紋切型の「スローガン」に代へたり。

(六) 革命に際して總罷業と武装蜂起との結合に反對すること
 革命に際して「ゼネラル・ストライキ」と武装蜂起とを結合すへしとの戰略を放棄して平和的に革命實現の可能性ありと爲すなり。今日の反動化せる帝國主義時代特に白色「テロル」の荒狂ふ中に社會主義の平和的實現か可能なり等と云ふは嗤ふ可し。

以上結局具體的には政黨的に共產黨に對抗し、如何なる黨を持ち度いと云ふのか頗る不明なり。唯解黨派の人達は皇室中心勞農維新黨を組織せんとか云ふ事なりと仄聞す。此等は處もあらうに監獄内部に於いて解黨派が政治的要求を構成し、一昨年より昨年に亘り保釋を得て出所以來は解黨派内部に喧傳したる事は表に於いては之を發表せず、殊更に日本共產黨勞働者派と名乗り共產黨の本家は此の方なりと誣ひしとか、之は噴飯に値する事なり。政治的要求等とは冗談半分にも云へる事にはあらず。又檢事を胡魔化し去らんとの見地よりも云へる筈のも

のにあらず。然り檢事を胡魔化し去らんか爲めにあらずして其れこそ眞の要求たるなり。果して然らば表に於いても堂々と論議すること宜けれ。

又「赤旗」を發行し「テーゼ」を出し、恰も共產黨本家たるの面目を粉飾するかの如き態度なるも、實質に至りては即ち皇室中心勞農維新黨たるなり。且つ又此の派の人々は一九二七年「テーゼ」の誤謬を匡すか爲めに鬭争せりとか。「テーゼ」を匡す爲めに即ち四個の「スローガン」を除去せんとするなり等と稱し居れるも、彼等は一九二七年の「テーゼ」が來るへき日本革命の展望に付き先づ「ブルジョア」革命として發し、其れが急速に「プロレタリア」革命へ轉化するると云へる點を非難するもの如し。私は最初の公判に際し一九二七年の「テーゼ」は正しいと申したるか、今日も猶其の正しさを確信するものなり。其の意味は今日の情勢の下に於いて彼の「テーゼ」が其の儘そつくり正しいと云ふ事を云へるにはあらず。已に當時よりは四年の星霜を経たり。戦後資本主義の第三期に入り世界的恐慌が現はれ、世界革命の尖鋭化に伴ひ革命的な生活が發展現實化したる今日、四年前の「テーゼ」がそつくり當筈ると申上げたるにはあらず。

又七月の公判に際しては到來革命の展望として「ブルジョア民主主義的任務を廣汎に抱擁するプロレタリア革命」が現實化し來り、其の事か今や現實的意義を持つに至りたる旨述べたるか、之も一九二七年の「テーゼ」に基ける所懐にして、此は一九二七年の「テーゼ」が誤れりと云ふにはあらず。既に一九二七年の「テーゼ」の中に然かく發展する可能的要素を含み居たることを云へるなり。

一九二二年以來「コミンテルン」より日本共産黨に與へられたる種々の「テーゼ」は其の作成せられたる當時の事情に於いては絶對に正しかりしも、三、四年經過する時は其の儘適合するものにはあらず。假に解黨派の意見を探れば、三、四年前のものは皆何れも正しからすと云ふ結論に逢著するか、斯る考へ方は共産黨の絶對に採らざるところなりとす。解黨派か一九二七年の「テーゼ」を否定するとか云つて鼻高々に申す。その處にこそ反「コミンテルン」反共産黨と稱すべき點か躍如たるものある次第なり。然らば解黨派は本質的には何か、彼等は社會「ファシスト」の變種のみ。而して社會「ファシスト」とは社會民主主義者の發展せるものなり。「ブルジョアジ」の獨裁支配形態か「ブルジョアデモクラシ」より「ファツシヨ」化するに

伴ひ「ブルジョアデモクラシ」を後生大事に守る社會民主主義者か其の相貌を變したるものなり。此等は各國を通して觀らるるところなるか、特に「ファシスト」は「ドイツ」「ポーランド」等に發生したり。彼等社會「ファシスト」の共通の特徴に、明白に官憲と共謀して共産黨と相対抗し、共産黨を彈壓し、之か爲めには「テロ」をも辭せざること。成熟せる帝國主義戦争の危機に際し其の準備の爲めに「ブルジョア」に與して之に讚成し、加擔し協力すること。大「ブルジョア」の殖民地壓迫政策に加盟し、甚しきに至りては殖民地の役人となり自ら壓迫搾取の支柱と爲ること（英國の労働黨を見よ）等之なり。「ブルジョア」國家は殖民地を搾取して之を自己の生命力とするか故に「ファシスト」は「ブルジョア」と俱に殖民地を抑制して其の搾取に參するなり。日本の解黨派にも明白に之を見ることを得へし。今日解黨派は自ら自分達は共産黨員なりとて虚言を弄せるか、今日日本帝國主義者か滿洲の重要個所を軍事的に占領せる事は、將に帝國主義戦争の危機至れる事を現實に告ぐるものなり。此の現實の問題に對して如何に答ふるかによりて、眞に實踐的なる共産黨員なりや否やを決定的に知り得へし。即ち彼等解黨派か果して共産主義者に値

するや否や明白となるへし。解黨派か如何なる態度を執るや否や知らざるも、單に戦争反對なる抽象的な御託を並ぶるか如きは到底問題にすることを得ず。眞の共產黨員は身命を賭して具體的に戦争反對闘争を爲さざるへからず。

と供述するや

裁判長より指令かましき口吻を弄すへからずと注意したり。

同被告人は以上は我々の見解なりと結ひたる上、更に左の如く供述を爲したり。

此の解黨派は一九二六年當時、黨内に流入せる小ブル分子に依りて結成せられしものなるか、之を政治的意味に於いて理解せんに、一九二六年入黨して一九二九年に解黨派に結成するまで幾多の曲折を経たるか、實は斯く結成するまでに十分なる理由あることなり。先づ解黨派の先頭を切る堺、山川等は明白に解黨派的日和見主義者にして、同志三田村の言へるか如く彼等は所謂武装解除論者なりき。又同志市川の云へるか如く再組織前の解黨派たる山川は、黨は大衆に精神的影響を與ふれば已に十分なりと主唱せるか、我々は之を形而上派と呼へり。又荒畑勝三と云ふ人は百パーセントと云ふ事を言へり。百パーセントの資格ある人のみを

以つて共產黨を構成すへしと云ふ意見なり。之は安全第一の臆病なる方針にして素より採るに足らず。以上の如き分子によりて従來の黨は往々其の發展を妨けられたり。日本共產黨は種々の欠陥、過失ありしか、一筋の赤き糸の如く「ボルシエヰイキ」黨として貫き發展し、而かも此の中に於いて常に發展を阻止するものと闘ひ來れり。即ち再組織後の日本共產黨か一九二九年處もあらうに、監獄内に於いて決議を爲したる解黨派に對し、斷然中央機關紙「赤旗」紙上に除名を宣言せるは當然の處置なるか、尙今後と雖も解黨派的要素は日本の革命運動の前途に發生するやも知れざるも、日本共產黨は斯如偏向に對し斷乎として闘争し、之を克服し粉碎し行くものなる事を揚言するものなり。

以上にて解黨派に對する所見を終るものなり。次に檢事の公開禁止の要求に付いて供述せんに、平田檢事の要求中、本件は其の性質上安寧秩序を紊る虞あり云々と云はるるも、其の安寧秩序とは實は少數の富者、搾取者の爲めの安寧秩序にして、彼等少數者のみか安寧秩序を害すと思惟するに止まり、實際に於いて大多數者は斯く考ふるものに非ず。「ブルジョアジ」は昭和

三年以來一千五百名以上を捕縛投獄せり。而して此れか真相を公表すること司法官の任務なるに、却つて之を隠蔽せんと努力する真意を了解するに苦しむものなり。

大「ブルジョア」例へは工業俱樂部邊の要求により公開禁止を敢て行はんとせられんか、斯る要求は勞働階級に對する「ブルジョアジー」の明白なる宣戰なりと知らるへし。司法官にして其の要求を容るるか如きは司法官自ら身を以つて階級裁判なることを明に宣言すると同一効果を齎すものと謂ふへし。

地方に於いては目的遂行の條文を楯に取り、唯一回の機關紙配布の廉により又は全協加盟の準備團體を作りたるのみにて最低二年の刑を言渡され、主立てるものにして黨は勿論全協等にも何等加盟せざる人に對して實に五年、六年の求刑を爲し、直に之を監獄に送り込むに至りては全く無茶苦茶なり。恰も秦の始皇帝の如き暴虐なる階級裁判以外の何物にもあらず。我々は斯の如き立場に對し絶對反對を唱へ果敢なる抗爭を爲すものなり。尙同志鍋山が刑務所内に於いて暴行を受けたる事實に關し辯護士より刑務所長に抗議を申込みたる處、所長は鍋山が先

に手を出したるの故を以つて辯明の資と爲したり。然れども同志鍋山の性行に就いて私は熟く知れり。即ち彼は決して先に手を出すか如き輕々しき人物にあらず。最早表沙汰となれる以上、人の頭に立つ人の辯明とは受取れざる恰も一兵卒の言分の如き辯明に聽從する事を得ず。今後刑務所内に來る人及び階級犯人たる全體に關する事故、斯の如き問題は出る處に出て黑白を争はざるへからず。即ち告訴する場合は之を受理せられ度し。

此の時

裁判長は恁麼事は云はなくとも宜しと注意せられ、同被告人は之に應じて本論に復し左の如き供述を爲したり。

七月に檢事は我々を目して階級的政治犯人たる事を認められたり。然るにも不拘從來我々は強盜、殺人等の犯人と同一待遇を受け居たり。尤も此等の犯罪人は實は「ブルジョア」社會の犠牲にして、我々は彼等を彼等の如き見解を以つて遇するものにあらず。兎に角檢事が階級犯人たることを認めたるは慥かに一步前進なるも、其の後「之をやむるならば公開するも差支なし」と謂ふ文句が不満足なり。之

は政治的節操を二三にせんには解黨派の如く敵の陣門に降伏せんには公開可なりと言ふと一般なり。斯の如き事は「ブルジョア」の道德慣習にはあるやも知れず、我々は労働階級の代表者として捕縛され此處に引出されたり。然りと雖も刑罰に依つて節操を二三にするか如きこと斷してなし。階級闘争の眞只中より必然的産物として發生したるもの故、政治犯人たることを已めんと欲するも已むことを得ざるなり。故に飽迄も節操を固守するものなり。

第三に「プロレタリア」獨裁の問題に付て申上けんとして左の如き供述を爲したり。

共産黨は「プロレタリア」獨裁の黨なることを再び繰り返して申上けん、既に三田村其の他の同志より詳しく申上けしか、秋山豫審判事の部下なる小泉豫審判事の豫審終結決定書に依れば、日本共産黨は無産者獨裁により共産主義社會の實現を期す云々なる意味のことあれども、之は謬見にして共産黨は決して斯の如きものにあらず。

と供述するや

裁判長は判事には部下と云ふ事なし。判事は全部獨立して上下の別なきものなり

と論するや、滿廷の被告人一齊に微笑したり。

裁判長は嚴に之を戒め、濫に笑を爲すは却つて嗤ふへく且つ慎まざるへからざるものなることを諭す。

被告人佐野學、只今裁判長は「笑ふ奴」と云はれたり云々として裁判長の用語を軽く非難す。之に對し裁判長より「物を抽象的に言ひたるに過ぎず」と釋明す。

被告人一同之に服するや、被告人佐野學は再び左の如く供述を續けたり。

前述の如く無産者獨裁による共産主義社會の實現等と謂ふか如きは出來ない相談なり。共産黨は「プロレタリア」獨裁の實現を最終の目標とするにあらず。直接の目標とする政黨なり。

共産主義社會を直ちに資本主義社會の次に導き入れんとする「デマゴグ」は、日本のみならず各國に於いても亦飛ざる事實なり。さり乍ら共産黨は然かく考ふるものにあらず。資本主義社會には直ちに共産主義社會を實現する諸種の條件未だ備らず。之を實現すれば「ユートピア」なり。

「レーニン」は「斯の如く共産黨は共産主義社會を資本主義社會の後に直ちに實現せ